

令和2年5月13日提出の資料から
35-7頁, 38-6頁, 64-7頁の誤記を
修正している

敦賀発電所2号炉 ボーリング柱状図の記事欄に係るご指摘への回答 補足説明資料2 総点検結果(2)

①ボーリング柱状図記事欄の比較

令和2年6月4日
日本原子力発電株式会社

余白

目次(補足説明資料2 ボーリング柱状図記事欄比較)

No.	ボーリング孔名	頁
1	H24-D1-2	補足2-1-1
2	H24-D1-3	補足2-2-1
3	H24-D1-4	補足2-3-1
4	H24-D1-5	補足2-4-1
5	H27-B-3	補足2-5-1
6	H27-B-4	補足2-6-1
7	H19-No. 2	補足2-7-1
8	H19-No. 14	補足2-8-1
9	H20-②-1	補足2-9-1
10	H24-B14-2	補足2-10-1
11	H24-D1-1	補足2-11-1
12	H27-B-1	補足2-12-1
13	H27-B-2	補足2-13-1
14	H19-No. 4	補足2-14-1
15	H19-No. 12	補足2-15-1
16	H24-B11-2	補足2-16-1
17	H24-B8-22	補足2-17-1
18	H20-①-9	補足2-18-1
19	H24-B11-1	補足2-19-1
20	H24-B8-21	補足2-20-1
21	H27-D5-1	補足2-21-1
22	H20-①-10	補足2-22-1
23	H19-No. 16	補足2-23-1
24	H19-No. 17	補足2-24-1
25	H19-No. 19	補足2-25-1
26	H19-No. 8	補足2-26-1
27	H20-①-2	補足2-27-1
28	H20-①-1	補足2-28-1
29	H20-①-3	補足2-29-1
30	H20-①-4	補足2-30-1
31	H19-No. 11	補足2-31-1
32	H19-No. 13	補足2-32-1
33	H20-③-1	補足2-33-1
34	H19-No. 3	補足2-34-1
35	H27-Br-1	補足2-35-1

No.	ボーリング孔名	頁
36	H20-①-8	補足2-36-1
37	H27-Br-2	補足2-37-1
38	H27-Br-8	補足2-38-1
39	H24-B14-1	補足2-39-1
40	H20-④-2	補足2-40-1
41	H20-④-1	補足2-41-1
42	H20-④-5	補足2-42-1
43	H19-No. 7	補足2-43-1
44	H24-B8-23	補足2-44-1
45	H24-B8-29	補足2-45-1
46	H24-B8-30	補足2-46-1
47	H19-No. 6	補足2-47-1
48	H19-No. 18	補足2-48-1
49	H20-①-5	補足2-49-1
50	H20-①-6	補足2-50-1
51	H27-Br-3	補足2-51-1
52	H19-No. 15	補足2-52-1
53	H20-④-3	補足2-53-1
54	H20-④-6	補足2-54-1
55	H20-④-7	補足2-55-1
56	H24-B8-34	補足2-56-1
57	H27-Br-5	補足2-57-1
58	H27-Br-6	補足2-58-1
59	H27-Br-12	補足2-59-1
60	H19-No. 10	補足2-60-1
61	H19-No. 5	補足2-61-1
62	H20-④-4	補足2-62-1
63	H24-B8-15	補足2-63-1
64	H24-B8-27	補足2-64-1
65	H24-B8-35	補足2-65-1
66	H24-B8-36	補足2-66-1
67	H27-Br-4	補足2-67-1
68	H27-Br-9	補足2-68-1

余白

1. 概要

本資料は、総点検の一環として、ボーリング柱状図の記事欄について比較を行い、記載が変更されている箇所を抽出し、変更されている場合はその内容・変更理由を確認したものである。

なお、記事欄以外の記載の比較については、補足説明資料5でとりまとめている。

(1) 点検内容

当社は、委託業務に基づき調査会社から当社に提出された資料(申請書案, 審査資料案)を確認した後に、当社クレジットの資料(申請書, 審査資料)として原子力規制委員会に提出している。

総点検として、調査会社から当社に提出された資料(調査報告書, 申請書案, 審査資料案), 申請書, 審査資料を比較し、変更の内容及び変更理由の確認を行った。

- ・確認対象: 審査資料の柱状図として提出している68孔(掘進長 計7,573m)
 - 調査会社から当社に提出された調査報告書(平成19年, 平成20年, 平成25年, 平成27年, 平成30年), 申請書案, 審査資料案
 - 平成27年11月5日 原子炉設置変更許可申請書添付書類六
 - 柱状図を審査資料として提出した3回の審査会合の資料
 - 平成29年12月22日審査資料(第536回審査会合)
 - 平成30年11月30日審査資料(第657回審査会合)
 - 令和2年2月7日審査資料(第833回審査会合)

比較は、報告書から最新の第833回審査会合で提出した資料を並べて変更箇所を確認するとともに、変更がある場合は変更理由の確認を行った。

なお、審査対応と並行して調査を実施している場合においては、時系列として、審査資料に先行して観察結果を反映し、調査会社からの報告書は後日受領している場合がある。

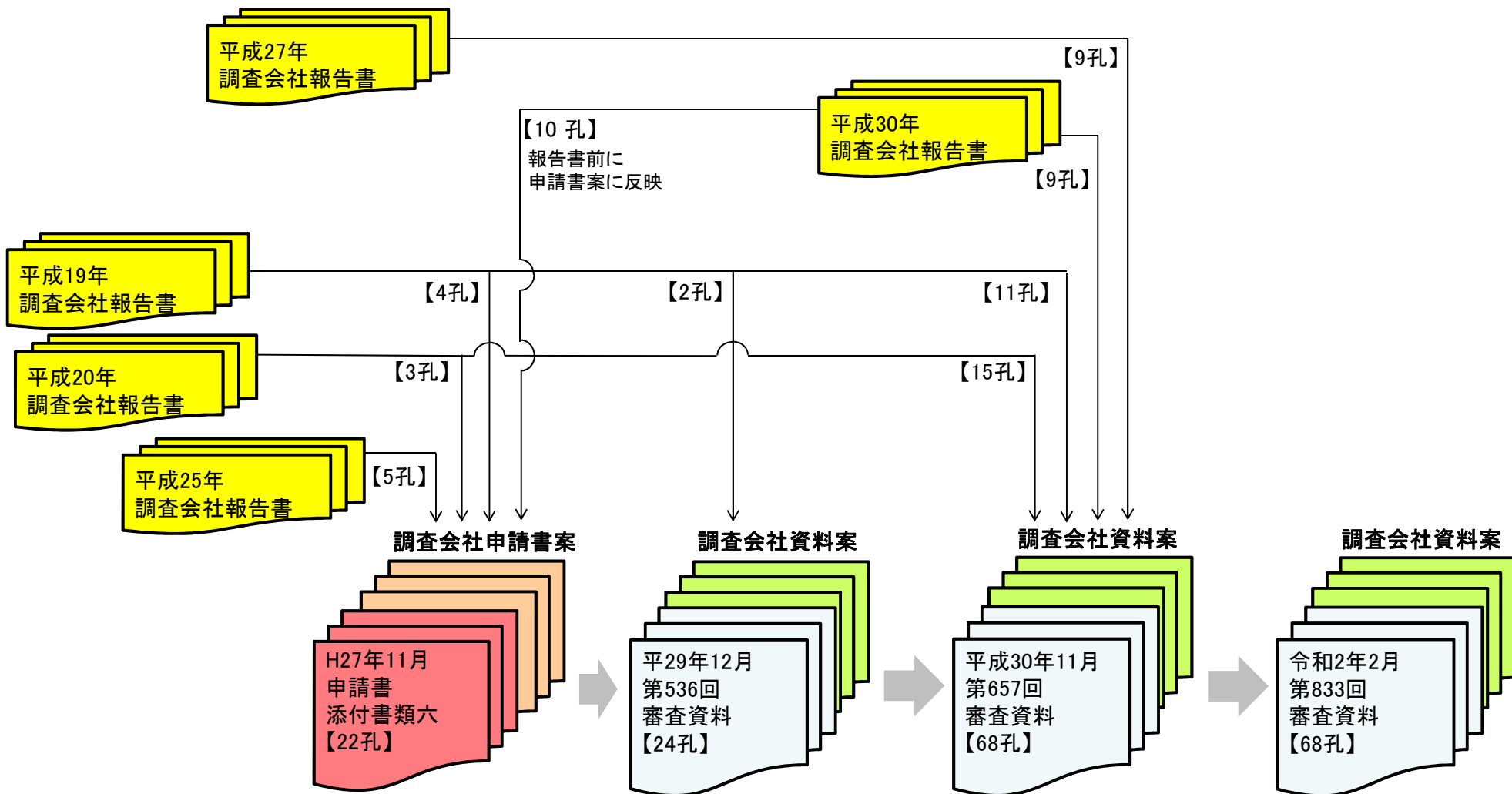
報告書受領時期と審査資料提出時期の関係を次頁に示す。

(2) 点検結果

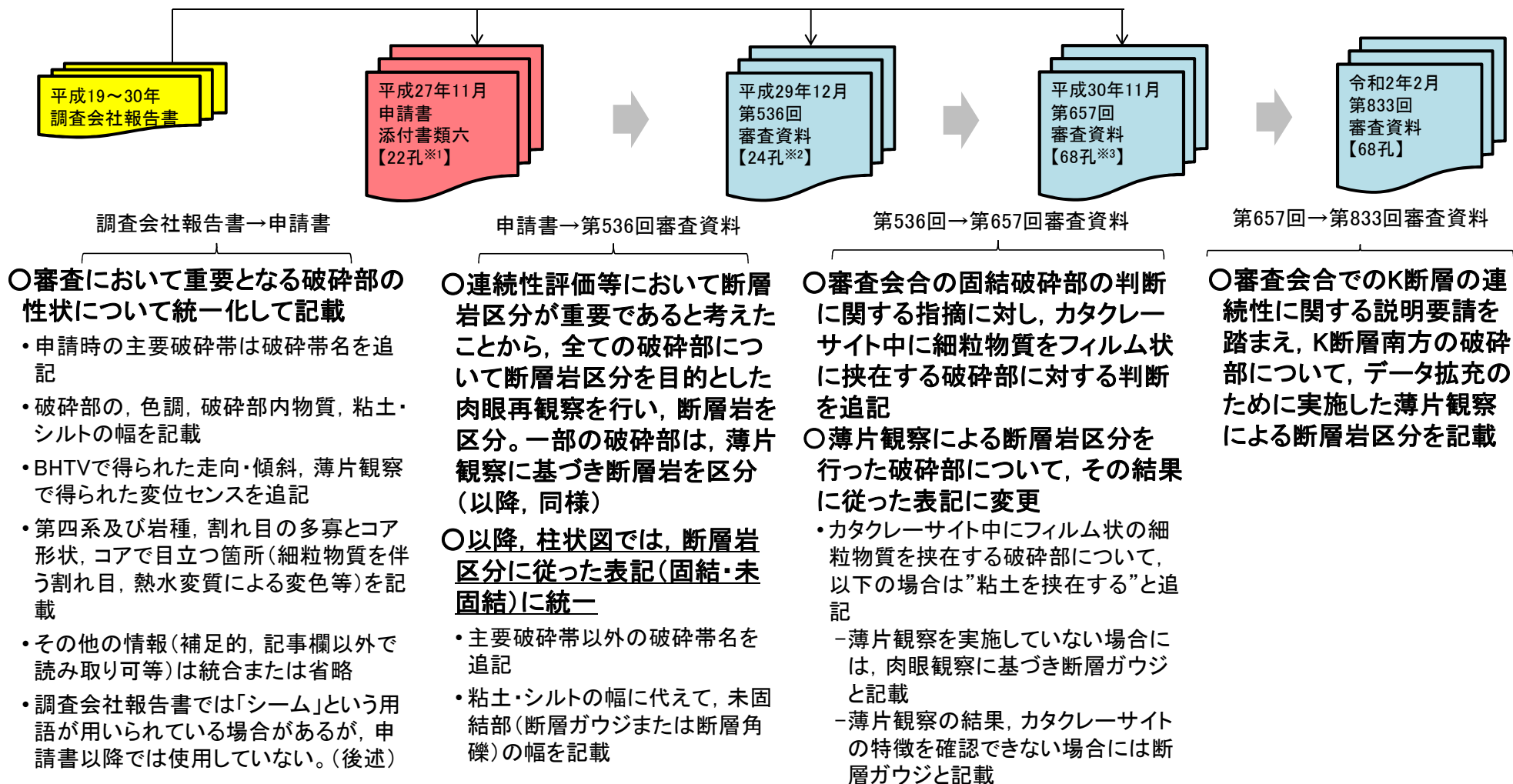
確認の結果、調査会社から当社に提出された資料の内容を当社が変更している箇所はなかった※。

※ただし、体裁の修正を行っている箇所はある。

報告書受領時期と審査資料提出時期の関係



2. ボーリングの柱状図の記載の変遷について



※1 申請時に主要破碎帯としていた破碎帯(D-1, D-5, D-6, D-14, H-3a)を捉えたボーリング孔のうち、申請書本文に明示している22孔を柱状図に掲載

※2 申請書の本文では明示していなかったが調査位置図に示していたD-14破碎帯を確認している2孔を追加

※3 破碎帯の連続性評価プロセスで評価する計68孔掲載

2. ボーリングの柱状図の記載の変遷について

柱状図記載の基本方針について

申請書柱状図, 審査資料柱状図については以下の基本方針に従って記載している。

○申請書柱状図

(破砕部)

- ◆ せん断構造・変形構造等の破砕構造が認められるものについては, 破砕部として漏れなく記載。
- ◆ 破砕部については, 破砕帯評価に重要と考えた以下の情報を記載。
 - ✓ 破砕部の破砕部内物質と色調を範囲で記載(例: 灰白色～黄橙色の粘土状～粘土混じり礫状)。
 - ✓ 連続性評価等で用いる走向・傾斜, 変位センスを記載。
 - ✓ 破砕部のうち, 粘土・シルト幅を記載。
 - ✓ 断層岩区分は申請書時点では, カタクレーサイト主体であると判断した一部の破砕帯のみに記載。
- ◆ 一部ボーリング孔(H24-D1-1～5, H24-B14-2, H24-B11-1,2, H24-B8-21,22)については, 申請書提出前に地盤安定性解析用の物性値設定を目的とした破砕部の詳細観察を実施しており, この詳細観察で得られた性状, 色調, 粘土の累計幅を記載。

(破砕部以外)

- ◆ 層相名, 岩相名と分布深度を記載。
- ◆ 岩石の構成鉱物, 石基, 斑晶, 粒径等については, 一般的な岩相の特徴であることから基本的に記載しないこととし, 特に目立つ区間(敦賀サイトに広く分布する岩相と異なる岩相の箇所等)について記載。
- ◆ マンガン汚染, 割れ目沿いの変色, 岩種境界の見かけの傾斜等の破砕帯評価に直接関係しない補足的な情報については記載しない。
- ◆ 割れ目の発達, コアの硬軟, 岩盤の劣化の程度等については, RQD, 最大コア長, 岩級区分等を含めて表現する。
- ◆ 岩盤中の挟在物のうち, その連続性・直線性や周囲の岩盤の劣化, 明瞭なせん断構造・変形構造等の破砕構造に関連するような特徴が見られないものについては, 風化・変質によるものや細粒物質の割れ目への流入物等であると判断し記載しない。

2. ボーリングの柱状図の記載の変遷について

○審査資料柱状図(平成29年12月22日審査資料(第536回審査会合))

(破砕部)

- ◆ 連続性評価等において断層岩区分が重要であると考えたことから、申請以降、破砕部について、断層岩区分を目的とした肉眼再観察や薄片観察を行い、断層岩区分を行った。Passchier and Trouw(2005)等においては、断層岩を「固結脆性断層岩」と「未固結脆性断層岩」と表現していることから、これに従い、審査資料柱状図では、断層岩区分に従い、断層ガウジ・断層角礫と判断したものは「未固結」、カタクレーサイトと判断したものは「固結」と記載する。
- ◆ 破砕部内物質については、その観察結果に基づき、粘土状部、砂状部、礫状部の表現で統一し、色調および上記の「固結・未固結」と合わせて、「〇〇色の固結〇〇部」等と記載する。
- ◆ 断層岩区分を断層ガウジまたは断層角礫と判断した箇所の累計幅を、「未固結〇〇部:累計幅〇〇cm」と記載。

(破砕部以外)

- ◆ 申請書と同様。

○審査資料柱状図(平成30年11月30日審査資料(第657回審査会合))

(破砕部)

- ◆ 第536回審査会合(平成29年12月22日)以降の再観察において、カタクレーサイト中に細粒物質を薄く挟在する破砕部について、肉眼観察のみで保守的に断層ガウジと判断したもの、および薄片観察に基づき断層ガウジと判断したものについては、柱状図に「粘土を挟在する。」と記載。
- ◆ 肉眼観察のみで断層岩を判断していた破砕部のうち、薄片観察により断層岩を見直したものについては、見直した断層岩に従い「固結・未固結」の表現を変更。
- ◆ 上記以外については、審査資料柱状図(平成29年12月22日審査資料(第536回審査会合))の記載方針と同様。

(破砕部以外)

- ◆ 申請書と同様。

○審査資料柱状図(令和2年2月7日審査資料(第833回審査会合))

(破砕部)

- ◆ K断層の連続性評価に重要となるK断層南方の破砕部について、肉眼観察のみで断層岩を判断していたもののうち、薄片観察により断層岩を見直したものについては、見直した断層岩に従い「固結・未固結」の表現を変更。
- ◆ 上記以外については、審査資料柱状図(平成29年12月22日審査資料(第536回審査会合))の記載方針と同様。

(破砕部以外)

- ◆ 申請書と同様。

3. 審査会合資料の柱状図における破碎部の固結・未固結の記載について

- 当社は肉眼観察による破碎部の硬軟について、設置変更許可申請書及びそれ以降の審査資料の柱状図には記載していない。
- 審査資料では破碎部性状を、肉眼観察や薄片観察の結果に基づき破碎部を断層岩に区分し、区分した断層岩に従い表記している※。
 ※ Passchier and Trouw(2005)等では断層岩を「固結脆性断層岩」や「未固結脆性断層岩」と表現していることから、これを参考に断層ガウジ・断層角礫と判断したものは「未固結〇状部」、カタクレーサイトと判断したものは「固結〇状部」と表記している。なお、平成29年12月22日の審査会合資料(資料2, p.23)には断層岩区分と表記の対応表を掲載している(次頁参照)。
- 全ての破碎部については、申請以降(平成28年～平成29年)に肉眼観察によるコアの再観察を行い、原岩組織の有無、細粒部の連続性・直線性、コアの硬軟等により断層岩を区分している。
- 継続的なデータ拡充により、薄片観察による断層岩区分を実施しているものもある。
- 破碎部の硬軟については上記のような記載方針であったため、新たに薄片観察の所見が得られたものは断層岩区分が変更される場合があり、また柱状図の固結・未固結の記載はコアの硬軟とは必ずしも一致しない。
- 破碎部の断層岩区分に係る経緯等を下表に示す。

	平成29年12月22日 審査会合	平成30年11月30日 審査会合	令和2年2月7日 審査会合
肉眼観察による 破碎部の硬軟の記載	記載していない		
断層岩区分のための データ取得	<ul style="list-style-type: none"> • 破碎帯の連続性評価等では断層岩区分が重要なため、当時確認されていた全破碎部について肉眼観察によるコアの再観察を実施(H28～H29) • 一部の破碎部※については薄片観察も実施。 ※ 申請時に主要破碎帯としていたD-1, D-5, D-6, D-14, H-3a破碎帯の一部 	<ul style="list-style-type: none"> • 固結破碎部に関する会合の指摘に対し、カタクレーサイト中にフィルム状細粒物質を挟在する破碎部について薄片観察を実施 	<ul style="list-style-type: none"> • K断層の連続性に関する会合の指摘に対し、連続性評価で重要となるK断層南方破碎部の薄片観察を追加実施
断層岩区分及び 柱状図の表記の 変更箇所	<ul style="list-style-type: none"> • 薄片観察による断層岩区分を行い、その結果に従って断層岩区分の表記を一部変更 	<ul style="list-style-type: none"> • カタクレーサイト中にフィルム状細粒物質を挟在するものは、以下の通り”粘土を挟在する”と追記 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 薄片観察で断層岩区分していないものは、保守的に断層ガウジに変更 ➢ 薄片観察でカタクレーサイトの特徴を確認できないものは、断層ガウジに変更 • 同時期に薄片を作成したものは、薄片観察による断層岩区分を行い、その結果に従って断層岩区分の表記を一部変更 	<ul style="list-style-type: none"> • 薄片観察による断層岩区分を行い、その結果に従って断層岩区分の表記を一部変更

3. 審査会合資料の柱状図における破碎部の固結・未固結の記載について

4. 敷地の地質

分布する岩種並びに破碎部及び断層岩の区分について

- 敷地には、江若花崗岩とこれに貫入するドレライトが分布する。
- このうち、江若花崗岩については、黒雲母花崗岩、花崗斑岩、アプライトからなる。江若花崗岩の形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値から、形成年代は白亜紀後期～古第三紀と判断される。
- 破碎部は、粒径の違いによって区分した粘土状破碎部、砂状破碎部、角礫状破碎部からなる。
- なお、断層岩の区分については、狩野・村田(1998)に基づく肉眼観察に加えて、顕微鏡下で粒子の形態・粒径、鉱物の種類とその量などを詳細に観察した結果も用いている。

江若花崗岩の岩種

岩種名 地質記号	写真	特徴
江若花崗岩	黒雲母花崗岩 Gr	<ul style="list-style-type: none"> 完晶質等粒状組織 鉱物の粒径は5mm前後 主たる鉱物組成は、カリ長石・斜長石・石英・黒雲母 形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値が約66.6Maを示すことから、白亜紀後期～古第三紀と判断される。
	花崗斑岩 Gp	<ul style="list-style-type: none"> 完晶質斑状組織 斑晶の粒径は2～10mm 石基の粒径は1mm以下 主たる鉱物組成は、斜長石・カリ長石・石英・黒雲母 形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値が約66.3Maを示すことから、白亜紀後期～古第三紀と判断される。
	アプライト Ap	<ul style="list-style-type: none"> 完晶質等粒状組織 斑晶を少量含み、斑状組織を示す箇所も認められる。 斑状組織を示す箇所での石基は、微晶質である。 主たる鉱物組成は、石英・カリ長石・斜長石であり黒雲母は微量 形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値が約64.2Maを示すことから、白亜紀後期～古第三紀と判断される。
ドレライト Do		<ul style="list-style-type: none"> 填間状組織 粒径は2mm以下 主たる鉱物組成は、斜長石・輝石であり、微量の不透明鉱物を伴う。 形成年代は、カリウム・アルゴン法年代測定値が約21.1Maを示すことから、新第三紀中新世と判断される。

侵食抵抗性について

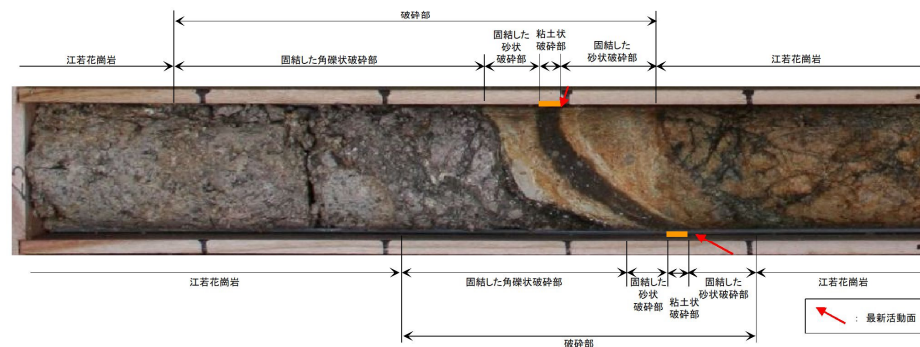
- 松井(1988)によれば、花崗岩、閃緑岩、ハンレイ岩のように、完晶質の深成岩は、粗粒の結晶だけから構成されていることから、物理的風化(乾湿風化、凍結風化等)を受けやすく、結晶間の結合が緩んで、岩石から一遍に砂に変化する。一方、微細な結晶や火山ガラスからなる緻密な石基を主体とする流紋岩、安山岩、玄武岩のような火山岩(噴出岩)は、物理的風化を相対的に受けにくく、岩石は岩塊から礫へと次第に細粒化する。半晶質の半深成岩は、両者の中間的傾向を示すとされている。
- 敷地の黒雲母花崗岩は鉱物の粒径が5mm程度の等粒状の粗粒の結晶だけからなる。一方、花崗斑岩は斑状を呈し、主体を占める基質の粒径が1mm以下と細粒であることから、黒雲母花崗岩の方が侵食抵抗性が低いと判断される。

破碎部及び断層岩の区分

敦賀発電所の破碎部の区分	狩野・村田(1998)による断層岩区分		C.Passchier.et.al(1999)による断層岩区分
粘土状破碎部	断層 ガウジ	断層岩の中で、手でこわせるほど軟弱で、粘土状の細粒な基質部が多いもの。	数少ない岩片が粘土鉱物に富む基質中に孤立して存在する。
砂状破碎部	断層 角礫	断層ガウジに比べて基質が少なく、角礫状の岩片が多いもの。	30%以上の壁岩角礫片または破断脈と細粒基質からなっている。
角礫状破碎部			
固結した粘土状破碎部	カタクレー サイト	基質と岩片が固結しているもの。	粒径が多様で、直線的でシャープな粒界を持つ角張った粒子がみられる。多結晶岩片を含む。
固結した砂状破碎部			
固結した角礫状破碎部			

※後述する薄片試料観察については、表記「破碎部及び断層岩の区分」に基づき分類する。

破碎部の区分の一例



4. 破碎部の認定に係る記載

①調査会社報告書における“シーム”の記載

平成19年、20年の調査会社報告書においては“シーム”という用語が使用されており、詳細は以下の通りとしている。

○平成19年、20年の調査会社報告書において、“シーム”の定義は「破碎構造及び変位が認められもので、破碎幅10mm未満のものをシームとする」とされており、これら報告書柱状図で計216箇所使用されている。

○“シーム”とされていた箇所については、申請までに以下の観点で再観察を行い、申請書柱状図への反映を検討している。(破碎部の一部と認定したものを除く。次頁参照)
再観察の結果、“シーム”とされていた箇所については以下の通り破碎構造が認められないものであったことから、“シーム”という用語は用いないこととし変質部や割れ目として取り扱うこととした。

- ・風化または熱水変質した箇所に沿って分布するもので周辺岩盤に破碎構造が認められないもの。
- ・堅硬な岩盤中に分布するもので周辺岩盤に破碎構造が認められない割れ目。

【補足説明資料3】

②破砕部とする箇所の見直し

調査会社報告書において破砕部としていなかった箇所について破砕部に変更したもの、破砕部としていた箇所について変質部に変更したものがある。【補足説明資料4】

○破砕帯の分布の検討に当たって、破砕帯が通過する可能性がある箇所に破砕部と評価していない弱部(変質部, 節理密集部等)がある場合は、改めての検討を行った。また、併せて、破砕部の周囲の変質帯やシーム等について、近接する破砕部と一連のものと評価するのかの検討を行った。

○破砕部の認定については、破砕部を統一的な見方で見直しを行った。

○その結果、審査資料の柱状図において、以下の見直しを行っている。

- ・調査会社報告書においては破砕部としていなかったが、破砕部に変更した箇所 39箇所
- ・調査会社報告書においては破砕部としていたが、変質部に変更した箇所 5箇所

【補足説明資料4】

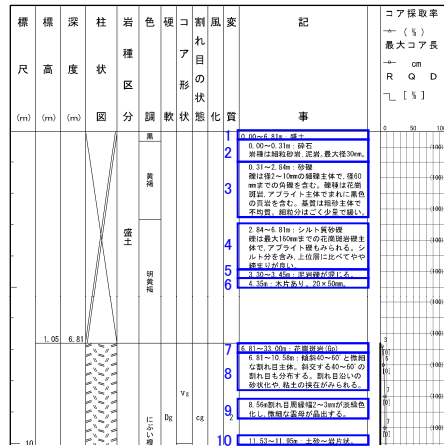
余白

H24-D1-2

余白

H24-D1-2

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
1 0.00~6.81m ・盛土である。
7 6.81~33.00m ・花崗斑岩である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
1 0.00~6.81m ・盛土である。
7 6.81~33.00m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
1 0.00~6.81m ・盛土である。
7 6.81~33.00m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1 0.00~6.81m ・盛土である。
7 6.81~33.00m ・花崗斑岩である。

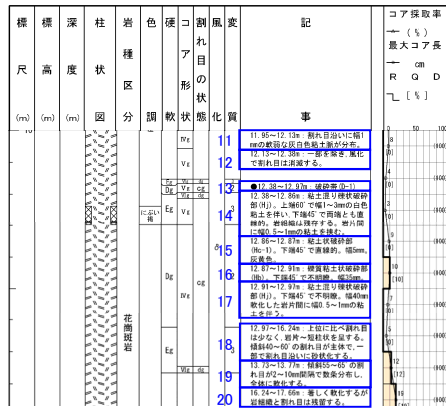
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00~6.81m ・盛土である。
7 6.81~33.00m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1~6	・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分や構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	・一部割れ目治いで砂状化や粘土の挟在がみられるが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-	-	-
9	・割れ目治いの変色や鉱物の晶出については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
10	・割れ目の発達程度については、岩級区分で示しているため削除。	-	-	-	-

H24-D1-2

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
13	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
14	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
17	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
13	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
17	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白~浅黄~黄褐色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
13	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
17	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
13	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
17	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

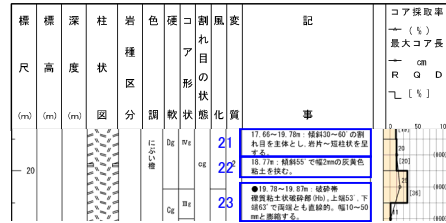
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
11	11.95~12.13m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
13	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
17	●12.38~12.97m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主にふい褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN14° W70° Wである。
18	12.97~16.24m ・割れ目は少なく、短柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・風化の程度については、当該区間の周囲と明確な差異がないため削除。	—	—	—	—
13~17	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし
18	・岩片~短柱状については、より主体的な短柱状と記載。 ・割れ目沿いの砂状化については、当該区間の周囲と明確な差異がないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
19	・割れ目の発達やコアの硬軟の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
20	・軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—

H24-D1-2

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●19.78~19.87m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄褐色の礫質粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN16° E65° Wである。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●19.78~19.87m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄褐色の礫質粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN16° E65° Wである。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●19.78~19.87m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN16° E65° Wである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●19.78~19.87m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN16° E65° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

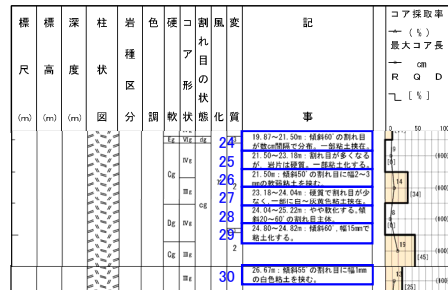
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●19.78~19.87m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・淡黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN16° E65° Wである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	-	-	-	-
22	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	-	-	-	-
23	<ul style="list-style-type: none"> ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが、直線性に乏しいことから、カタクレーサイトからなること記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、フィルム状の粘土の表記を固結粘土状部に見直し。

H24-D1-2

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
25 A
21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
25 A
21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
25 A
21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
25 A
21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

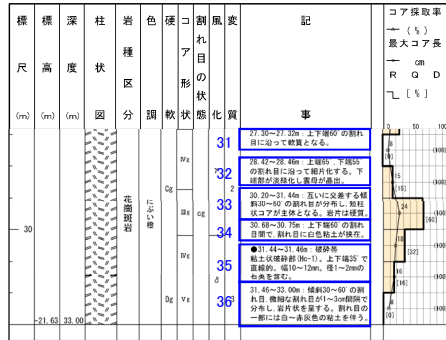
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
25 A
21.50~23.18m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
25.21~26.82m ・割れ目が少なく、短柱状~柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
24	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
25.26	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 (誤記)岩片~短柱状と書くべきところを誤って角礫状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
A	・RQDの増大傾向が顕著であることから、割れ目の少ない区間とその分布深度を追記。 ・“コア形状”欄に基づき短柱状~柱状を追記。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
27	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、直線性や連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
28	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の傾斜の記載については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
29	・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
30	・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—

H24-D1-2

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
31
32
33
34
35
36

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
31
32
33
34
35
36

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
31
32
33
34
35
36

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
31
32
33
34
35
36

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
31
32
33
34
35
36

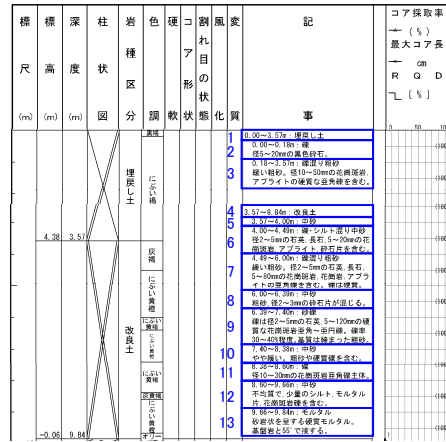
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いに軟質化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 	—	—	—	—
32	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目沿いに細粒化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出、変色については、補足的なものであるため削除。 	—	—	—	—
33	<ul style="list-style-type: none"> ・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	—	—	—	—
34	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	—	—	—	—
35	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(右ずれ正断層センサー⇒右ずれセンス)。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
36	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

余白

H24-D1-3

余白

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
1 0.00~3.57m ・埋土である。
4 3.57~9.84m ・改良土である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
1 0.00~3.57m ・埋土である。
4 3.57~9.84m ・改良土である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
1 0.00~3.57m ・埋土である。
4 3.57~9.84m ・改良土である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1 0.00~3.57m ・埋土である。
4 3.57~9.84m ・改良土である。

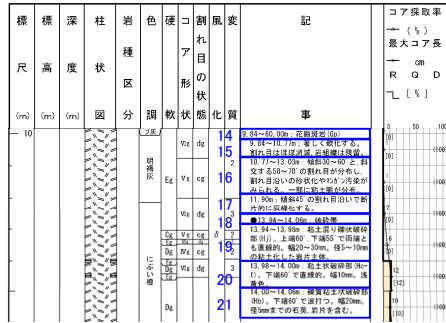
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00~3.57m ・埋土である。
4 3.57~9.84m ・改良土である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1~3	<ul style="list-style-type: none"> 埋め戻し土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。 表現の見直し(埋め戻し土→埋土)。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4~13	<ul style="list-style-type: none"> 改良土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-3

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
14 9.84~60.00m ・花崗斑岩である。
18 19 20 21 ●13.94~14.06m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・浅黄~明オリーブ灰色の粘土状~粘土混じり横状を呈する。 ・浅黄~明黄褐色粘土・累計厚17mm ・走向・傾斜はN26° E77° Wである。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
14 9.84~60.00m ・花崗斑岩である。
18 19 20 21 ●13.94~14.06m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・浅黄~明オリーブ灰色の粘土状~粘土混じり横状を呈する。 ・浅黄~明黄褐色粘土・累計厚17mm ・走向・傾斜はN26° E77° Wである。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
14 9.84~60.00m ・花崗斑岩である。
18 19 20 21 ●13.94~14.06m(H-3d破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰色の固結礫状部からなる。 ・浅黄色の未固結粘土状部・累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN26° E77° Wである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
14 9.84~60.00m ・花崗斑岩である。
18 19 20 21 ●13.94~14.06m(H-3d破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰色の固結礫状部からなる。 ・浅黄色の未固結粘土状部・累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN26° E77° Wである。

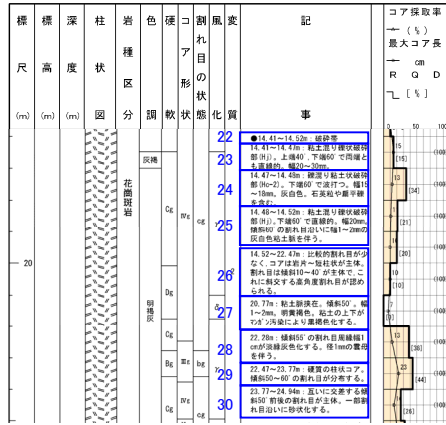
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
14 9.84~60.00m ・花崗斑岩である。
18 19 20 21 ●13.94~14.06m(H-3d破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰色の固結礫状部からなる。 ・浅黄色の未固結粘土状部・累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN26° E77° Wである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・軟質化を伴う岩盤の劣化については、岩級区分で示しているため削除。	-	-	-	-
16	・一部に粘土～砂を含むが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	-	-	-	-
17	・色調については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
18~21	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H24-D1-3

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
22
25
26
29

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
22
25
26
29

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
22
25
26
29

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
22
25
26
29

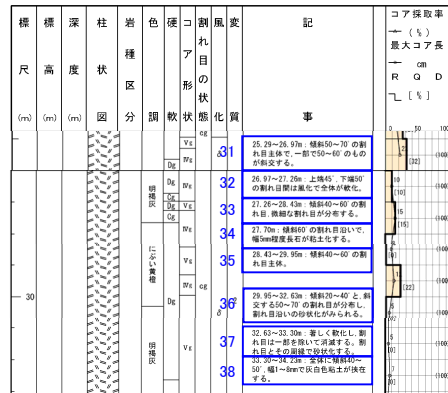
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
22
25
26
29

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.27)
22~25	<ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 破砕帯名を記載。 申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
26	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 岩片~短柱状については、より主体的な短柱状と記載。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
27	<ul style="list-style-type: none"> 粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 	-	-	-	-
28	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目沿いの変色、鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。 	-	-	-	-
29	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
30	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 砂を挟在するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。 	-	-	-	-

H24-D1-3

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
37 32.63~33.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
32	・軟質化については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
33	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
34	・長石の粘土化については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
35	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
36	・砂を挟在するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
37	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・軟質化の程度については、当該区間の下位と明瞭な差が認められないため削除。 ・一部に砂を挟在するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	-	-	-	-

H24-D1-3

委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	化	事	(%)
							目	質		最大コア長
							の			cm
							形			R Q D
							状			L (%)
							状			
							化			
							質			
							39		●34-23~34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状～粘土漙じり礫状を呈する。	39
							40		・灰白～灰黄色粘土；累計厚7mm ・走向・傾斜はN12° Wである。	40
							41		36.53~36.82m	41
							42		・割れ目が多く、角礫状を呈する。	42
							43			43
							44			44
							45			45
							46			46
							47			47
							48			48

設置許可申請書案

記事
●34-23~34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状～粘土漙じり礫状を呈する。
・灰白～灰黄色粘土；累計厚7mm ・走向・傾斜はN12° Wである。
36.53~36.82m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
●34-23~34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状～粘土漙じり礫状を呈する。
・灰白～灰黄色粘土；累計厚7mm ・走向・傾斜はN12° W89° Wである。
36.53~36.82m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●34-23~34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黒褐色の固結礫状部からなる。
・灰黄色の未固結粘土状部；累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN12° W89° Wである。
36.53~36.82m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●34-23~34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黒褐色の固結礫状部からなる。
・灰黄色の未固結粘土状部；累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN12° W89° Wである。
36.53~36.82m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

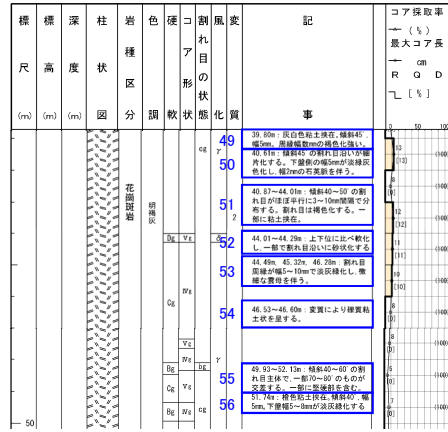
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●34-23~34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黒褐色の固結礫状部からなる。
・灰黄色の未固結粘土状部；累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN12° W89° Wである。
36.53~36.82m
・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
39~43	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
44	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
45	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目沿いの変色・鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
47	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
48	・割れ目の傾斜・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	-	-	-	-

H24-D1-3

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記 事

設置許可申請書 (平成27年11月)

記 事

審査資料 (平成29年12月22日)

記 事

審査資料 (平成30年11月30日)

記 事

審査資料 (令和2年2月7日)

記 事

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
49	・一部に粘土を挟在するが、連続性が乏しいことから削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
50	・割れ目の傾斜・割れ目沿いの変色・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに細片化するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	-	-	-	-
51	・割れ目の傾斜・色調については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性が乏しいことから削除。	-	-	-	-
52	・軟質化し、割れ目沿い砂状を呈するが、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
53	・割れ目沿いの変色・鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	-	-	-	-
54	・礫質粘土状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	-	-	-	-
55	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・硬軟の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	-	-	-	-
56	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性が乏しいことから削除。	-	-	-	-

委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深さ	柱状	岩種	色調	硬さ	割れ目	風化	記号	風化	記号	風化	記号
(m)	(m)	(m)	円	分	調	軟	目	化	記	風	記	風	記
50													

設置許可申請書案

記事
●52.13~52.28m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰褐色～灰白～明褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・にぶい橙～明赤灰色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN7° E70° Wである。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
●52.13~52.28m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰褐色～灰白～明褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・にぶい橙～明赤灰色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN7° E70° Wである。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●52.13~52.28m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・にぶい橙色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN7° E70° Wである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●52.13~52.28m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・にぶい橙色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN7° E70° Wである。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●52.13~52.28m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・にぶい橙色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN7° E70° Wである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.27)
57～60	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
61	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	-	-	-	-
62	・硬軟の程度については、岩級区分に示しているため削除。	-	-	-	-
63	・割れ目の傾斜・鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性が乏しいことから削除。	-	-	-	-

H24-D1-3

委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬さ	割れ目	風化	記
(m)	(m)	(m)	円分				形状	状態	事
-35.53	60.00								<p>64 ●56.88～57.24m 破砕部</p> <p>65 56.88～57.24m 右ずれ正断層センスである。明褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。</p> <p>66 にふい赤褐色粘土：累計厚8mm</p> <p>67 58.29～58.53m 走向・傾斜はN2°E89°Wである。</p> <p>68 58.29～58.53m 割れ目が多く、角礫状を呈する。</p> <p>69 58.29～58.53m 割れ目が多く、角礫状を呈する。</p>

設置許可申請書案

記事	
64	●56.88～57.24m
65	破砕部である。
66	右ずれ正断層センスである。
67	明褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。
68	にふい赤褐色粘土：累計厚8mm
69	58.29～58.53m
	走向・傾斜はN2°E89°Wである。
	割れ目が多く、角礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
64	●56.88～57.24m
65	破砕部である。
66	右ずれ正断層センスである。
67	明褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。
68	にふい赤褐色粘土：累計厚8mm
69	58.29～58.53m
	走向・傾斜はN2°E89°Wである。
	割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
64	●56.88～57.24m(D-35破砕帯)
65	破砕部である。
66	右ずれ正断層センスである。
67	主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。
68	にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm
69	走向・傾斜はN2°E89°Wである。
	58.29～58.53m
	割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
64	●56.88～57.24m(D-35破砕帯)
65	破砕部である。
66	右ずれ正断層センスである。
67	主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。
68	にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm
69	走向・傾斜はN2°E89°Wである。
	58.29～58.53m
	割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
64	●56.88～57.24m(D-35破砕帯)
65	破砕部である。
66	右ずれ正断層センスである。
67	主にオリブ灰色の固結礫状部からなる。
68	にふい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm
69	走向・傾斜はN2°E89°Wである。
	58.29～58.53m
	割れ目が多く、角礫状を呈する。

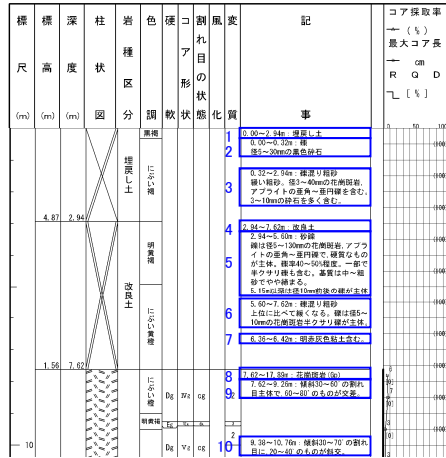
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
64～68	<ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 破砕帯名を記載。 申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
69	・角礫状部の基質の粒径については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-4

余白

H24-D1-4

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案 (平成27年)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
1	0.00~2.94m ・埋土である。
4	2.94~7.62m ・改良土である。
8	7.62~17.89m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1~3	・埋戻し土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋戻し土→埋土)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4~7	・改良土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—
10	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—

委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記
(m)	(m)	(m)	区	種	調	軟	れ	速	事
			分	別	査	化	目	質	
							の		
							形		
							状		
							状		
							化		
							質		
									11
									12
									13

設置許可申請書案

記事
11 10.76～10.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・浅黄褐色～灰白～浅黄色の礫混り粘土状を呈する。
13 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・浅黄褐色～灰白～浅黄色の礫混り粘土状を呈する。累計厚18mm ・走向・傾斜はN13° W78° Wである。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
11 10.76～10.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・浅黄褐色～灰白～浅黄色の礫混り粘土状を呈する。
13 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。 ・走向・傾斜はN13° W78° Wである。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
11 10.76～10.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・浅黄褐色～灰白～浅黄色の礫混り粘土状を呈する。
13 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。 ・走向・傾斜はN13° W78° Wである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
11 10.76～10.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。
13 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。 ・走向・傾斜はN13° W78° Wである。

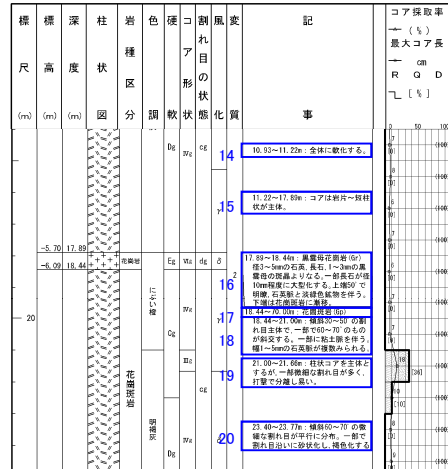
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
11 10.76～10.88m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
12 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。
13 ●10.91～10.93m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。 ・走向・傾斜はN13° W78° Wである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・粘土混り礫状を呈し一部に粘土を挟在するが、破砕帯と接しており、その影響による劣化と判断し削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・礫質粘土状を呈し一部に粘土を挟在するが、破砕帯と接しており、その影響による劣化と判断し削除。	—	—	—	—
13	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・浅黄褐色と書くべきところを誤って浅黄褐色と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし

H24-D1-4

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事	内容
14	10.03~11.22m: 全体に軟化する。
15	11.22~17.89m: コアは短柱状の岩体である。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗閃岩である。
18	20.00~21.66m: 柱状コアを主体とするが、一部層状な割れ目が多く、1層での掘削が難しい。
19	21.66~23.40m: 黒雲母花崗岩である。
20	23.40~23.77m: 黒雲母花崗岩である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
15	11.22~17.89m: 割れ目が少なく、短柱状を呈する。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗閃岩である。
20	23.40~23.77m: 割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
15	11.22~17.89m: 割れ目が少なく、短柱状を呈する。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗閃岩である。
20	23.40~23.77m: 割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
15	11.22~17.89m: 割れ目が少なく、短柱状を呈する。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗閃岩である。
20	23.40~23.77m: 割れ目が多く、角礫状を呈する。

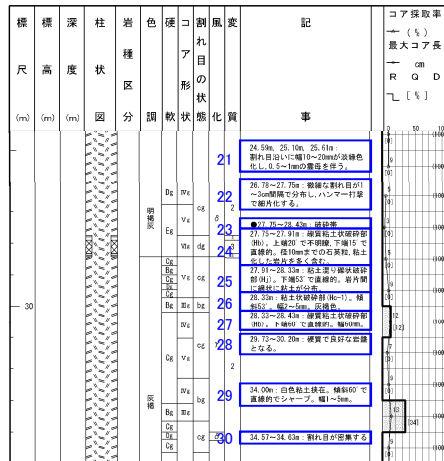
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
15	11.22~17.89m: 割れ目が少なく、短柱状を呈する。
16	17.89~18.44m: 黒雲母花崗岩である。
17	18.44~20.00m: 花崗閃岩である。
20	23.40~23.77m: 割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
14	・軟質化しているが、破碎帯と接しており、その影響による劣化と判断し削除。	—	—	—	—
15	・“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
16	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土の挟在が見られるが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
19	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—
20	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部で砂状化が見られるが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-4

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事	
23 27	●27.75~28.43m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明褐色～灰白～明赤灰色の塊状じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
23 27	●27.75~28.43m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明褐色～灰白～明赤灰色の塊状じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰黄褐色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
23 27	●27.75~28.43m(D-35破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
23 27	●27.75~28.43m(D-35破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

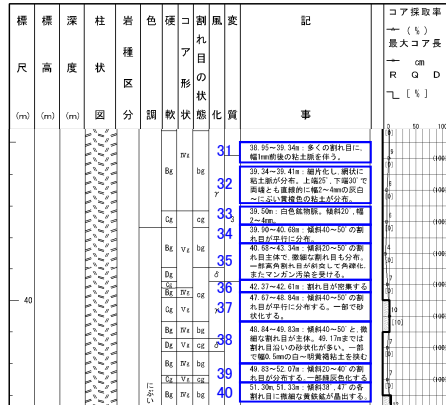
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
23 27	●27.75~28.43m(D-35破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.4cm ・走向・傾斜はN6°E83°Wである。
30	34.57~34.63m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目沿いの変色、鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
22	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—
23~27	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれ正断層センス→正断層センス)。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
28	・硬軟の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
29	・粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
30	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-4

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
36 42.37~42.61m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
39 49.83~52.07m ・緑灰色に変色する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
36 42.37~42.61m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
39 49.83~52.07m ・緑灰色に変色する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
36 42.37~42.61m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
39 49.83~52.07m ・緑灰色に変色する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
36 42.37~42.61m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
39 49.83~52.07m ・緑灰色に変色する。

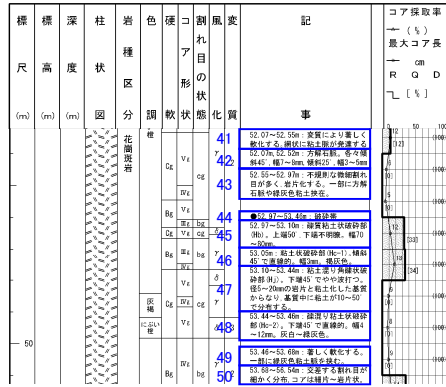
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
36 42.37~42.61m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
39 49.83~52.07m ・緑灰色に変色する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31.32	・一部粘土が見られるが、その方向や角度に規則性はなく、系統的な配列等が見られないことから削除。	—	—	—	—
33	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
34	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	—	—	—	—
35	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・割れ目の傾斜、割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
36	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
37	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・再観察の結果、顕著な砂状化部が見られないことから削除。	—	—	—	—
38	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・一部で砂状化が見られ、粘土を挟在するが、幅狭く、周囲の岩盤に著しい劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
39	・割れ目の程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目沿いの鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

H24-D1-4

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
41 52.07~52.97m 43 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
44 52.97~53.46m 48 ●52.97~53.46m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・褐色色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN41° E50° NWである。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
41 52.07~52.97m 43 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
44 52.97~53.46m 48 ●52.97~53.46m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状~粘土混じり礫状を呈する。 ・褐色色粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN41° E50° NWである。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
41 52.07~52.97m 43 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
44 52.97~53.46m 48 ●52.97~53.46m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・褐色色の未固結粘土状部：累計厚0.3cm ・走向・傾斜はN41° E50° NWである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
41 52.07~52.97m 43 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
44 52.97~53.46m 48 ●52.97~53.46m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・褐色色の未固結粘土状部：累計厚0.3cm ・走向・傾斜はN41° E50° NWである。

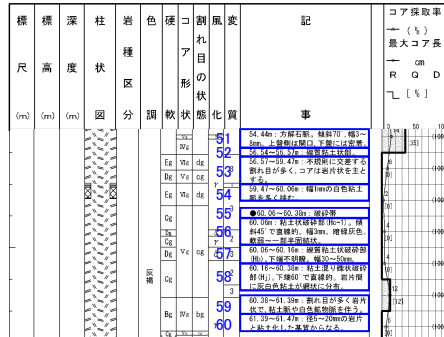
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
41 52.07~52.97m 43 ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
44 52.97~53.46m 48 ●52.97~53.46m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・褐色色の未固結粘土状部：累計厚0.3cm ・走向・傾斜はN41° E50° NWである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
41~43	<ul style="list-style-type: none"> ・RQDの急減が顕著な区間を一括記載。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・軟質化の程度については、岩級区分で示しているため削除。 ・一部に粘土を含むが、系統的な配列が認められないことから削除。 ・鉱物脈の記載については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44~48	<ul style="list-style-type: none"> ・粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが、幅の膨縮が著しく、直線性に乏しいことから、カタクレーサイトからなると記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(“主に灰白色の固結礫状部からなる。褐色色の未固結粘土状部：累計厚0.3cm”→“灰白色の固結礫状部からなる”)、審査会合(R1.10.11)にて説明済み。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
49	<ul style="list-style-type: none"> ・軟質化の程度については、岩級区分で示しているため削除。 ・上部の破砕部の影響による割れ目沿いに粘土を挟んでいるものと判断し削除。 	—	—	—	—
50	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 	—	—	—	—

H24-D1-4

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。
59	・灰褐色～灰白色の粘土状～粘土混り礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。
59	・灰褐色～灰白色の粘土状～粘土混り礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。
59	・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN18° E86° Wである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。
59	・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN18° E86° Wである。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
53	56.57~59.47m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。
55	●60.06~60.38m ・破砕部である。
58	・右ずれセンスである。
59	・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗緑灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN18° E86° Wである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
51	・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
52	・礫質粘土状を呈するが、周囲との境界は直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
53	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
54	・一部に粘土を挟在するが、系統的な配列が認められないことから削除。	—	—	—	—
55~58	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
59	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが、明瞭かつ系統的な配列が認められないことから削除。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
60	・礫を含む粘土状を呈するが、周囲との境界が不規則・不明瞭であることから削除。	—	—	—	—

委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色調	硬さ	割れ目	風化	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	区分	調	軟	目	質	事	(%)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	最大コア長
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	— cm
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	R Q D
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	L (%)
60									61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72	2 10 100 100 100 100 100 100 100 100 100 100

設置許可申請書案

記事
61 63 68 72

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
61 63 68 72

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
61 63 68 72

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
61 63 68 72

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
61 63 68 72

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
61～63	<ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 破砕帯名を記載。 申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層層(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 	変更なし	変更なし (※ただし、断層層区分は薄片観察結果に基づく)
64	<ul style="list-style-type: none"> 割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	—	—	—	—
65～67	<ul style="list-style-type: none"> 軟質化の程度については、岩種区分に含めて示しているため削除。 一部に粘土を伴い軟質化しているが、粘土の系統的な配列が認められないことから削除。 	—	—	—	—
68～72	<ul style="list-style-type: none"> 粒度、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 粘土混じり礫状と書くべきところを誤って礫混じり粘土状と記載。 粘土を挟在するが、固結していることから、“カタクレーサイトからなる”と記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層層(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 	変更なし	変更なし (※ただし、断層層区分は薄片観察結果に基づく)

H24-D1-4

委託報告書 (平成25年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	円	分	調	軟	状	形	状	事	→ (%) 最大コア長 — cm — R Q D ↓ (%)
-42.55	73.00		花崗斑岩			04	74	73		63.00～64.05m 115～20mmの割れ目と拡大した産層からなる。 64.05～66.65m 傾斜約20°を呈し、互いに交差する40～80°の割れ目が特徴。	0 10 100
							74	74		66.65～67.05m 産層で急しく軟化し、角礫状を呈する。	
							75	75		67.05～70.05m 傾斜約70°の割れ目が認められる。一部に白～黒産層の粘土層が産する。	
							76	76		67.05～70.05m 割れ目は傾斜約50～70°が主体。割れ目沿いの砂状化～産層化や産層状色の粘土層が認められる。	
							77	77			

設置許可申請書案

記事
66.65～67.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
66.65～67.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
66.65～67.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
66.65～67.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
66.65～67.05m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
73～77	<ul style="list-style-type: none"> “コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 66.65～67.05mについては、全体の範囲の中で特に割れ目が発達し、角礫状化が認められることから記載。 それ以外の区間の割れ目の程度については、周囲と明瞭な差が認められないため削除。 一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

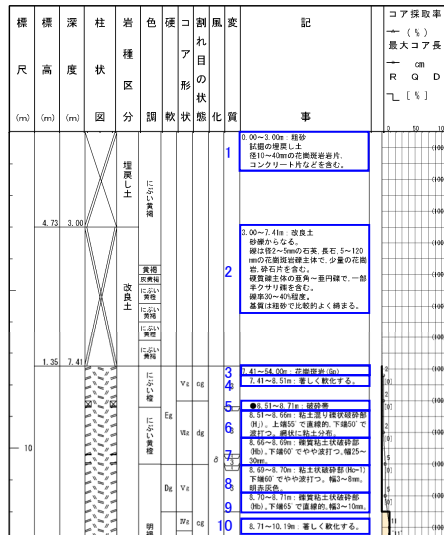
余白

H24-D1-5

余白

H24-D1-5

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事	記事
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗斑岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m 破砕部である。カタクレーサイトからなる。
9	にぶい橙色の粘土状～粘土混り礫状を呈する。 ・明赤灰色粘土：累計幅8mm ・赤白～緑斜はN7° W60° Wである。
10	8.71~10.19m 強風化部である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗斑岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m 破砕部である。カタクレーサイトからなる。
9	にぶい橙色の粘土状～粘土混り礫状を呈する。 ・明赤灰色粘土：累計幅8mm ・赤白～緑斜はN7° W60° Wである。
10	8.71~10.19m 強風化部である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗斑岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m(f-d1-5-1破砕帯) 破砕部である。
9	主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・明赤灰色の未固結粘土状部：累計幅0.6cm ・走向・傾斜はN7° W60° Wである。
10	8.71~10.19m 強風化部である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗斑岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m(f-d1-5-1破砕帯) 破砕部である。
9	右ずれ正断層センスである。 主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・明赤灰色の未固結粘土状部：累計幅0.6cm ・走向・傾斜はN7° W60° Wである。
10	8.71~10.19m 強風化部である。

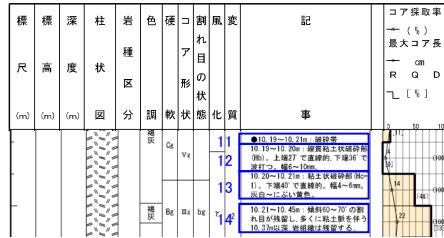
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
1	0.00~3.00m 埋土である。
2	3.00~7.41m 改良土である。
3	7.41~54.00m 花崗斑岩である。
4	7.41~8.51m 強風化部である。
5	8.51~8.71m(f-d1-5-1破砕帯) 破砕部である。
9	右ずれ正断層センスである。 主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・明赤灰色の未固結粘土状部：累計幅0.6cm ・走向・傾斜はN7° W60° Wである。
10	8.71~10.19m 強風化部である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	<ul style="list-style-type: none"> 柱状図に合わせて埋土と記載。 表現の見直し(埋戻し土→埋土)。 埋戻し土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、礫種に関する記載は削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	<ul style="list-style-type: none"> 改良土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、礫種、礫径、礫率、基質に関する記載は削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4.10	<ul style="list-style-type: none"> 褐色化が顕著であることから、“風化”欄に基づき風化の程度を追記。 軟質化の程度については、隣接する破砕部区間と明瞭な差がないため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5~9	<ul style="list-style-type: none"> 性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 粘土を挟在するが、周囲との境界が比較的凹凸に富み、直線性に乏しいことから、カタクレーサイトからなる」と記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 破砕帯名を記載。 申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) 	変更なし

H24-D1-5

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●10.19~10.21m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の粘土状~硬質粘土状を呈する。 ・にぶい黄~灰白色粘土：累計厚6mm ・走向・傾斜はN12° E78° Wである。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●10.19~10.21m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の粘土状~硬質粘土状を呈する。 ・にぶい黄~灰白色粘土：累計厚6mm ・走向・傾斜はN12° E78° Wである。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●10.19~10.21m(H-3d破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN12° E78° Wである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●10.19~10.21m(H-3d破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN12° E78° Wである。

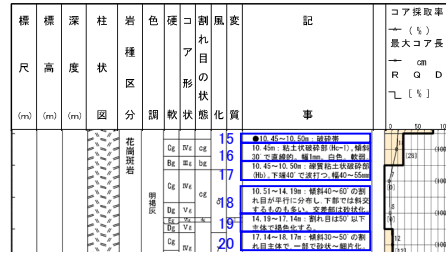
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<ul style="list-style-type: none"> ●10.19~10.21m(H-3d破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計厚0.5cm ・走向・傾斜はN12° E78° Wである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11~13	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
14	<ul style="list-style-type: none"> ・一部に粘土を挟在するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については、変質に関する補足的なものであるため削除。 	—	—	—	—

H24-D1-5

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事	
15	●10.45~10.50m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる
17	・灰白色の粘土状～硬質粘土状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚1mm以下 ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
15	●10.45~10.50m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる
17	・灰白色の粘土状～硬質粘土状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚1mm以下 ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
15	●10.45~10.50m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。
17	・白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
15	●10.45~10.50m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
17	・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。

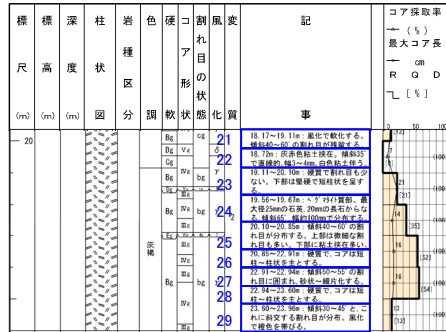
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
15	●10.45~10.50m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。
17	・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN31° E65° NWである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
15~17	<ul style="list-style-type: none"> ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが、比較的連続性に乏しいことから、カタクレーサイトからなる記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) 	変更なし
18	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・砂状化するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。 	-	-	-	-
19	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜、色調については、補足的なものであるため削除。 	-	-	-	-
20	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・砂～細片を挟在するが、直線性に乏しいことから削除。 	-	-	-	-

H24-D1-5

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ベグマタイト質である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ベグマタイト質である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ベグマタイト質である。

審査資料 (平成30年11月30日)

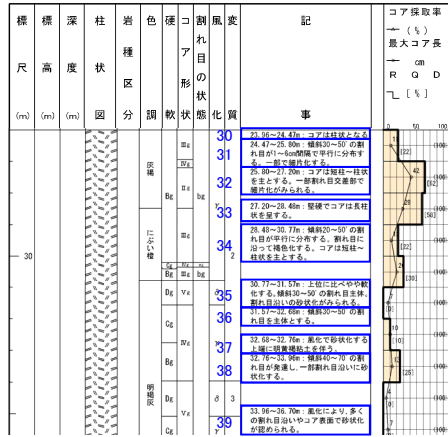
記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ベグマタイト質である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
21 18.17~19.11m ・風化部である。
23 19.11~20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24 19.56~19.67m ・ベグマタイト質である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の発達や軟質化を伴う岩盤の劣化については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
22	・粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
23	・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき短柱状と記載。 ・局所的に挟まれる良好な岩盤の記載(堅硬部)については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。 ・傾斜、幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
25	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
26	・割れ目の発達や硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
27	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・砂～細片状を呈するが、直線性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
28	・割れ目の発達や硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
29	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
33 27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37 32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39 33.96~36.70m ・弱風化部である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
33 27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37 32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39 33.96~36.70m ・弱風化部である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
33 27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37 32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39 33.96~36.70m ・弱風化部である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
33 27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37 32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39 33.96~36.70m ・弱風化部である。

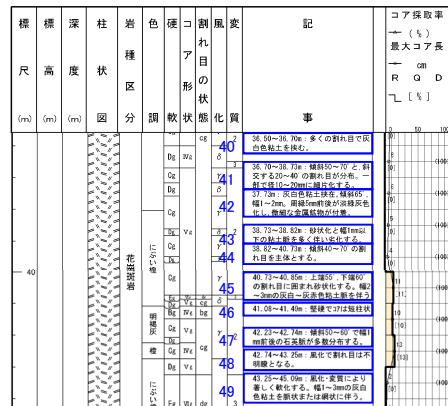
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
33 27.20~28.48m ・硬質で長柱状を呈する。
37 32.68~32.76m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。
39 33.96~36.70m ・弱風化部である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
30	・当該区間はC ₄ 級の良好な岩盤からなり、割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
31	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
32	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
33	・表現の見直し(堅硬→硬質)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
34	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
35	・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで砂状を呈するが、掘削時の機械割れと判断して削除。	—	—	—	—
36	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
37	・割れ目の発達程度についてコア写真に基づき記載。 ・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。 ・一部で砂状を呈するが、直線性や連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
39	・一部で砂状を呈するが、連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-5

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

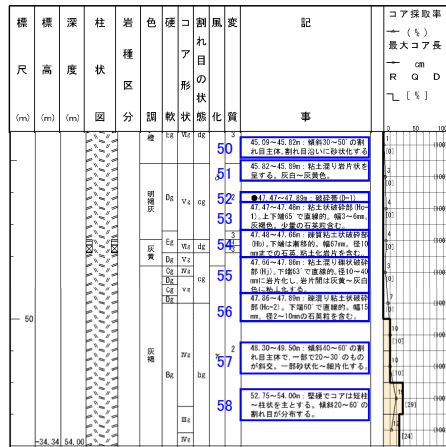
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
46 41.08~41.49m ・硬質で短柱状を呈する。
49 43.25~45.09m ・風化部である。 ・割れ目が多く、砂~角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	・一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
41	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
42	・粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。 ・割れ目沿いの変色や鉱物晶出については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
43	・砂状化した粘土を含むが、周囲との境界が不規則・不明瞭であることから削除。	—	—	—	—
44	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
45	・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・砂状化し、一部で粘土を挟在するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
46	・表現の見直し(硬硬⇒硬質)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
47	・石英脈については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
48	・風化の程度については、当該区間の下端側と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
49	・風化と熱水変質の両方を受けた区間について、風化による褐色化が顕著であることを踏まえ、風化部として記載。 ・軟質化の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を含むが、系統的な配列が認められないことから削除。 ・“コア形状”欄に基づき砂~角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-5

委託報告書 (平成25年)



設置許可申請書案

記事
52
56
58

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
52
56
58

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
52
56
58

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
52
56
58

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
52
56
58

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
50	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂状を呈するが、直線性や連続性に乏しいことから削除。 	—	—	—	—
51	<ul style="list-style-type: none"> ・粘土混じり岩片状を呈するが、粘土に系統的な配列が認められないことから削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 	—	—	—	—
52～56	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・正断層センスと書くべきところを誤って右ずれ正断層センスと記載。 ・性状、色調、粘土の累計幅については、報告書から申請書提出までの間に行った、地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(右ずれ正断層センス→正断層センス)。 ・申請書の粒度、色調、粘土幅については、破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更はない。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 	変更なし	変更なし
57	<ul style="list-style-type: none"> ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一部で砂状～細片状を呈するが、系統的な配列が認められないことから削除。 	—	—	—	—
58	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直し(坚硬→硬質)。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

余白

H27-B-3

余白

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~119.14m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

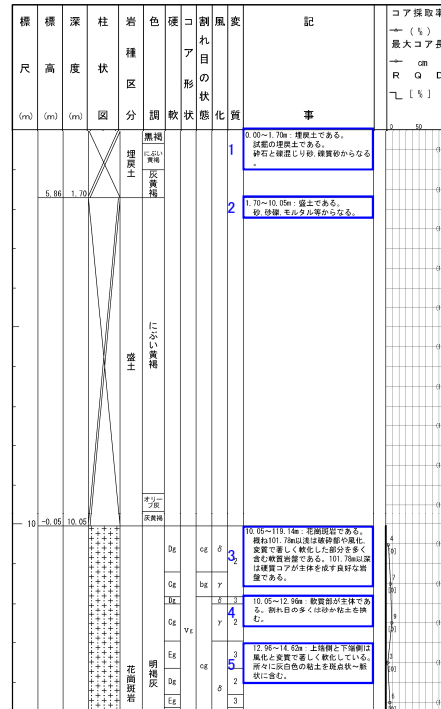
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~119.14m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~180.00m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~180.00m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
1.	0.00~10.05m ・盛土である。 ・よく締まる粗砂~砂礫からなる。
2.	0.00~1.70mはボアリング掘削前に実施した試験の埋戻土である。
3.	10.05~180.00m ・花崗斑岩である。
5.	12.96~14.62m ・所々に灰白色の粘土を斑点~脈状に含む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1.2	変更なし	変更なし	・埋戻土と盛土の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については、元々の地質の状態を示すものではないため、構成粒子に関する記載は追記せず。	変更なし
3	変更なし	・記事103の119.14~119.30mについては、区間の大部分が破碎部であり、破碎部の記載に含めたため、花崗岩区間を記事No.104と一括記載。	・119.14~119.30mをアブライトとしたため、花崗斑岩の下端深度を119.14mと記載。 ・花崗斑岩区間の岩盤状況や破碎部の分布を一括記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・119.14~119.30mのアブライトの認定については、区間全体が劣化し原岩組織が不明瞭であることから花崗斑岩に見直し、下端深度を180.00mと記載。 ・花崗斑岩の岩盤状況や破碎部の有無等については、特徴的な部分を個別に記載するためまとめ書きは追記せず。	変更なし
4	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(粘土を挟在)。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に砂や粘土を挟在するが、系統的でなく連続性に乏しいことから追記せず。	—
5	変更なし	変更なし	・風化、変質、硬軟の程度を記載。 ・粘土を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化、変質、硬軟の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H27-B-3

設置許可申請書案	設置許可申請書 (平成27年11月)	審査資料 (平成29年12月22日)	委託報告書 (平成30年)	審査資料 (平成30年11月30日)	審査資料 (令和2年2月7日)
記事	記事	記事	記事	記事	記事
7 15.33~15.43m ・軟質化が著しい。	7 15.33~15.43m ・軟質化が著しい。	7 15.33~15.43m ・軟質化が著しい。	7 15.33~15.43m ・軟質化が著しい。	7 15.33~15.43m ・軟質化が著しい。	7 15.33~15.43m ・軟質化が著しい。
9 18.05~18.47m ・珪質化している。	9 18.05~18.47m ・珪質化している。	9 18.05~18.47m ・珪質化している。	9 18.05~18.47m ・珪質化している。	9 18.05~18.47m ・珪質化している。	9 18.05~18.47m ・珪質化している。

標尺	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 (%)
尺	度	状	種		軟	れ	化		事	最大コア長 cm
(m)	(m)	区	分		状	目	状			R Q D
		分	岩		化	の	化			[%]
									14.52~15.00m: 補綴部への割れ目が主体で割れ目沿いは風化で砂状化する層が多い。16.40m以下は硬質。16.40m以上は中硬質層が主体となる。	2
									15.33~15.43m: 風化と変質で軟化が著しい。	3
									17.12~17.31m: 割れ目の一部に粘土を挟む。	4
									18.05~18.47m: 珪化で岩盤量多くなり硬質である。	5
									19.50m: 傾斜40°の割れ目が交差する。傾斜時の割れ目が90°の割れ目を切っている。	6

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	-	-	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 ・硬軟を記載。	・一部割れ目沿いで砂状化するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	-
7	変更なし	変更なし	・風化と変質を伴う軟質化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化、変質、軟化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
8	-	-	・割れ目について記載(粘土を挟在)。	・一部に粘土を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	-
9	変更なし	変更なし	・珪化を記載。 ・石英の晶出を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
10	-	-	・割れ目について記載(傾斜80°の割れ目を切る傾斜40°の割れ目)。	・高角度の割れ目を切る低角度の割れ目が分布するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	-

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上端に褐色の粘土脈、下端に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に挟む。

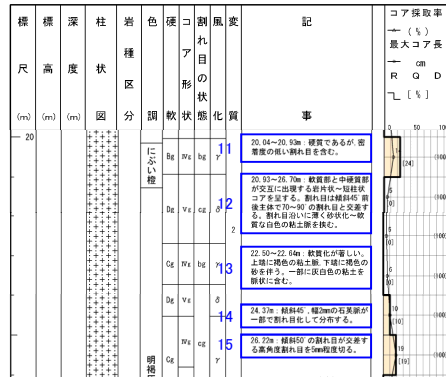
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上端に褐色の粘土脈、下端に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に挟む。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上端に褐色の粘土脈、下端に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に挟む。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上端に褐色の粘土脈、下端に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
11	20.04~20.93m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目を含む。
13	22.50~22.64m ・軟質化が著しい。 ・上端に褐色の粘土脈、下端に褐色の砂を伴う。 ・一部に灰白色の粘土を脈状に挟む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
12	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、粘土脈の挟在)。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部割れ目沿いで砂状化し粘土を含むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
13	変更なし	変更なし	・軟質化を記載。 ・粘土脈, 砂を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
14	—	—	・石英脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
15	—	—	・割れ目について記載(高角度割れ目を切る傾斜50度の割れ目)。	・割れ目については、系統的な変位が認められないため追記せず。	—

H27-B-3

設置許可申請書案

記事
<p>●26.70~26.90m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・淡黄色の粘土状～灰白色の礫質粘土状を呈する。 ・淡黄色粘土：1mm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである ・傾斜は43°である。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は54°である。 <p>●28.12~28.14m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 <p>●29.19~29.21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡黄色の粘土状～にふい黄褐色の粘土混じり礫状～粘土質礫状を呈する。 ・淡黄色粘土：3mm ・N15° E64° W ・傾斜は43°である。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は45°～55°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<p>●26.70~26.90m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・淡黄色の粘土状～灰白色の礫質粘土状を呈する。 ・淡黄色粘土：1mm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである ・傾斜は43°である。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は54°である。 <p>●28.12~28.14m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 <p>●29.19~29.21</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淡黄色の粘土状～にふい黄褐色の粘土混じり礫状～粘土質礫状を呈する。 ・淡黄色粘土：3mm ・N15° E64° W ・傾斜は43°である。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は45°～55°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<p>●26.70~26.90m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は54°である。 <p>●28.12~28.14m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににふい黄褐色の固結砂状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN15° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は45°～55°である。

委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色	硬	割	風	記	コア採取
尺	高度	状	区	目	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	分	別	別	目	質		最大コア長
			図	状	状	別	別		cm
				別	別	別	別		R Q D
				別	別	別	別		[%]
26.70	26.90	0.20	V4	16	破砕部	16	26.70~26.90m 破砕部		
27.90	28.14	0.24	V4	17	淡黄色の粘土状	17	27.90~28.14m 淡黄色の粘土状		
28.12	28.14	0.02	V4	18	破砕部	18	28.12~28.14m 破砕部		
28.12	28.14	0.02	V4	19	左ずれセンス	19	28.12~28.14m 左ずれセンス		
29.19	29.21	0.02	V4	20	淡黄色の未固結粘土状部	20	29.19~29.21m 淡黄色の未固結粘土状部		
29.19	29.21	0.02	V4	21	破砕部	21	29.19~29.21m 破砕部		

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<p>●26.70~26.90m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は54°である。 <p>●28.12~28.14m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににふい黄褐色の固結砂状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN15° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は45°～55°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<p>●26.70~26.90m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN18° E61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は54°である。 <p>●28.12~28.14m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににふい黄褐色の固結砂状部及び淡黄色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は45°～55°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
16~18	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は43°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕幅として、14.1cmと書くべきところを誤って20.0cmと記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更なし(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
19~21	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・記載の適正化(“N15° E64° W” → “走向・傾斜はN15° E64° Wである。”)。 ・“傾斜は43°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に直し。

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
22	22. 灰白~灰黄褐色の粘土状~灰白色の礫質粘土状を呈する。
24	24. 灰白~灰黄褐色粘土；累計厚10mm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・傾斜は49°である。 ・上盤境界の傾斜は49°、下盤境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 30. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 34. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 35. 94~37. 30m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 37. 69~37. 81m ・割れ目沿いに、砂状化している。 ・白色の粘土脈を挟む。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
22	22. 灰白~灰黄褐色の粘土状~灰白色の礫質粘土状を呈する。
24	24. 灰白~灰黄褐色粘土；累計厚10mm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・傾斜は49°である。 ・上盤境界の傾斜は49°、下盤境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 30. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 34. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 35. 94~37. 30m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 37. 69~37. 81m ・割れ目沿いに、砂状化している。 ・白色の粘土脈を挟む。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
22	22. 主に灰白色の固結粘土状部からなる。
24	24. 灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 30. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 34. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 35. 94~37. 30m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 37. 69~37. 81m ・割れ目沿いに砂状を呈する。 ・白色の粘土脈を挟む。

委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
尺	高度	状	区	目	度	の	状	事	(%)
(m)	(m)	図	分	別	別	形状	化		
(m)	(m)	分	別	別	別	形状	化		
								● 29. 10~29. 12m 破砕部 ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。	
								22. 29. 10~29. 12m 灰白色の固結粘土状部からなる。主として固結粘土状部からなる。	
								24. 29. 10~29. 12m 灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾斜は45°~50°である。	
								25. 30. 56~32. 21m 硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。	
								26. 34. 20~35. 94m 硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。	
								27. 35. 94~37. 30m 硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。	
								29. 37. 69~37. 81m 割れ目沿いに砂状化している。 ・白色の粘土脈を挟む。	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
22	22. 主に灰白色の固結粘土状部からなる。
24	24. 灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 30. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 34. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 35. 94~37. 30m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 37. 69~37. 81m ・割れ目沿いに砂状を呈する。 ・白色の粘土脈を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
●	29. 10~29. 12m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。
22	22. 主に灰白色の固結粘土状部からなる。
24	24. 灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN31° E51° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°、下端境界の傾斜は45°~50°である。
25	25. 30. 56~32. 21m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
26	26. 34. 20~35. 94m ・硬質だが、密着度の低い割れ目が多い。
27	27. 35. 94~37. 30m ・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
29	29. 37. 69~37. 81m ・割れ目沿いに砂状を呈する。 ・白色の粘土脈を挟む。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
22~24	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。 肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所累計幅を記載。 ・“傾斜は49°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別添しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・下端境界の見かけの傾斜として、45°~50°と書くべきところを誤って45°~55°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
25	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
27	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(岩片状)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
28	-	-	・マンガン汚染を記載。	・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	-
29	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 ・粘土脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粘土脈の幅については、直線性に乏しく、ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
30	-	-	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、粘土の挟在)。	・割れ目沿いに砂状化し、一部に粘土を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	-

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
31	40.79~41.83m ・硬質であるが、割れ目が多い。
33	●42.85~42.91m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰白色の砂・礫混じり粘土状~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚25mm ・走向・傾斜はNS71°Wである。 ・傾斜は45°である。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は66°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
31	40.79~41.83m ・硬質であるが、割れ目が多い。
33	●42.85~42.91m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・灰白色の砂・礫混じり粘土状~明褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚25mm ・走向・傾斜はNS71°Wである。 ・傾斜は45°である。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は66°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
31	40.79~41.83m ・硬質であるが、割れ目が多い。
33	●42.85~42.91m(H-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS71°Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は66°である。

委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	化	質	事	(%)
							の				最大コア長
							形状				cm
							状態				R
							質				Q
											D
											[%]
	40										0
											50
											100
											0
											10
											20
											30
											40
											50
											60
											70
											80
											90
											100

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
31	40.79~41.83m ・硬質であるが、割れ目が多い。
33	●42.85~42.91m(H-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS71°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は66°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
31	40.79~41.83m ・硬質であるが、割れ目が多い。
33	●42.85~42.91m(H-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・明褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS71°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は66°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
32	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(砂の挟在、粘土脈)。	・割れ目沿いに砂状化し、一部に粘土を含むが、連続性に乏しく周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	—
33	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・“傾斜は45°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち、肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、薄片観察の結果から断層ガウジを認定し、フィルム状の粘土を追記。	変更なし

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片化している。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状化し、白色粘土を伴う。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片化している。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状化し、白色粘土を伴う。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片状を呈する。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状を呈し、白色粘土を挟む。

委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 (%)
尺	高度	状	種	区	軟	れ	化	質	事	最大コア長 cm
(m)	(m)	図	分	別	状	目	状	化		R Q D
										[%]
									43.17~45.60m: 一部で中層割れ目が発達する。	50
									46.14~48.61m: 硬質であるが割れ目が多い。上部は長石の多くが白濁化している。一部で割れ目沿いに砂状~細片化している。	100
									48.61~55.82m: 軟質部と中硬質部が交互に出現する。割れ目には砂や粘土を挟むことが多い。	100
									50.00~50.40m: 硬質部(前夜の前層)から割れ目状の軟質部が出現して連続する。	100
									51.20~51.50m: 割れ目交差部で砂状部が広がる。少量の白色の粘土を伴う。	100
									53.10~55.82m: 一部割れ目沿いに砂状化し白色の粘土を伴う。	100
									55.00~55.10m: 傾斜2%で幅10mmの淡黄色の粘土と幅10mmの砂状部を挟む。	100

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片状を呈する。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状を呈し、白色粘土を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
35	46.14~48.61m ・硬質であるが、割れ目が多い。 ・上部は長石の多くが白濁化する。 ・一部で割れ目沿いに、砂状~細片状を呈する。
39	53.10~55.82m ・割れ目が多く、一部割れ目沿いに砂状を呈し、白色粘土を挟む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
34	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・ゆ着割れ目については、当該区間の周囲と差異が認められないため追記せず。	—
35	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。 ・長石の白濁化を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状~細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
36	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(砂や粘土の挟在)。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの砂や粘土については、個別に記載することとし、まとめ書きは削除。	—
37	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の傾向については、当該区間の周囲と差異がないため削除。	—
38	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、粘土の挟在)。	・一部割れ目沿いで砂状化や粘土の挟在がみられるが、連続性や直線性に乏しく、当該区間の周囲と差異が認められないことから追記せず。	—
39	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化、粘土の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
40	—	—	・粘土と砂状部の挟在を記載。	・一部に粘土と砂状部を挟在するが、周辺の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
	●56.69～56.72m ・破碎部である。カタクレーサイトからなる。
41	・淡黄色の粘土状～淡黄～黄灰色の砂・粘土混じり礫状を呈する。
43	・淡黄色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN2° W36° Wである。 ・傾斜は31°である。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は31°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
	●56.69～56.72m ・破碎部である。カタクレーサイトからなる。
41	・淡黄色の粘土状～淡黄～黄灰色の砂・粘土混じり礫状を呈する。
43	・淡黄色粘土：累計厚1mm ・走向・傾斜はN2° W36° Wである。 ・傾斜は31°である。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は31°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
	●56.69～56.72m ・破碎部である。
41	・右ずれセンスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。
43	・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN2° W36° Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は31°である。

委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種		度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	図	分	軟	目	質		最大コア長
						形			cm
						状			R Q D
						態			[%]
						化			
			花崗岩	にふい				41	
			花崗岩	にふい				42	
			花崗岩	にふい				43	
			花崗岩	にふい				44	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
	●56.69～56.72m ・破碎部である。
41	・右ずれセンスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。
43	・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN2° W36° Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は31°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
	●56.69～56.72m ・破碎部である。
41	・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡黄色の固結礫状部からなる。
43	・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN2° W36° Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は31°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41～43	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・“傾斜は31°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・“石英粒をわずかに含む。”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス、審査会合(R1.10.11)にて説明済み。) (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
44	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状化するが、直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> ●58.89~58.98m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の凝混じり粘土状~にふい黄褐色の硬質粘土状~褐色の粘土混じり硬状を呈する。
47	<ul style="list-style-type: none"> ・灰白色凝混じり粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN11° W54° Wである。 ・傾斜は25°である。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は25°である。
48	<ul style="list-style-type: none"> ●59.69~59.75m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黄褐色の粘土状~にふい橙色の砂混じり硬状を呈する。 ・黄褐色粘土：1mm ・走向・傾斜はN37° E48° Wである。 ・傾斜は52°である。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は37°である。
50	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> ●58.89~58.98m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・灰白色の凝混じり粘土状~にふい黄褐色の硬質粘土状~褐色の粘土混じり硬状を呈する。
47	<ul style="list-style-type: none"> ・灰白色凝混じり粘土：累計厚15mm ・走向・傾斜はN11° W54° Wである。 ・傾斜は25°である。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は25°である。
48	<ul style="list-style-type: none"> ●59.69~59.75m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・黄褐色の粘土状~にふい橙色の砂混じり硬状を呈する。 ・黄褐色粘土：1mm ・走向・傾斜はN37° E48° Wである。 ・傾斜は52°である。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は37°である。
50	

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> ●58.89~58.98m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN11° W54° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は25°である。
48	<ul style="list-style-type: none"> ●59.69~59.75m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににふい橙色の固結礫状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN37° E48° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は37°である。

委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ	風	記	コア採取率
尺	高度	状	区	目	目	目	目	事	(%)
(m)	(m)	図	分	状	状	状	状		最大コア長
		号	期	化	質	質	質		cm
									R
									Q
									D
									L [%]
60								<ul style="list-style-type: none"> ●58.89~58.98m 破砕部 ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN11° W54° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は25°である。 	0
								<ul style="list-style-type: none"> ●59.69~59.75m 破砕部 ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににふい橙色の固結礫状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN37° E48° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は37°である。 	0

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> ●58.89~58.98m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN11° W54° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は25°である。
48	<ul style="list-style-type: none"> ●59.69~59.75m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににふい橙色の固結礫状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN37° E48° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は37°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
45	<ul style="list-style-type: none"> ●58.89~58.98m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・主ににふい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN11° W54° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°、下盤境界の傾斜は25°である。
48	<ul style="list-style-type: none"> ●59.69~59.75m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主ににふい橙色の固結礫状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN37° E48° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は37°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
45~47	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は25°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
48~50	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は52°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
70.10~71.72m	・著しく軟質化している。 ・粘土～砂状化が混み、白色粘土脈を伴う。
72.65~73.38m	・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
70.10~71.72m	・著しく軟質化している。 ・粘土～砂状化が混み、白色粘土脈を伴う。
72.65~73.38m	・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
70.10~71.72m	・著しく軟質化している。 ・粘土状～砂状を呈し、白色粘土脈を伴う。
72.65~73.38m	・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	変質	記事	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	R	Q	D	〔%〕
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質							
										70.10~71.72m 風化と変質で著しく軟化している。粘土～砂状化が混み白色の粘土脈を伴う。						
										72.65~73.38m 著しく軟質化している。このうち、72.93~73.11mは変質が強く白結晶と割れ目が不明瞭な部分。						
										73.18~73.29m 割れ目コアが主体となる。風化変質が強い割れ目コアで割れ目が約10cm間隔で密に分布する。						
										73.65~73.56m 一部 割れ目～3mmの白色の粘土脈を挟む。						

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
70.10~71.72m	・著しく軟質化している。 ・粘土状～砂状を呈し、白色粘土脈を伴う。
72.65~73.38m	・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
70.10~71.72m	・著しく軟質化している。 ・粘土状～砂状を呈し、白色粘土脈を伴う。
72.65~73.38m	・著しく軟質化している。 ・一部、細砂礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	変更なし	変更なし	・風化と変質を伴う軟化を記載。 ・白色粘土脈を伴う粘土～砂状化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と変質については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
58	変更なし	変更なし	・軟化を記載。 ・変質を伴う原岩組織や割れ目の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・72.93~73.11mの区間については、掘削時の機械割れと判断して追記せず。	変更なし
59	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
60	—	—	・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
62	●76.59～76.89m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・明黄褐色の粘土状～灰白～にぶい橙色の礫質粘土～粘土混じり礫状を呈する。 ・明黄褐色粘土：累計厚1mm
64	・走向・傾斜はN41° E30° Wである。 ・傾斜は47°である。 ・上盤境界の傾斜は47°、下盤境界の傾斜は37°である。
66	79.15～85.03m ・粘土化が進み、著しく軟質化している。 ・原岩組織と割れ目の一部は残っている。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
62	●76.59～76.89m ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・明黄褐色の粘土状～灰白～にぶい橙色の礫質粘土～粘土混じり礫状を呈する。 ・明黄褐色粘土：累計厚1mm
64	・走向・傾斜はN41° E30° Wである。 ・傾斜は47°である。 ・上盤境界の傾斜は47°、下盤境界の傾斜は37°である。
66	79.15～85.03m ・粘土化が進み、著しく軟質化している。 ・原岩組織と割れ目の一部は残っている。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
62	●76.59～76.89m(H-3c破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。
64	・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は37°である。
66	79.15～85.03m ・粘土状を呈し、著しく軟質化している。 ・原岩組織と割れ目の一部は残っている。

委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩色	硬	割れ目	風化	記事	コア採取率
尺	度	状	種	度	の	の		(%)
(m)	(m)	(m)	区分	調整	形状	状態		—
(m)	(m)	(m)	図分	調整	形状	状態	記事	—
(m)	(m)	(m)	図分	調整	形状	状態	記事	—
80			花崗閃緑岩					0
			朝権灰					10
			Es				61	20
			Vs				62	30
			Os				63	40
			Ms				64	50
			Es				65	60
			Es				66	70
			Es				67	80

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
62	●76.59～76.89m(H-3c破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。
64	・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は37°である。
66	79.15～85.03m ・粘土状を呈し、著しく軟質化している。 ・原岩組織と割れ目の一部は残っている。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
62	●76.59～76.89m(H-3c破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。
64	・明黄褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は37°である。
66	79.15～85.03m ・粘土状を呈し、著しく軟質化している。 ・原岩組織と割れ目の一部は残っている。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	—	—	・軟化を記載。	・軟化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	—
62～64	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(左ずれセンス→左ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所は累計幅を記載。 ・誤記修正(“走向・傾斜はN41° E30° W”の削除)。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・“割れ目が4条分布する”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
65	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂～粘土化)。	・割れ目沿いに砂～粘土化するが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
66	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・粘土化を記載。 ・原岩組織と割れ目の残留の程度を記載。 ・割れ目について記載(傾斜)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
67	—	—	・風化の程度を記載。	・風化の程度については、当該区間の周囲と差異が認められないため追記せず。	—

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
68	84.54~84.71m ・砂状化が進み、軟質粘土を伴う。
70	85.61~93.25m ・著しく軟質化している。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
68	84.54~84.71m ・砂状化が進み、軟質粘土を伴う。
70	85.61~93.25m ・著しく軟質化している。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
68	84.54~84.71m ・砂状を呈し、軟質粘土を伴う。
70	85.61~93.25m ・著しく軟質化している。

委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	目	化	質	事	(%)
							の				最大コア長
							状				cm
							態				R Q D
							化				[%]
										68	84.54~84.71m 砂状化が進み軟質粘土を伴う。
										69	85.03~85.61m 割れ目割れ目沿いに砂状化している。
										70	85.61~93.25m 風化と変質で砂~粘土化が著しい。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
68	84.54~84.71m ・砂状を呈し、軟質粘土を伴う。
70	85.61~93.25m ・著しく軟質化している。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
68	84.54~84.71m ・砂状を呈し、軟質粘土を伴う。
70	85.61~93.25m ・著しく軟質化している。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
68	変更なし	変更なし	・粘土を伴い砂状化する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
69	—	—	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部割れ目沿いで砂状化するが、系統的でなく、直線性や連続性が乏しいことから追記せず。	—
70	変更なし	変更なし	・破砕部の区間(記事73~76)を除き、風化と変質を伴い砂~粘土化する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“硬軟”欄に基づき著しく軟質な区間を、破砕部の区間(記事73~76)も含め記載。 ・風化と変質の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73	●91.35~91.54m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状～灰白～にふい黄橙～浅黄褐色の硬質粘土状～にふい橙色の粘土混じり礫状を呈している。 ・灰白色粘土；累計厚10mm ・走向・傾斜はN64° W20° Sである。 ・傾斜は25°である。 ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。
76	

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73	●91.35~91.54m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状～灰白～にふい黄橙～浅黄褐色の硬質粘土状～にふい橙色の粘土混じり礫状を呈している。 ・灰白色粘土；累計厚10mm ・走向・傾斜はN64° W20° Sである。 ・傾斜は25°である。 ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。
76	

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73	●91.35~91.54m(H-3e破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。
76	

委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	状	種	区	度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	分	調	状	目	質		最大コア長
									cm
									R Q D
									[%]
	80								0
									50
									100
									0
									50
									100
									0
									50
									100
									0
									50
									100

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73	●91.35~91.54m(H-3e破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。
76	

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
71	87.18~91.35m ・砂礫状を呈する。
73	●91.35~91.54m(H-3e破砕帯) ・破砕部である。 ・主に浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・上盤境界の傾斜は36°、下盤境界の傾斜は20°である。
76	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71.72	変更なし	変更なし	・風化を伴う砂礫状の区間とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・締まった砂礫状を呈する区間については、周囲との境界が明瞭ではないため追記せず。 ・風化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
73~76	変更なし ・“呈する”と書くべきところを誤って“呈している”と記載。	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(“走向傾斜はN64° W20° Sである。”の削除。) ・“傾斜は25°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として、浅黄橙色と書くべきところを誤ってにふい橙色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・“直交する割れ目が多い”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
A	91.54~92.00m ・石英以外は砂状化している。
77	93.66~93.86m ・粘土化及び砂状化が著しい。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
A	91.54~92.00m ・石英以外は砂状化している。
77	93.66~93.86m ・粘土化及び砂状化が著しい。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
A	91.54~92.00m ・石英以外は砂状を呈する。
77	93.66~93.86m ・粘土状及び砂状を呈する。

委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率 (%)
尺	高	度	状	種	区	度	れ	化	質	事	最大コア長 cm
(m)	(m)	(m)	図	分	別	軟	目	化	化		R Q D
						状	の				[%]
						ふ				93.66~93.86m: 粘土→砂状化が著しい。	0
						い				93.66~93.50m: 割れ目が多く細片状コアが主となる。	1
						粒				93.50m: 割れ目の割れ目に幅1mmの軟質な灰白色の粘土脈を挟む。	2
						に					3
						ふ					4
						い					5
						粒					6
						に					7
						ふ					8
						い					9
						粒					10
						に					11
						ふ					12
						い					13
						粒					14
						に					15
						ふ					16
						い					17
						粒					18
						に					19
						ふ					20
						い					21
						粒					22
						に					23
						ふ					24
						い					25
						粒					26
						に					27
						ふ					28
						い					29
						粒					30
						に					31
						ふ					32
						い					33
						粒					34
						に					35
						ふ					36
						い					37
						粒					38
						に					39
						ふ					40
						い					41
						粒					42
						に					43
						ふ					44
						い					45
						粒					46
						に					47
						ふ					48
						い					49
						粒					50
						に					51
						ふ					52
						い					53
						粒					54
						に					55
						ふ					56
						い					57
						粒					58
						に					59
						ふ					60
						い					61
						粒					62
						に					63
						ふ					64
						い					65
						粒					66
						に					67
						ふ					68
						い					69
						粒					70
						に					71
						ふ					72
						い					73
						粒					74
						に					75
						ふ					76
						い					77
						粒					78
						に					79
						ふ					80
						い					81
						粒					82
						に					83
						ふ					84
						い					85
						粒					86
						に					87
						ふ					88
						い					89
						粒					90
						に					91
						ふ					92
						い					93
						粒					94
						に					95
						ふ					96
						い					97
						粒					98
						に					99
						ふ					100

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
A	91.54~92.00m ・石英以外は砂状を呈する。
77	93.66~93.86m ・粘土状及び砂状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
A	91.54~92.00m ・石英以外は砂状を呈する。
77	93.66~93.86m ・粘土状及び砂状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
A	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
77	変更なし	変更なし	・粘土～砂状化する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
78	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
79	—	—	・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。	・粘土脈を挟在するが、連続性に乏しいことから追記せず。	—
80	—	—	・石英脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
●99.50~99.68m	・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
83	・灰白色の砂混じり粘土状~明黄褐色~褐色の粘土・砂混じり礫状を呈する。
86	・灰白色砂混じり粘土・累計厚10mm
	・走向・傾斜はN15° W89° Eである。
	・傾斜は38°である。
	・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
●99.50~99.68m	・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
83	・灰白色の砂混じり粘土状~明黄褐色~褐色の粘土・砂混じり礫状を呈する。
86	・灰白色砂混じり粘土・累計厚10mm
	・走向・傾斜はN15° W89° Eである。
	・傾斜は38°である。
	・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
●99.50~99.68m(H-3d破砕帯)	・破砕部である。
83	・褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土
86	・扶部からなる。
	・走向・傾斜はN15° W89° Eである。
	・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割	風	変	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	質	事	(%)
											最大コア長
											cm
											R Q D
											L [%]
										81	96.03m 傾斜30° 幅2~5mmの石英脈を挟む。
										82	97.69~97.78m 固結状の白色の粘土が幅10mmの帯状~80~100mm帯状を挟む。
										83	●99.50~99.68m 破砕帯(H-3d)
										84	99.50~99.68m 粘土混じり礫状を呈し、明黄褐色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は43°である。
										85	99.50~99.68m 砂混じり粘土状を呈し、灰白色の固結した粘土状部からなる。傾斜は38°である。
										86	99.50~99.68m 砂混じり礫状を呈し、褐色の固結した礫状部からなる。下盤境界の傾斜は37°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
●99.50~99.68m(H-3d破砕帯)	・破砕部である。
83	・褐色の固結礫状部からなる。
86	・走向・傾斜はN15° W89° Eである。
	・幅10mmの粘土を挟む。
	・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
●99.50~99.68m(H-3d破砕帯)	・破砕部である。
83	・褐色の固結礫状部からなる。
86	・走向・傾斜はN15° W89° Eである。
	・幅10mmの粘土を挟む。
	・上盤境界の傾斜は43°、下盤境界の傾斜は37°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	—	—	・石英脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
82	—	—	・粘土を記載。	・粘土を挟むが、系統的でなく、連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
83~86	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・“傾斜は38°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別添示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として、褐色と書くべきところを誤って明黄褐色と記載。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟む細粒物質については、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟むもの(断層ガウジ)として扱い、幅10mmの粘土を追記。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
102.00~104.28m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
104.28~105.88m	・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
105.88~119.00m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。

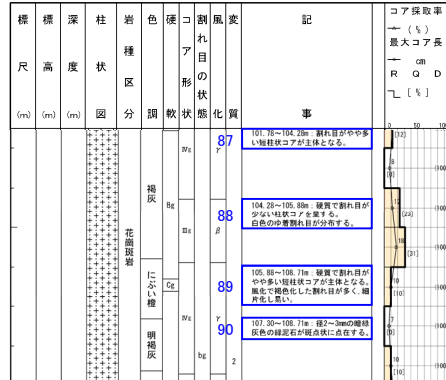
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
102.00~104.28m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
104.28~105.88m	・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
105.88~119.00m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
102.00~104.28m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
104.28~105.88m	・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
105.88~119.00m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
102.00~104.28m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
104.28~105.88m	・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
105.88~119.00m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
102.00~104.28m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。
104.28~105.88m	・硬質で割れ目が少なく、柱状を呈する。
105.88~119.00m	・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき、岩片状～短柱状の区間を記載。	変更なし
88	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・ゆ着割れ目を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ゆ着割れ目については、割れ目の発達に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
89	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・風化程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が比較的高い区間が連続することから、“コア形状”欄に基づき、岩片状～短柱状の区間を記載。	変更なし
90	—	—	・緑泥石を記載。	・鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には、挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・一部割れ目に、砂～シルト状緑泥石が見られる。
B	113.27~117.32m ・短柱～柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、砂～片状化している。
97	117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱～柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

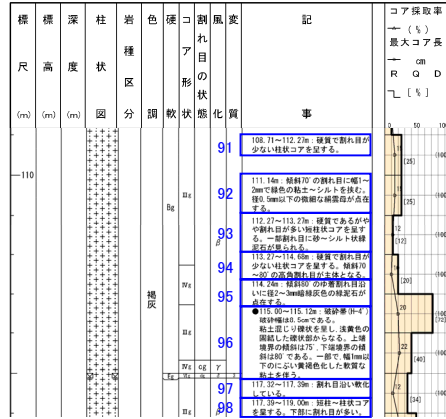
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には、挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・一部割れ目に、砂～シルト状緑泥石が見られる。
B	113.27~117.32m ・短柱～柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、砂～片状化している。
97	117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱～柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 ・一部割れ目に砂状～シルト状緑泥石が見られる。
96	●115.00~115.12m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN36° E87° Wである。
97	●117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱状～柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 ・一部割れ目に砂状～シルト状緑泥石が見られる。
96	●115.00~115.12m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN36° E87° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
97	●117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱状～柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
91	108.71~112.27m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・割れ目には挟在物は見られない。
93	112.27~113.27m ・硬質であるが、割れ目が多く、岩片状～短柱状を呈する。 ・一部割れ目に砂状～シルト状緑泥石が見られる。
96	●115.00~115.12m(H-4 破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN36° E87° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
97	●117.32~117.39m ・割れ目沿いに、軟質化している。
98	117.39~119.00m ・短柱状～柱状を呈する。 ・下部に割れ目が多いが、挟在物は見られない。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.27)
91	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし
92	—	—	・割れ目について記載(粘土～シルトの挟在、絹雲母の点在)。	・粘土～シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
93	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・緑泥石を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし
B	変更なし	・割れ目の発達程度については、当該区間の周囲と差異がないことから削除。	—	—	—
94	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD, 最大コア長, 岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	—
95	—	—	・割れ目について記載(緑泥石の点在)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については、補足的なものであるため追記せず。	—
96	—	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-25頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
97	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
98	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
103	119.14~119.30m ・暗緑灰色の礫状を呈する。 ●119.11~119.25m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 99 102 ・緑灰色の粘土状~にふい煙~暗緑灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・緑灰色粘土、累計幅10mm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・傾斜は60° である50。 ・上盤境界の傾斜は43° である。
104	119.30~180.00m ・花崗斑岩である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
103	119.14~119.30m ・暗緑灰色の礫状を呈する。 ●119.11~119.25m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 99 102 ・緑灰色の粘土状~にふい煙~暗緑灰色の粘土混じり礫状を呈する。 ・緑灰色粘土、累計幅10mm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・傾斜は60° である50。 ・上盤境界の傾斜は43° である。
104	119.30~180.00m ・花崗斑岩である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
99	●119.11~119.25m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・上端境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は43° である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種	調	軟	れ	化	事	最大コア長
(m)	(m)	(m)	図	分	調	目	状	化	cm
						の	状		R
						形	状		Q
						状	状		D
						化	状		L
						状	状		[%]
			花崗斑岩	花崗斑岩	硬	割れ目	風化	●119.11~119.25m 破砕帯(D-1) 破砕部は右ずれ正断層センスである。 119.11~119.19m 未固結粘土状部を呈し、暗緑灰色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は50°である。 119.19~119.25m 暗緑灰色の粘土状を呈する。非固結の粘土状部からなり、傾斜は50°である。傾斜は60°である。 119.25~119.30m 暗緑灰色の粘土状を呈する。非固結の粘土状部からなり、傾斜は50°である。傾斜は60°である。 119.30~180.00m 花崗斑岩である。 119.14~119.30m アプライトである。 120.10~129.84m 硬質で割れ目が少なく、主として短柱状~柱状を呈する。割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。 122.84m 傾斜60°の割れ目に幅20mmで褐色の色を呈する。	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
99	●119.11~119.25m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は43° である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
99	●119.11~119.25m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に暗緑灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部；累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN20° E87° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下端境界の傾斜は43° である。
105	120.10~129.84m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状~柱状を呈する。 ・割れ目に挟在物は見られず、割れ目面もほぼ新鮮である。

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)→ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)→ 報告書	報告書→ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)→ 審査資料(R2.2.7)
99~102	変更なし ・“傾斜は60度である。”と書くべきところを誤って“傾斜は60° である50。”と記載。 ・申請書案及び申請書では、上盤境界の傾斜の記載漏れ。	・誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った。断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。その後、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(“上盤境界の傾斜は”→“上盤境界の傾斜は50°”)。 ・“傾斜は60° である”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
103,104	変更なし	・119.14~119.30mについては、区間の大部分が破砕部であり、破砕部の記載に含めたため削除。 ・花崗斑岩については、記事No.3にまとめ書きしたため削除。	・アプライト及び花崗斑岩の区間深度を記載。	・119.14~119.30mのアプライトの認定については、区間全体が劣化し原岩組織が不明瞭であることから花崗斑岩に見直し追記せず。 ・花崗斑岩については、記事No.3に一括記載しているため追記せず。	-
105	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき短柱状~柱状の区間を記載。	変更なし
106	-	-	・割れ目について記載(砂の挟在)。	・砂を挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	-

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
	<ul style="list-style-type: none"> ●129.84~129.91m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる
111	<ul style="list-style-type: none"> ・緑灰色の礫混じり粘土状～灰白色の粘土質礫状を呈する。
113	<ul style="list-style-type: none"> ・緑灰色礫混じり粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN25° E24° Eである。 ・傾斜は70°である。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は60°～70°である。
C	<ul style="list-style-type: none"> 132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	<ul style="list-style-type: none"> 132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い

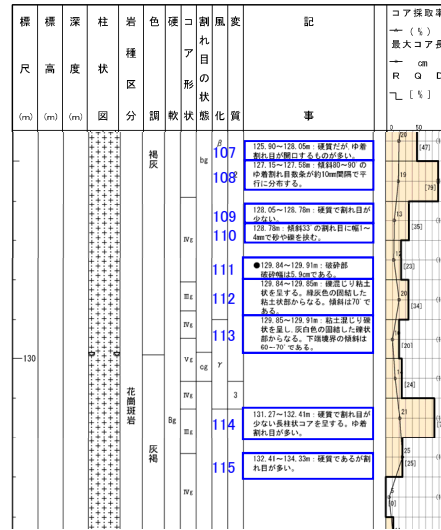
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
	<ul style="list-style-type: none"> ●129.84~129.91m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる
111	<ul style="list-style-type: none"> ・緑灰色の礫混じり粘土状～灰白色の粘土質礫状を呈する。
113	<ul style="list-style-type: none"> ・緑灰色礫混じり粘土：累計厚5mm ・走向・傾斜はN25° E24° Eである。 ・傾斜は70°である。 ・上盤境界の傾斜は70°、下盤境界の傾斜は60°～70°である。
C	<ul style="list-style-type: none"> 132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	<ul style="list-style-type: none"> 132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
	<ul style="list-style-type: none"> ●129.84~129.91m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。
111	<ul style="list-style-type: none"> ・走向・傾斜はN27° E86° Eである。
113	<ul style="list-style-type: none"> ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°～70°である。
C	<ul style="list-style-type: none"> 132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	<ul style="list-style-type: none"> 132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
	<ul style="list-style-type: none"> ●129.84~129.91m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。
111	<ul style="list-style-type: none"> ・走向・傾斜はN27° E86° Eである。
113	<ul style="list-style-type: none"> ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°～70°である。
C	<ul style="list-style-type: none"> 132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	<ul style="list-style-type: none"> 132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
	<ul style="list-style-type: none"> ●129.84~129.91m ・破砕部である。 ・逆断層センスである。 ・灰白色の固結礫状部及び緑灰色の固結粘土状部からなる。
111	<ul style="list-style-type: none"> ・走向・傾斜はN27° E86° Eである。
113	<ul style="list-style-type: none"> ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は60°～70°である。
C	<ul style="list-style-type: none"> 132.00～180.00m ・硬質で割れ目が少なく、主として短柱状～長柱状を呈する。 ・割れ目面はほぼ新鮮で、挟在物はわずかである。
115	<ul style="list-style-type: none"> 132.41～134.33m ・硬質であるが、密着度の低い割れ目が多い

記事	申請書案→ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
107	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目の開口を記載。	・硬軟については、岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の開口については、割れ目の発達に関する補足的なものであるため追記せず。	—
108	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
109	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
110	—	—	・割れ目について記載(砂や礫の挟在)。	・砂や礫を挟在するが、連続性乏しく周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
111～113	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(N25° E24° E→N27° E86° E)。 ・“傾斜は70°である。”との記載については、最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり、最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区分を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い、未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。
114	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
C	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
115	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の密着度について記載。	変更なし

H27-B-3

設置許可申請書案

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目治いに、片状化している。 ・緑泥石脈、石英脈が点在する。

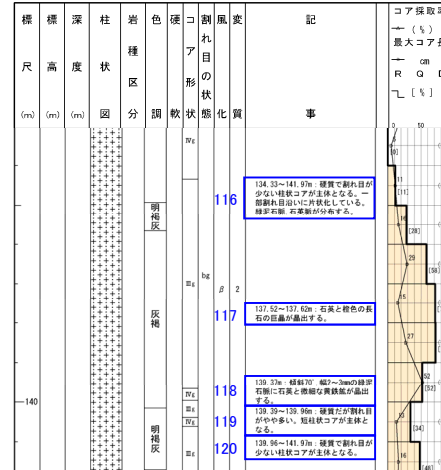
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目治いに、片状化している。 ・緑泥石脈、石英脈が点在する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目治いに、片状を呈する。 ・緑泥石脈、石英脈を挟む。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目治いに、片状を呈する。 ・緑泥石脈、石英脈を挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
134.33~141.97m ・割れ目が少なく、柱状を呈する。 ・一部割れ目治いに、片状を呈する。 ・緑泥石脈、石英脈を挟む。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
116	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目治いに片状化)。 ・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟の程度については、岩級区分で示しているため記載せず。	変更なし
117	—	—	・巨晶を記載。	・花崗斑岩中の巨晶については、補足的なものであるため追記せず。	—
118	—	—	・緑泥石脈を記載。	・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—
119	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
120	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、細片化している。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目で細片化、緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

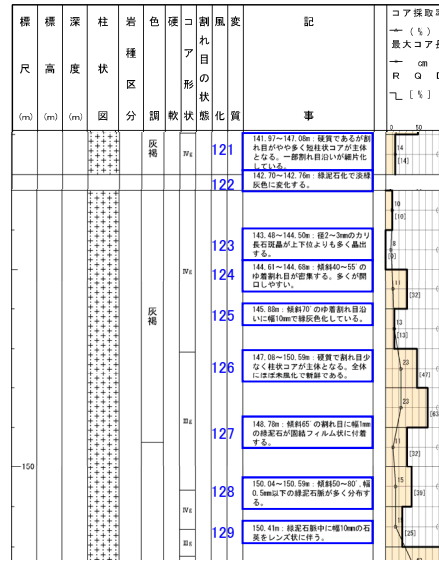
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに、細片化している。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目で細片化、緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに細片状を呈する。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目が細片状を呈し緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに細片状を呈する。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目が細片状を呈し緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
121	141.97~147.08m ・硬質であるが、割れ目がやや多く、主として短柱状を呈する。 ・一部割れ目沿いに細片状を呈する。
126	147.08~152.23m ・柱状~一部短柱状を呈する。 ・一部の割れ目が細片状を呈し緑泥石化しているが、全体に挟在物はわずかである。
129	

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
122	—	—	・変色を伴う緑泥石化を記載。	・変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
123	—	—	・斑晶を記載。	・花崗斑岩中の斑晶については、補足的なものであるため追記せず。	—
124	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
125	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
126~129	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・緑泥石を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDの最大コア長がやや高い区間が連続することから、“コア形状”欄、“割れ目の状態”欄に基づき、短柱状を呈する区間を記載。 ・割れ目沿いの細片化について記載。 ・割れ目沿いの緑泥石化についてまとめ書き。 ・風化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	
130 S 136 138	152.23~166.65m ・柱状~長柱状を呈する。 ・一部で緑泥石化が進むが、硬質である。 ・一部割れ目で片状化しているが、挟在物は見られない。
D	156.50~156.90m ・割れ目の交差部で、片状化している。 ・硬質で、挟在物は見られない。
137	161.70~161.90m ・割れ目の交差部で、片状化している。 ・硬質で、挟在物は見られない。

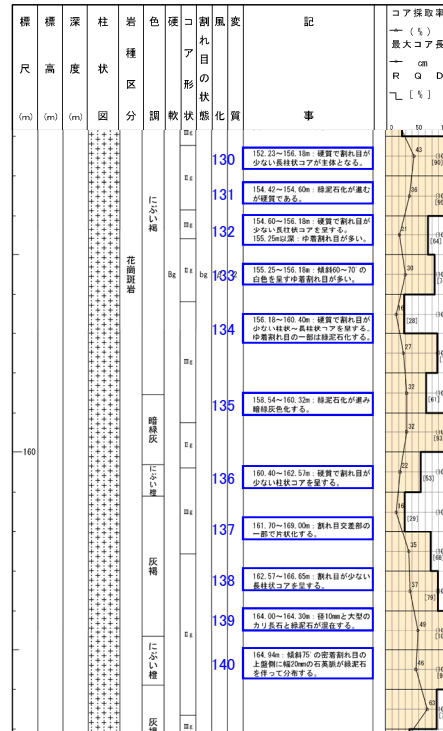
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
130 S 136 138	152.23~166.65m ・柱状~長柱状を呈する。 ・一部で緑泥石化が進むが、硬質である。 ・一部割れ目で片状化しているが、挟在物は見られない。
D	156.50~156.90m ・割れ目の交差部で、片状化している。 ・硬質で、挟在物は見られない。
137	161.70~161.90m ・割れ目の交差部で、片状化している。 ・硬質で、挟在物は見られない。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
130 S 136 138	152.23~166.65m ・柱状~長柱状を呈する。 ・一部で緑泥石化が進むが、硬質である。 ・一部の割れ目が片状を呈するが、挟在物は見られない。
D	156.50~156.90m ・割れ目の交差部で、片状を呈する。 ・硬質で挟在物は見られない。
137	161.70~161.90m ・割れ目の交差部で、片状を呈する。 ・硬質で挟在物は見られない。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
130 S 136 138	152.23~166.65m ・柱状~長柱状を呈する。 ・一部で緑泥石化が進むが、硬質である。 ・一部の割れ目が片状を呈するが、挟在物は見られない。
D	156.50~156.90m ・割れ目の交差部で、片状を呈する。 ・硬質で挟在物は見られない。
137	161.70~161.90m ・割れ目の交差部で、片状を呈する。 ・硬質で挟在物は見られない。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
130 S 136 138	152.23~166.65m ・柱状~長柱状を呈する。 ・一部で緑泥石化が進むが、硬質である。 ・一部の割れ目が片状を呈するが、挟在物は見られない。
D	156.50~156.90m ・割れ目の交差部で、片状を呈する。 ・硬質で挟在物は見られない。
137	161.70~161.90m ・割れ目の交差部で、片状を呈する。 ・硬質で挟在物は見られない。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
130~136,138	変更なし	変更なし	・岩級区間毎の硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達について、まとめ書き。 ・割れ目沿いの片状化や挟在物の有無について記載。	変更なし
D	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
137	変更なし	変更なし	・岩級区間毎の硬軟や割れ目の発達を記載。 ・161.70~161.90mと書くべきところを誤って161.70~169.00mと記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの片状化や挟在物の有無について記載。	変更なし
139,140	—	—	・緑泥石化を記載。 ・斑晶を記載。 ・石英脈を記載。	・花崗斑岩の斑晶や鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。	—

H27-B-3

設置許可申請書案

記事	記事
141	166.65~169.66m ・短柱~柱状を呈する。 ・一部で割れ目が多いが、挟在物は見られない。 142 ・全体に緑泥石化が進む。斑点状に晶出しており、点在する箇所も見られる。 147 169.66~180.00m ・柱状~長柱状を呈する。 145 ・一部で緑泥石化が進むが、硬質である。 149 ・一部割れ目で片状化しているが、挟在物は見られない。
146	176.50~176.78m ・割れ目の交差部で、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部の割れ目沿いに風化しているが、砂状~粘土状部は見られない。

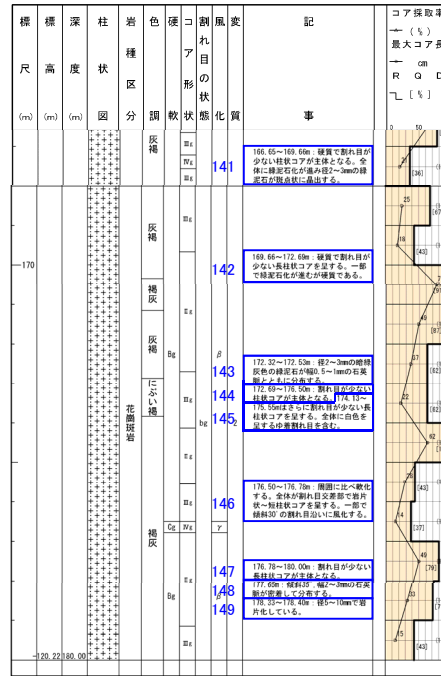
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
141	166.65~169.66m ・短柱~柱状を呈する。 ・一部で割れ目が多いが、挟在物は見られない。 142 ・全体に緑泥石化が進む。斑点状に晶出しており、点在する箇所も見られる。 147 169.66~180.00m ・柱状~長柱状を呈する。 145 ・一部で緑泥石化が進むが、硬質である。 149 ・一部割れ目で片状化しているが、挟在物は見られない。
146	176.50~176.78m ・割れ目の交差部で、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部の割れ目沿いに風化しているが、砂状~粘土状部は見られない。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
141	166.65~169.66m ・短柱~柱状を呈する。 ・一部、割れ目が多いが、挟在物は見られない。 142 ・全体に緑泥石化が進む。 147 ・斑点状に晶出しており、点在する箇所も見られる。 149 169.66~180.00m ・柱状~長柱状を呈する。 145 ・一部で緑泥石化が進むが、硬質である。 149 ・一部割れ目が片状を呈するが、挟在物は見られない。
146	176.50~176.78m ・割れ目の交差部で、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部の割れ目沿いに風化しているが、砂状化~粘土化は見られない。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
141	166.65~169.66m ・短柱~柱状を呈する。 ・一部、割れ目が多いが、挟在物は見られない。 142 ・全体に緑泥石化が進む。 147 ・斑点状に晶出しており、点在する箇所も見られる。 149 169.66~180.00m ・柱状~長柱状を呈する。 145 ・一部で緑泥石化が進むが硬質である。 149 ・一部の割れ目が片状を呈するが、挟在物は見られない。
146	176.50~176.78m ・割れ目の交差部で、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部の割れ目沿いに風化しているが、砂状化~粘土化は見られない。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
141	166.65~169.66m ・短柱~柱状を呈する。 ・一部、割れ目が多いが、挟在物は見られない。 142 ・全体に緑泥石化が進む。 147 ・斑点状に晶出しており、点在する箇所も見られる。 149 169.66~180.00m ・柱状~長柱状を呈する。 145 ・一部で緑泥石化が進むが硬質である。 149 ・一部の割れ目が片状を呈するが、挟在物は見られない。
146	176.50~176.78m ・割れ目の交差部で、岩片状~短柱状を呈する。 ・一部の割れ目沿いに風化しているが、砂状化~粘土化は見られない。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
141	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・緑泥石を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき短柱~柱状と記載。 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし
142~145 147~149	変更なし	・記載の適正化(“挟在物は見られない。”→“挟在物は見られない。”)。	・岩級区間毎の硬軟や割れ目の発達を記載。 ・緑泥石化を記載。 ・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達について、まとめ書き。 ・鉱物脈については、補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし
146	変更なし	変更なし	・軟化を記載。 ・割れ目の発達を記載。 ・風化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟化については、良好な岩盤からなる区間内の相対的な硬軟であるため追記せず。 ・割れ目沿いの砂状化~粘土化の有無について記載。	変更なし

H27-B-4

余白

H27-B-4

設置許可申請書案

記事

A 16.52~17.03m
・一部砂状～礫状を呈する。
8 17.03~17.86m
・低角度の割れ目が多い。
10 20.23~20.37m
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。
20.55~20.65m
20.87~20.94m
B 礫状を呈する。

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事

A 16.52~17.03m
・一部砂状～礫状を呈する。
8 17.03~17.86m
・低角度の割れ目が多い。
10 20.23~20.37m
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。
20.55~20.65m
20.87~20.94m
B 礫状を呈する。

審査資料
(平成29年12月22日)

記事

A 16.52~17.03m
・一部砂状～礫状を呈する。
8 17.03~17.86m
・低角度の割れ目が多い。
10 20.23~20.37m
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。
20.55~20.65m
20.87~20.94m
B 礫状を呈する。

委託報告書
(平成30年)

審査資料
(平成30年11月30日)

記事

A 16.52~17.03m
・一部砂状～礫状を呈する。
8 17.03~17.86m
・低角度の割れ目が多い。
10 20.23~20.37m
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。
20.55~20.65m
20.87~20.94m
B 礫状を呈する。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事

A 16.52~17.03m
・一部砂状～礫状を呈する。
8 17.03~17.86m
・低角度の割れ目が多い。
10 20.23~20.37m
・割れ目沿いに、一部細礫状を呈する。
20.55~20.65m
20.87~20.94m
B 礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
A	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
8	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
9	—	—	・花崗斑岩の斑晶を記載。	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため追記せず。	—
10	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの細礫化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
B	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m 26.96~27.22m ・軟質である。
C	・軟質である。

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m 26.96~27.22m ・軟質である。
C	・軟質である。

審査資料
(平成29年12月22日)

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m 26.96~27.22m ・軟質である。
C	・軟質である。

委託報告書
(平成30年)

標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	度	状	種		度	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	図	別		軟	目	質		
		分	の		状	の			
		類	形		態	状			
		別	状		化	質			
-10.41	24.55	レンコア			Da	γ	11	22.47~27.38m: 中継管部が主体で部材割れ目軟質となる。部材割れ目軟質部は同様に軟質を呈する。	50
					Da	δ	12	22.47~22.55m: 礫状コアとなる。	100
					Da	ε	13	24.55~25.48m: コア欠	
-11.07	26.46	レンコア			Da	η	14	25.96~26.19m: 硬盤よりも軟質でコアの表面がザラつく。	
					Da	θ			
					Da	ι			
					Da	κ			

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m 26.96~27.22m ・軟質である。
C	・軟質である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事	
12	22.47~22.55m ・礫状を呈する。
14	25.96~26.19m 26.96~27.22m ・軟質である。
C	・軟質である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
12	変更なし	変更なし	・礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
13	—	—	・コア欠の区間を記載。	・コア欠区間については、ボアホールテレビによる観察結果から、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため、コア写真で示すこととし追記せず。	—
14	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。 ・コア表面の粗さを記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・コア表面の粗さについては、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
C	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
●29.74~29.78m	・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
17	・白色の粘土状を呈する。
5	・白色粘土：累計厚2mm
19	・走向・傾斜はN11° E75° Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は67°である。

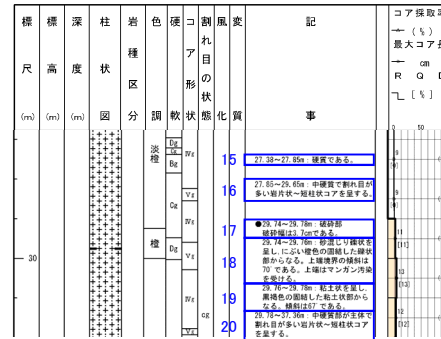
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
●29.74~29.78m	・破砕部である。カタクレーサイトからなる。
17	・白色の粘土状を呈する。
5	・白色粘土：累計厚2mm
19	・走向・傾斜はN11° E75° Wである。 ・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は67°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
●29.74~29.78m	・破砕部である。
17	・にぶい褐色の固結礫状部及び黒褐色の固結粘土状部からなる。
5	・走向・傾斜はN11° E75° Wである。
19	・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は67°である。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
●29.74~29.78m	・破砕部である。
17	・にぶい褐色の固結礫状部及び黒褐色の固結粘土状部からなる。
5	・走向・傾斜はN11° E75° Wである。
19	・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は67°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
●29.74~29.78m	・破砕部である。
17	・にぶい褐色の固結礫状部及び黒褐色の固結粘土状部からなる。
5	・走向・傾斜はN11° E75° Wである。
19	・上端境界の傾斜は70°、下端境界の傾斜は67°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	—	—	・硬質部を記載。	・局所的に挟まれる硬質部については、補足的なものであるため追記せず。	—
16	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達について、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
17~19	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区分を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・マンガン汚染については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
20	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達について、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・傾斜30°程度の、ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・傾斜30°~50°の割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度の、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂～細礫状を呈する。
S	37.36~39.84m ・硬質である。
28	41.00~41.20m ・主として、短柱～柱状を呈する。
E	低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。

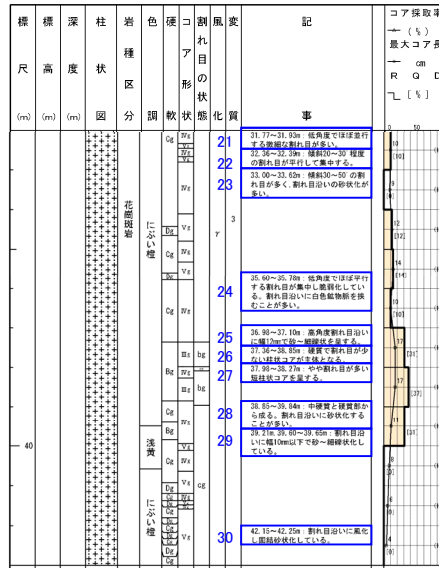
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・傾斜30°程度の、ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・傾斜30°~50°の割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度の、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂～細礫状を呈する。
S	37.36~39.84m ・硬質である。
28	41.00~41.20m ・主として、短柱～柱状を呈する。
E	低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度で、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂～細礫状を呈する。
26	37.36~39.84m ・硬質である。
S	主として、短柱状～柱状を呈する。
28	41.00~41.20m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
E	

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度で、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂～細礫状を呈する。
S	37.36~39.84m ・硬質である。
E	41.00~41.20m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	31.77~31.93m ・低角度で、ほぼ並行する微細な割れ目が多い。
D	32.36~32.73m ・ほぼ並行する割れ目が多い。
23	33.00~33.62m ・割れ目が多い。
24	35.60~35.78m ・低角度で、ほぼ並行する割れ目が多い。 ・割れ目沿いに、一部白色鉱物脈を挟む。
25	36.98~37.10m ・高角度の割れ目に沿って、幅12mm程度砂～細礫状を呈する。
S	37.36~39.84m ・硬質である。
E	41.00~41.20m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
22	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目が集中するが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—
D	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
23	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部割れ目沿いで砂状化するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
24	変更なし	変更なし	・割れ目の発達及び脆弱化について記載。 ・割れ目について記載(鉱物脈)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・脆弱化の程度については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
25	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂～細礫状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
26~28	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が増大する区間について、“硬軟”欄に基づき硬質と一括記載。	変更なし
29	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂～細礫状化)。	・割れ目沿いの砂～細礫状化については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
E	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
30	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状化するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
32	46.10~46.35m ・傾斜60°~70°の割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	●48.30~48.33m ・破碎部である。カタクレーサイトからなる
35	にぶい橙色の粘土状を呈する。
36	にぶい橙色粘土。露針厚30mm ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は45°である。

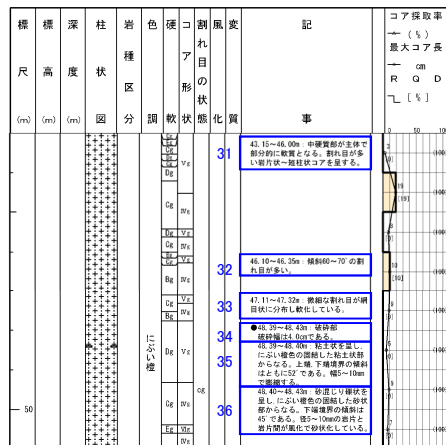
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
32	46.10~46.35m ・傾斜60°~70°の割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	●48.30~48.33m ・破碎部である。カタクレーサイトからなる
35	にぶい橙色の粘土状を呈する。
36	にぶい橙色粘土。露針厚30mm ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は45°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
32	46.10~46.35m ・割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	●48.39~48.43m ・破碎部である。
35	・正断層センスである。
36	にぶい橙色の固結砂状部及びにぶい橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は45°である。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
32	46.10~46.35m ・割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	●48.39~48.43m ・破碎部である。
35	・正断層センスである。
36	にぶい橙色の固結砂状部及びにぶい橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は45°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
32	46.10~46.35m ・割れ目が多い。
33	47.11~47.32m ・微細な割れ目が、網目状に分布する。
34	●48.39~48.43m ・破碎部である。
35	・正断層センスである。
36	にぶい橙色の固結砂状部及びにぶい橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN48° E78° Eである。 ・上端境界の傾斜は52°、下端境界の傾斜は45°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.27)
31	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
32	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	・割れ目の傾斜を記載。 ・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	変更なし
33	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・軟化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟化については、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
34~36	変更なし	・誤記修正(48.30~48.33m→48.39~48.43m)。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破碎幅を記載。 ・破碎部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破碎幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“砂状化している”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
39	50.43~50.60m ・軟弱である。
40	51.20~51.43m 51.66~51.97m 52.38~52.44m ・微細な割れ目が多い。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
39	50.43~50.60m ・軟弱である。
40	51.20~51.43m 51.66~51.97m 52.38~52.44m ・微細な割れ目が多い。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
39	50.43~50.60m ・軟弱である。
40	51.20~51.43m 51.66~51.97m 52.38~52.44m ・微細な割れ目が多い。

委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ目	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図	分	調	軟	状	化	事	(%)
										最大コア長 — cm R Q D L [%]
									37	50.43~50.60m: 層状~塊状コアが主体となる。
									38	49.10m: 連続した割れ目があり、上部約20m細片状に劣化している。
									39	50.43~50.60m: 砂状で軟弱である。
									40	51.20~51.43m, 51.66~51.97m, 52.38~52.44m: 微細な割れ目が多く軟弱となる。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
39	50.43~50.60m ・軟弱である。
40	51.20~51.43m 51.66~51.97m 52.38~52.44m ・微細な割れ目が多い。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
39	50.43~50.60m ・軟弱である。
40	51.20~51.43m 51.66~51.97m 52.38~52.44m ・微細な割れ目が多い。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
37	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
38	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片状化)。	・割れ目沿いに細片状化するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—
39	変更なし	変更なし	・砂状の区間を記載。 ・硬軟を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂状については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	変更なし
40	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。 ・硬軟を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については、区間毎にばらつきがあることから追記せず。	変更なし

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	56.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

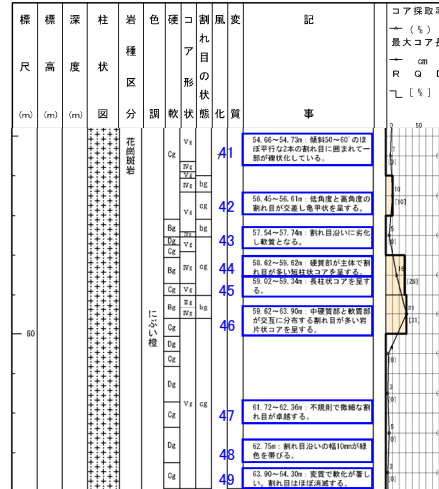
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	56.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	56.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	56.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
F	54.96~55.55m ・低角度の割れ目が多い。
42	56.45~56.61m ・低角度と高角度の割れ目が交差し、網目状を呈する。
G	60.07~60.45m 60.82~61.72m ・微細な割れ目が多い。
49	63.90~64.30m ・変質している。 ・軟質化しており、割れ目は不鮮明である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化)。	・一部が礫状化しているが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
F	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
42	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(亀甲状)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(亀甲状→網目状)。	変更なし
43	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟質化)。	・割れ目沿いに軟質化するが、挟在物の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
G	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
44~46	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
47	—	—	・割れ目の発達を記載。	・割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
48	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
49	変更なし	変更なし	・変質を伴う軟質な区間を記載。 ・割れ目について記載(割れ目の消滅)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
50	●64.65～64.91m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・褐灰色の粘土状～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。
53	・褐灰色粘土：累計厚3mm。 ・走向・傾斜はN4° E87° Eである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は65°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
50	●64.65～64.91m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・褐灰色の粘土状～にぶい橙色の粘土混じり礫状を呈する。
53	・褐灰色粘土：累計厚3mm。 ・走向・傾斜はN4° E87° Eである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は65°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
50	●64.65～64.91m(H-6c破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
53	・走向・傾斜はN4° E87° Eである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は65°である。

委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ目	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図分	種	調	軟	形状	化	事	(%)
									●64.65～64.91m(破砕帯H-6c) 傾斜は65°である。 64.65～64.91m 粘土混じり礫状を呈し、にぶい黄褐色の固結した礫状部からなる。上端境界の傾斜は65°である。主せん断面と同方向の割れ目が多い。	
									64.72～64.91m にぶい黄褐色の礫状部を呈する。	
									64.89～64.91m 粘土混じり礫状を呈し、にぶい黄褐色の固結した礫状部からなる。下端境界の傾斜は65°である。下部には鏡肌が見られる。	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
50	●64.65～64.91m(H-6c破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
53	・走向・傾斜はN4° E87° Eである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は65°である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
50	●64.65～64.91m(H-6c破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
53	・走向・傾斜はN4° E87° Eである。 ・上端境界の傾斜は65°、下端境界の傾斜は65°である。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50～53	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 破砕帯名を記載。 誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス)。 性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 	<ul style="list-style-type: none"> 破砕幅を記載。 破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 	審査資料(H29.12.22)と同様 <ul style="list-style-type: none"> 破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 割れ目の密集部については、固結礫状部に含めているため追記せず。 “主せん断面と同方向の割れ目が多い”との記載、及び“下端部には鏡肌が見られる”との記載については、補足的なものであるため追記せず。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) 	変更なし

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
54	●65.59~65.72m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状～褐灰色の砂～礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚3mm。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°。下盤境界の傾斜は62°である。
55	67.28~67.75m ・変質している。 ・灰白色を呈し、粘土化している。
57	68.97~69.08m ・砂～細礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
54	●65.59~65.72m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・灰白色の粘土状～褐灰色の砂～礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚3mm。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°。下盤境界の傾斜は62°である。
55	67.28~67.75m ・変質している。 ・灰白色を呈し、粘土化している。
57	68.97~69.08m ・砂～細礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
54	●65.59~65.72m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°。下盤境界の傾斜は62°である。
55	67.28~67.75m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
57	68.97~69.08m ・砂状～細礫状を呈する。

委託報告書 (平成30年)

標高	深	柱状	岩種	色	硬	割れ目	風化	記	コア採取率
尺	高度	状	区	目	度	の	状態	事	(%)
(m)	(m)	図	分	別	別	形状	化		
		分	区	の	の	の	率		
		別	別	の	の	の			
		別	別	の	の	の			
								●65.59~65.72m 破砕部 傾斜はNS78°Wである。 粘土質礫状を呈し、褐灰色の固結した礫状部からなる。上盤境界の傾斜は65°。下盤境界の傾斜は62°である。	
								67.28~67.75m 変質で脆弱化が著しい。灰白色を呈し粘土化している。	
								67.75~68.97m 傾斜60° 幅20~25mmで細い礫砂が主体を呈し脆弱化している。	
								68.97~69.08m 砂～細礫状を呈する。	
								70.08m 傾斜60° 幅20~25mmで細い礫砂が主体を呈し脆弱化している。	
								71.22~71.75m 傾斜60°と傾斜54°の割れ目に囲まれて脆弱化している。	

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
54	●65.59~65.72m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°。下盤境界の傾斜は62°である。
55	67.28~67.75m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
57	68.97~69.08m ・砂状～細礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
54	●65.59~65.72m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はNS78°Wである。 ・上盤境界の傾斜は65°。下盤境界の傾斜は62°である。
55	67.28~67.75m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
57	68.97~69.08m ・砂状～細礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
54	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
55	変更なし	変更なし	・変質を伴う軟質化を記載。 ・粘土化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
56	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
57	変更なし	変更なし	・砂～細礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
58	—	—	・割れ目について記載(破砕状)。	・“破砕状を呈し脆弱化している”との記載については、せん断構造や変形構造が不明瞭で、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—
59	—	—	・脆弱化を記載。	・脆弱化しているが、周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
61	74.19~74.34m ・傾斜30°~50°の割れ目が多い。
62	75.05~75.29m ・傾斜20°~40°の、ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・傾斜35°~55°の、同方向の割れ目が多い。

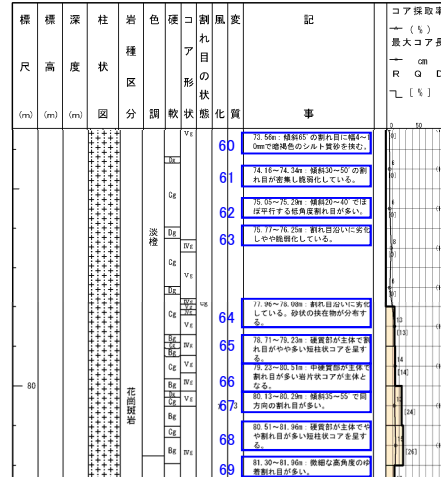
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
61	74.19~74.34m ・傾斜30°~50°の割れ目が多い。
62	75.05~75.29m ・傾斜20°~40°の、ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・傾斜35°~55°の、同方向の割れ目が多い。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
62	75.05~75.29m ・ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・同方向の割れ目が多い。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
62	75.05~75.29m ・ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・同方向の割れ目が多い。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
62	75.05~75.29m ・ほぼ並行する低角度の割れ目が多い。
67	80.13~80.29m ・同方向の割れ目が多い。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	—	—	・割れ目について記載(シルト質砂の挟在)。	・シルト質砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
61	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・脆弱化する区間を記載。 ・74.19~74.34mと書くべきところを誤って74.16~74.34mと記載。 ・割れ目の発達を記載。 ・割れ目の傾斜を記載。	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。 ・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
62	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目の傾斜を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	変更なし
63	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの脆弱化)。	・硬軟については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
64	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化、砂状化)。	・割れ目沿いに劣化し、一部で砂状を呈するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
65	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
66	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
67	変更なし	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
68	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
69	—	—	・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。	・高角度の割れ目については、連続性に乏しいことから追記せず。	—

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
72	83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
73	84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74	86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77	89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

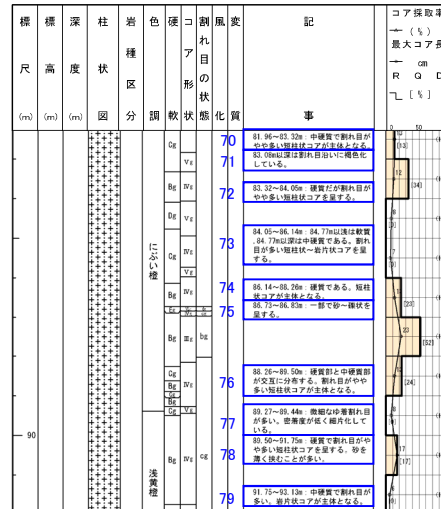
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
72	83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
73	84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74	86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77	89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
72	83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。
73	84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74	86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77	89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
72	83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。
73	84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74	86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77	89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
72	83.32~84.05m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。
73	84.09~84.77m ・割れ目が多く、軟質化している。
74	86.14~88.26m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
77	89.27~89.44m ・微細な割れ目が多い。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
71	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
72	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
73	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・相対的に軟質な区間についてのみ記載。	変更なし
74	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・“主として柱状~長柱状”と書くべきところを誤って“短柱状”と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・短柱状との記載は誤記のため反映せず。	変更なし
75	—	—	・砂~礫状の区間を記載。	・砂~礫状については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
76	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
77	変更なし	変更なし	・割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(ゆ着割れ目、細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(ゆ着割れ目→割れ目)。 ・部分的な細片化については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
78	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。 ・割れ目について記載(砂の挟在)。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
79	—	—	・硬軟や割れ目の発達を記載。	・硬軟や割れ目の発達については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
80	●93.13~93.22m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・明緑灰色の粘土状～淡黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。
82	・明緑灰色粘土：累計厚12mm。 ・走向・傾斜はN10° E78° Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は50°である。
85	97.10~97.58m 97.81~98.03m ・割れ目が多く、砂礫状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
80	●93.13~93.22m ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・明緑灰色の粘土状～淡黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。
82	・明緑灰色粘土：累計厚12mm。 ・走向・傾斜はN10° E78° Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は50°である。
85	97.10~97.58m 97.81~98.03m ・割れ目が多く、砂礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
80	●93.13~93.22m(H-7破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部；累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN10° E78° Wである。
82	・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は50°である。
85	97.81~98.03m ・割れ目が多く、砂礫状を呈する。

委託報告書 (平成30年)

標尺	標高	深	柱状	岩	色	硬	割れ目	風	記	コア採取率
(m)	(m)	(m)	図分	種	調	軟	目	化	事	(%)
							形状	状態		最大コア長
										cm
										R Q D
										[%]
									80	●93.13~93.22m (H-7破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部；累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN10° E78° Wである。 ・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は50°である。
									81	93.14~93.14m 淡黄色の粘土状部からなる。傾斜は1.2cmである。上盤下盤境界の傾斜はともに30°である。下盤境界の傾斜は50°である。
									82	93.14~93.22m 粘土混じり礫状を呈し、主に黄褐色の固結した礫状部からなる。下盤境界の傾斜は50°である。
									83	93.22~97.10m 全体で岩片状コアとなる。
									84	97.10~97.58m 傾斜30°の割れ目多く、幅10~40mmで軟化している。
									85	97.10~98.03m 割れ目が多く岩片状を呈する。
									86	98.03~101.07m 軟質で割れ目が多く岩片状が呈する。割れ目沿いに劣化し、細礫状～砂状を呈することが多い。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
80	●93.13~93.22m(H-7破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部；累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN10° E78° Wである。
82	・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は50°である。
85	97.10~97.58m 97.81~98.03m ・割れ目が多く、砂礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
80	●93.13~93.22m(H-7破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれ正断層センスである。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部；累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN10° E78° Wである。
82	・上盤境界の傾斜は30°、下盤境界の傾斜は50°である。
85	97.10~97.58m 97.81~98.03m ・割れ目が多く、砂礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
80~82	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・“下端部で風化が進む”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
83	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
84	—	—	・割れ目について記載(軟化)。	・割れ目沿いに軟化するが、連続性や直線性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
85	変更なし	変更なし	・割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・岩片状を呈する区間のうち、砂礫状の区間のみを分けて記載。	変更なし
86	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細礫状～砂状化)。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細礫状～砂状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H27-B-4

設置許可申請書案

記事
H 101.43~102.23m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

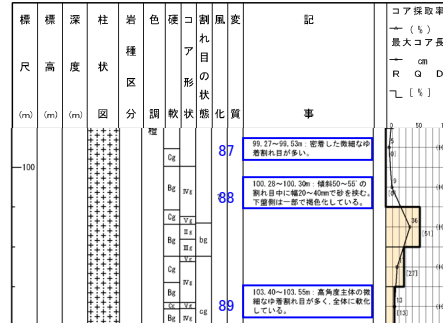
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
H 101.43~102.23m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
H 101.43~102.23m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事
H 101.43~102.23m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
H 101.43~102.23m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
88	—	—	・割れ目について記載(砂の挟在、割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため追記せず。 ・一部で砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
H	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
89	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(軟化)。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
91	104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
94	●108.44~108.71m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。
96	110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。

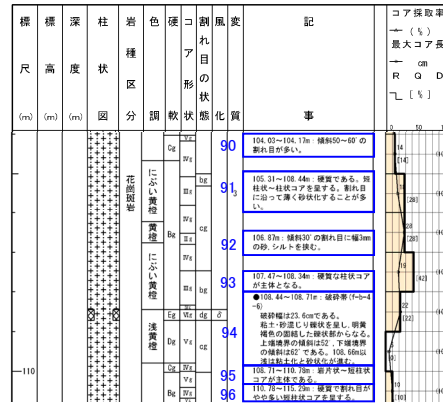
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
91	104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
94	●108.44~108.71m ・破砕部である。カタクレーサイトからなる。 ・淡黄褐色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。
96	110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
91	104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
94	●108.44~108.71m(f-b-4-6破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。
96	110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
91	104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
94	●108.44~108.71m(f-b-4-6破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。
96	110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
91	104.67~108.44m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱~柱状を呈する。
94	●108.44~108.71m(f-b-4-6破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN20° E87° Eである。
96	110.05~115.29m ・硬質であるが、割れ目が多く、短柱状~柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
90	—	—	・割れ目の傾斜を記載。	・割れ目の傾斜については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	—
91	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が比較的高い区間が連続することから、“硬軟”欄と“コア形状”欄に基づき、硬質な区間における割れ目の発達度を記載。	変更なし
92	—	—	・割れ目について記載(砂、シルトの挟在)。	・砂、シルトを挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
93	—	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	・硬軟や割れ目の発達度の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
94	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については、観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については、性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため追記せず。 ・“粘土化と砂状化が進む”との記載については、補足的なものであるため追記せず。	変更なし
95	—	—	・割れ目の発達度を記載。	・割れ目の発達度の程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
96	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が比較的一定している区間が連続することから、“コア形状”欄から短柱状を呈する区間の深度を読み取り、“硬軟”欄に基づき硬質と記載。	変更なし

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

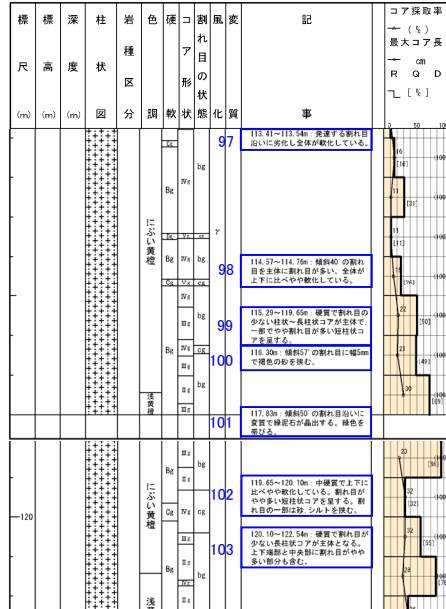
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
99	115.29~119.65m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。
1	120.40~122.46m ・硬質である。 ・主として、柱状~長柱状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・割れ目について記載(軟化)。	・割れ目については、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
98	—	—	・割れ目の発達程度を記載。 ・軟化を記載。	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・軟化については、良好な岩盤からなる区間内の相対的な硬軟であるため追記せず。	—
99	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・主体的なコア状況として、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし
100	—	—	・割れ目について記載(砂の挟在)。	・砂を挟在するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
101	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出、変色)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出、変色については、補足的なものであるため追記せず。	—
102	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。 ・軟化を記載。 ・割れ目について記載(砂・シルトの挟在)。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に砂・シルトを挟在するが、連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
103	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
1	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

H27-B-4

設置許可申請書案

記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

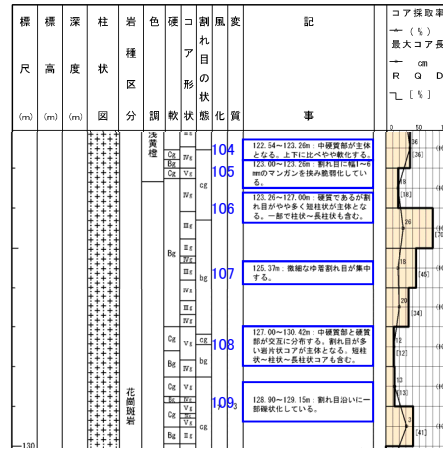
設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。 ・一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

委託報告書 (平成30年)



審査資料 (平成30年11月30日)

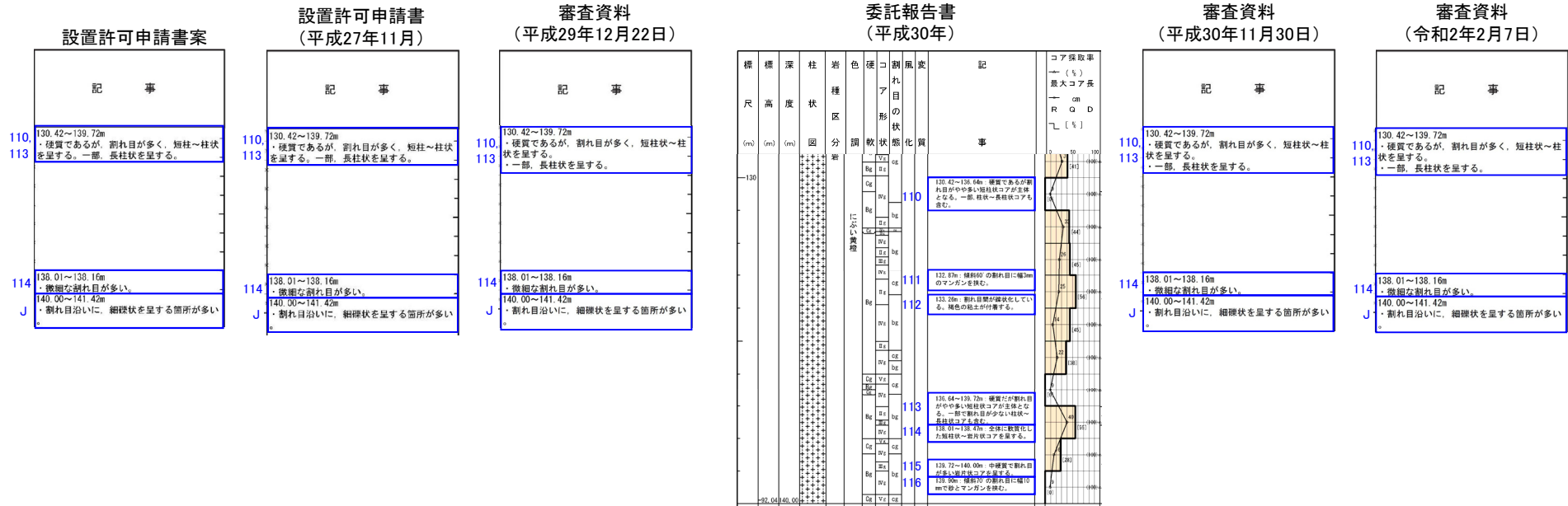
記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。 ・一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
106	123.26~127.00m ・硬質であるが、割れ目が多く、主として短柱~柱状を呈する。 ・一部、長柱状を呈する。
109	128.90~129.15m ・割れ目沿いに、一部礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
104	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
105	—	—	・割れ目について記載(マンガンの挟在、脆弱化)。	・マンガンについては、補足的なものであるため追記せず。 ・脆弱化している部分は局所的であり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
106	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
107	—	—	・割れ目の発達程度を記載。	・割れ目の発達程度については、周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	—
108	—	—	・硬軟や割れ目の発達程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
109	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(礫状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H27-B-4



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
110,113	変更なし	変更なし	・硬質だが割れ目が発達する区間を細分。 ・短柱状を主体とし、柱状～長柱状が部分的にみられると記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき短柱状～長柱状と記載。	変更なし
111	—	—	・割れ目について記載(マンガンの挟在、割れ目沿いの礫状化)。	・割れ目沿いのマンガンの挟在については、補足的なものであるため追記せず。	—
112	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化、粘土の付着)。	・礫状化しているが、掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
114	変更なし	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき微細な割れ目の多い区間のみを記載。	変更なし
115	—	—	・硬軟や割れ目の発達度を記載。	・硬軟や割れ目の発達度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため追記せず。	—
116	—	—	・割れ目について記載(砂とマンガンの挟在)。	・砂を挟在するが、周囲の岩盤が劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガンの挟在については、補足的なものであるため追記せず。	—
J	変更なし (誤記)余掘りコアの区間を誤って記載したもの。	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

余白

H19-No.2

余白

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	波	記
(m)	(m)	(m)	区	種	調	散	目	状	質	事
				花崗斑岩	灰黄					コア採取率 → (%) 最大コア径 → cm R Q D ↓ (%) 2 10 100

設置許可申請書案

記事
1 0.00~4.70m ・花崗斑岩である。
2 0.12~4.70m ・強風化部である。
A 2.35~2.42m ・変質が強い。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
1 0.00~4.70m ・花崗斑岩である。
2 0.12~4.70m ・強風化部である。
A 2.35~2.42m ・変質が強い。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
1 0.00~4.70m ・花崗斑岩である。
2 0.12~4.70m ・強風化部である。
A ●2.35~2.42m(f-15-2破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は45°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
1 0.00~4.70m ・花崗斑岩である。
2 0.12~4.70m ・強風化部である。
A ●2.35~2.42m(f-15-2破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は45°である。

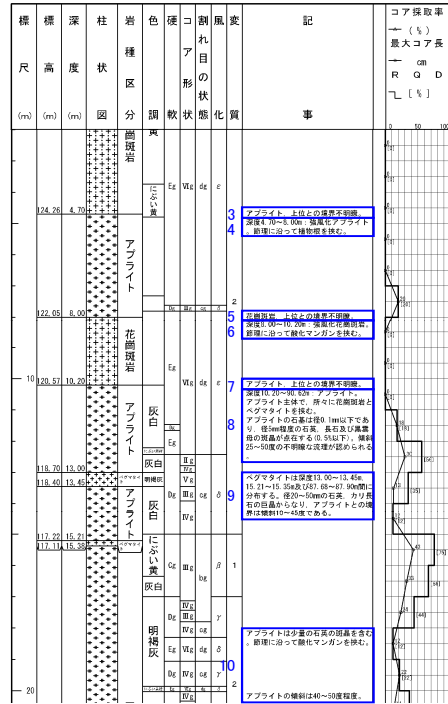
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
1 0.00~4.70m ・花崗斑岩である。
2 0.12~4.70m ・強風化部である。
A ●2.35~2.42m(f-15-2破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は45°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・原岩組織の残留の程度については、岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
A	・変質による白色化が顕著な部分について、コア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。別途説明(補足説明資料4 補足4-10頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事	記事
3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。	3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。	5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
6. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。	6. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
7. 13.00~13.45m 15.21~15.35m 17.68~87.90m ・ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。	7. 13.00~13.45m 15.21~15.35m 17.68~87.90m ・ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。
8. 18.30~19.10m ・強風化部である。	8. 18.30~19.10m ・強風化部である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。	3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。	5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
7. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。	7. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
9. 13.00~13.45m 15.21~15.35m 87.68~87.90m ・ベグマタイトである。 ・ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。	9. 13.00~13.45m 15.21~15.35m 87.68~87.90m ・ベグマタイトである。 ・ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。
B. 18.30~19.10m ・強風化部である。	B. 18.30~19.10m ・強風化部である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。	3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。	5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
7. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。	7. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
9. 13.00~13.45m, 15.21~15.38m ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。	9. 13.00~13.45m, 15.21~15.38m ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。
B. 18.30~19.10m ・強風化部である。	B. 18.30~19.10m ・強風化部である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。	3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。	5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
7. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。	7. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
9. 13.00~13.45m, 15.21~15.38m ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。	9. 13.00~13.45m, 15.21~15.38m ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。
B. 18.30~19.10m ・強風化部である。	B. 18.30~19.10m ・強風化部である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。	3. 4.70~8.00m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に植物根を挟む。
5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。	5. 8.00~10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており、割れ目に酸化マンガンを含む。
7. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。	7. 10.20~90.62m ・アブライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とベグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
9. 13.00~13.45m, 15.21~15.38m ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。	9. 13.00~13.45m, 15.21~15.38m ベグマタイトである。 ・アブライトとの境界は傾斜10°~45°である。
B. 18.30~19.10m ・強風化部である。	B. 18.30~19.10m ・強風化部である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
3.4	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5.6	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7.8	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
9	・ベグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	・誤記修正(15.35m⇒15.38m)。 ・87.68~87.90mについては記事No.47と記載が重複しており、不要であるため削除。	変更なし	変更なし
B	・“風化”欄に基づき強風化部と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目沿いの酸化マンガンについては、補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

委託報告書 (平成19年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	コ	調	風	記	コア採取率 (%)	最大コア長 cm	形状	R	Q	D	傾斜 [%]	
(m)	(m)	(m)	円	区	調	散	状	化	質	事								
			ア ブ ラ イ ト															
			に ぶ い 権															

設置許可申請書案

記事
22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・砂質シルト状を呈する。 ・砂質シルト、累計幅55mm
11 13 ・ボアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は43°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・砂質シルト状を呈する。 ・砂質シルト、累計幅55mm
11 13 ・ボアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は43°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・主ににぶい褐色の固結砂状部からなる。 ・にぶい赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
11 13 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は45°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・主ににぶい褐色の固結砂状部からなる。 ・にぶい赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
11 13 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は45°である。

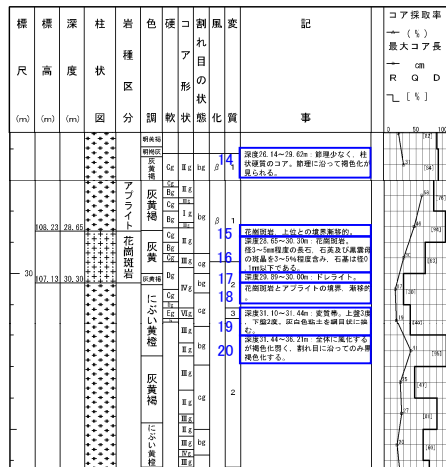
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
22.58~24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°、下端境界の傾斜は5°である。
●24.38~24.46m ・破砕部である。 ・主ににぶい褐色の固結砂状部からなる。 ・にぶい赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
11 13 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は45°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・シルト及び礫状を呈するが、連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
13	・ボアホールテレビの解析結果(測定不可)を記載。	変更なし	・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・表現の見直し(“ボアホールテレビでは、走向・傾斜は測定できない”との記載を削除)。	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。
16	・上端境界、下端境界は漸移的である。
17	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10~31.44m ・変質している。 灰白色粘土を網目状に挟む。 ・上端境界の傾斜は3°、下端境界の傾斜は2°である。
C	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。
16	・上端境界、下端境界は漸移的である。
17	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10~31.44m ・変質している。 ・灰白色粘土を網目状に挟む。 ・上端境界の傾斜は3°、下端境界の傾斜は2°である。
C	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。
16	・上端境界、下端境界は漸移的である。
17	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10~31.44m ・変質している。 ・灰白色粘土を網目状に挟む。
C	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。
16	・上端境界、下端境界は漸移的である。
17	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10~31.44m ・変質している。 ・灰白色粘土を網目状に挟む。
C	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

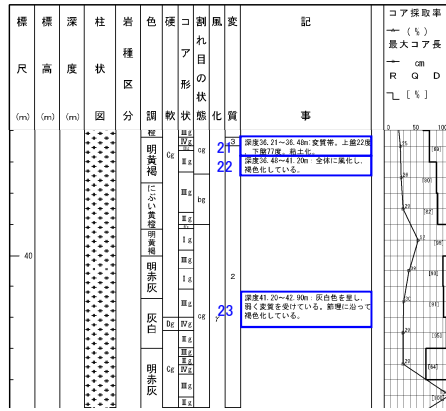
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
14	26.14~29.62m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
15	28.65~30.30m ・花崗斑岩である。
16	・上端境界、下端境界は漸移的である。
17	29.89~30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10~31.44m ・変質している。 ・灰白色粘土を網目状に挟む。
C	31.44~44.90m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
14	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15,16	・岩種境界の傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
19	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調、割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
C	・RQDと最大コア長が比較的大きい区間が連続することから、割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。 ・上端境界の傾斜は22°、下端境界の傾斜は77°である。
D	39.83~39.88m ・変質している。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。 ・上端境界の傾斜は22°、下端境界の傾斜は77°である。
D	39.83~39.88m ・変質している。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。
D	●39.83~39.88m (f-15-1破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E82° Wである。 ・下端境界の傾斜は76°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。
D	●39.83~39.88m (f-15-1破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E82° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下端境界の傾斜は76°である。

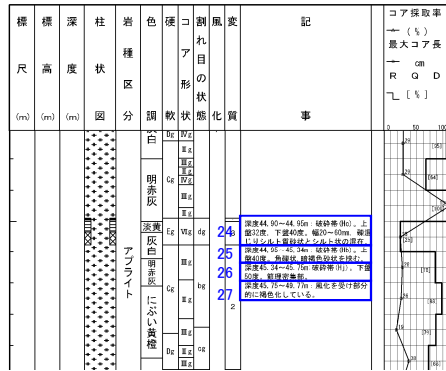
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
21	36.21~36.48m ・変質している。 ・粘土化している。
D	●39.83~39.88m (f-15-1破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E82° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下端境界の傾斜は76°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
D	・変質し原岩組織がやや不明瞭な部分について、コア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-11頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で取得した下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、フィルム状の粘土を追記。	変更なし
23	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
24 26 27

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
24 26 27

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
24 26 27

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
24 26 27

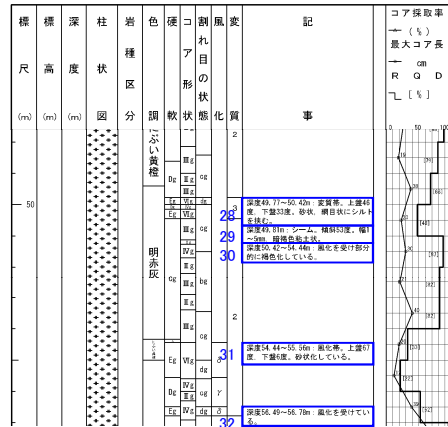
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
24 26 27

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
24～26	<ul style="list-style-type: none"> ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、シルト状～粘土混じり礫状と記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・シルト状～粘土混じり礫状の色調については、“色調”欄に基づき暗褐色～淡黄～灰白と記載。 ・シルトの累計幅としては、最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・シルトの色調として、暗褐色と記載すべきところを誤って褐色と記載。(誤記)下端境界の見かけの傾斜として、50°と記載すべきところを誤って40°と記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N32° E26° W→N40° E26° W)。 	変更なし	変更なし
27	<ul style="list-style-type: none"> ・RQDが比較的高い区間が連続することから、割れ目の発達程度について、“コア形状”欄に基づき柱状～長柱状と記載。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は33°である。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化部、土砂状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は33°である。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化部、土砂状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化し、土砂状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化し、土砂状を呈する。

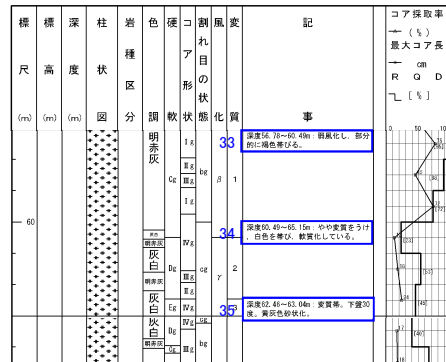
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
49.77~50.42m ・変質している。 ・砂状化しており、網目状にシルトを挟む。
50.42~54.44m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
54.44~55.56m ・風化し、土砂状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
28	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-7頁)。	—	—	—	—
30	・RQDが比較的高い区間が連続することから、割れ目の発達程度について、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
31	・“コア形状”欄に基づき土砂状と記載。 ・風化している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
32	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
E 57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34 60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 61.25~61.30m ・角礫状化している。
35 62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。 ・下端境界の傾斜は30°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
E 57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34 60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 61.25~61.30m ・角礫状化している。
35 62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。 ・下端境界の傾斜は30°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
E 57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34 60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 ●61.25~61.30m(F-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° E68° Wである。
35 62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。

審査資料 (平成30年11月30日)

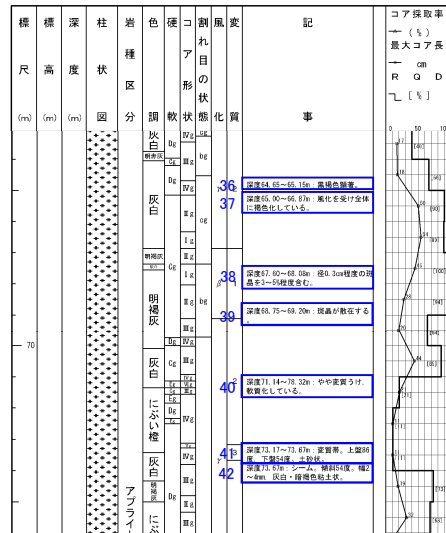
記事
E 57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34 60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 ●61.25~61.30m(F-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° E68° Wである。
35 62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
E 57.00~59.80m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
34 60.49~65.15m ・弱変質をうけ、軟質化している。 ●61.25~61.30m(F-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7° E68° Wである。
35 62.46~63.04m ・変質帯している。 ・黄灰色に砂状化している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
E	・RQDの増大傾向が顕著であることから、割れ目の発達について、「コア形状」欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
33	・風化については、当該区間の周囲と比べ軽微であるため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
34	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
F	・角礫状を呈する部分について、コア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-12頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・誤記修正(変質帯している⇒変質している)。	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事
G 65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40 71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41 73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は86°、下端境界の傾斜は54°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
G 65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40 71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41 73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は86°、下端境界の傾斜は54°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
G 65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40 71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41 73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

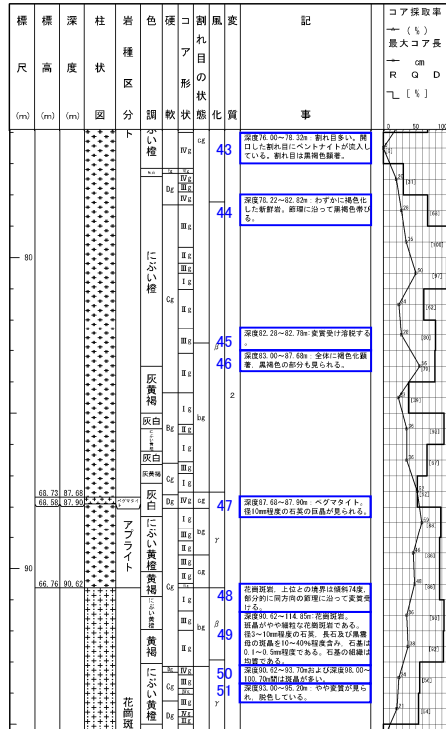
記事
G 65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40 71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41 73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
G 65.20~71.00m ・割れ目が少なく、柱状~長柱状を呈する。
40 71.14~78.32m ・弱変質をうけ、軟質化している。
41 73.17~73.67m ・変質している。 ・土砂状~岩片状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
36	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
37	・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
G	・RQDが周囲に比べて高い区間が連続することから、割れ目の発達の程度について、“コア形状”欄に基づき柱状~長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
38	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
39	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
40	・“変質”欄に基づき弱変質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
41	・“コア形状”欄に基づき土砂状~岩片状と記載。	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-8頁)。	—	—	—	—

委託報告書
(平成19年)



設置許可申請書案

記事
43 76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H 84.35~86.50m ・硬質である。長柱状を呈する。
47 87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48 90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50 上端境界の傾斜は74°である。

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事
43 76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H 84.35~86.50m ・硬質である。長柱状を呈する。
47 87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48 90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50 上端境界の傾斜は74°である。

審査資料
(平成29年12月22日)

記事
43 76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H 84.35~86.50m ・硬質である。 ・長柱状を呈する。
47 87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48 90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50 上端境界の傾斜は74°である。

審査資料
(平成30年11月30日)

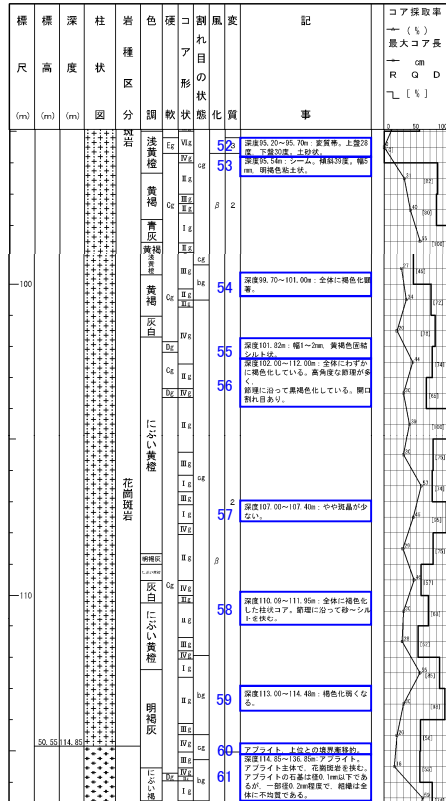
記事
43 76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H 84.35~86.50m ・硬質である。 ・長柱状を呈する。
47 87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48 90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50 上端境界の傾斜は74°である。

審査資料
(令和2年2月7日)

記事
43 76.00~78.32m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。
H 84.35~86.50m ・硬質である。 ・長柱状を呈する。
47 87.68~87.90m ・ペグマタイトである。 ・径10mm程度の石英の巨晶が見られる。
48 90.62~114.85m ・花崗斑岩である。 ・90.62~93.70m、98.00~100.70m間は斑晶が多い。
50 上端境界の傾斜は74°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
43	<ul style="list-style-type: none"> ・“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。 ・ペントナイトの流入については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いの変色、割れ目の開口状況については、補足的なものであるため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44	<ul style="list-style-type: none"> ・色調については、補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 	—	—	—	—
45	<ul style="list-style-type: none"> ・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 	—	—	—	—
46	<ul style="list-style-type: none"> ・色調については、補足的なものであるため削除。 	—	—	—	—
H	<ul style="list-style-type: none"> ・RQDの増大が顕著であることから、“硬軟”欄と“コア形状”欄に基づき、硬質で割れ目の少ない区間を記載。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
47	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
48~50	<ul style="list-style-type: none"> ・岩種境界の見かけ傾斜、割れ目沿いの変質については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの変質については、補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
51	<ul style="list-style-type: none"> ・脱色については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 	—	—	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	内容
52	95.20~95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は30°である。
56	102.00~112.00m ・高角度の割れ目が多い。開口割れ目あり。
57	107.00~107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09~111.95m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。
60, 61	114.85~122.30m ・アフライトである。 ・上端境界は漸移的である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
52	95.20~95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は30°である。
56	102.00~112.00m ・高角度の割れ目が多い。開口割れ目あり。
57	107.00~107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09~111.95m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。
60, 61	114.85~122.30m ・アフライトである。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
52	95.20~95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
56	102.00~112.00m ・高角度の割れ目が多い。 ・開口割れ目あり。
57	107.00~107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09~111.95m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。
60, 61	114.85~122.30m ・アフライトである。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
52	95.20~95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
56	102.00~112.00m ・高角度の割れ目が多い。 ・開口割れ目あり。
57	107.00~107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09~111.95m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。
60, 61	114.85~122.30m ・アフライトである。 ・上端境界は漸移的である。

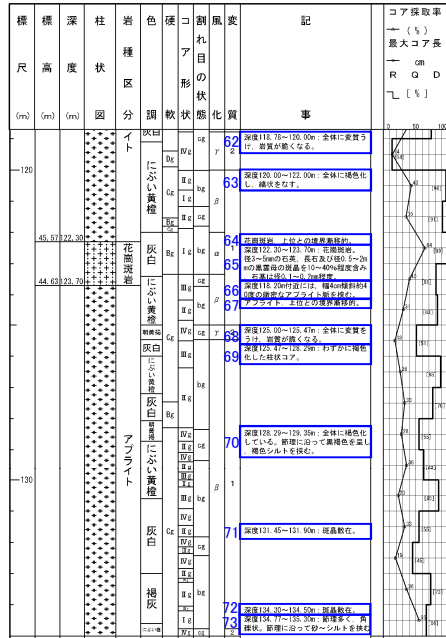
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
52	95.20~95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
56	102.00~112.00m ・高角度の割れ目が多い。 ・開口割れ目あり。
57	107.00~107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09~111.95m ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。
60, 61	114.85~122.30m ・アフライトである。 ・上端境界は漸移的である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
52	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
53	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-9頁)。	—	—	—	—
54	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
55	・シルト状を呈するが、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
56	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
58	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
59	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
60, 61	・柱状図に合わせてアフライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上端境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
68	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m
72	134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上端境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
68	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m
72	134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上端境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
68	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m, 134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
72	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

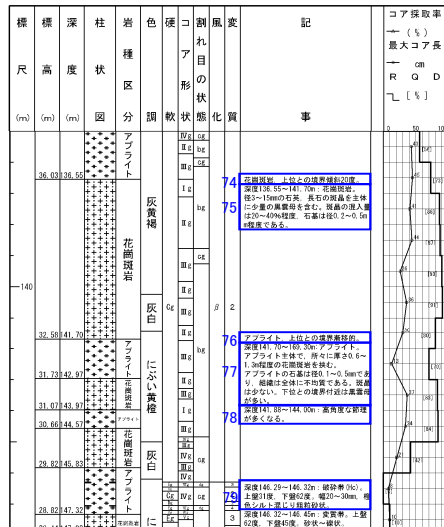
記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上端境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
68	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m, 134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
72	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
62	118.78~120.00m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
64	122.30~123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
65	123.70~136.55m ・アブライトである。 ・上端境界は漸移的である。
67	125.00~125.47m ・変質を受け、岩質が脆くなっている。
68	128.29~129.35m ・割れ目に沿って、褐色シルトを挟む。
71	131.45~131.90m, 134.30~134.50m ・斑晶が散在する。
72	134.77~135.30m ・割れ目が多く、角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って、砂~シルトを挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
62	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
63	・色調、縞状については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
64,65	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
66	・岩脈については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
67	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
68	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
69	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
70	・色調については、補足的なものであるため削除。	変更なし	・誤記修正(割れ目に沿って→割れ目に沿って)。	変更なし	変更なし
71,72	・斑晶の散在について一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
73	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上盤境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
76. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
78. 141.88~144.00m ・高角度の割れ目が多い。 ●146.29~146.32m ・破砕部である。 ・棕色のシルト混じり砂状を呈する。 ・シルト混じり砂：累計厚30mm ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。
79. 146.29~146.32m ・破砕部である。 ・棕色のシルト混じり砂状を呈する。 ・シルト混じり砂：累計厚30mm ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上盤境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
76. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
78. 141.88~144.00m ・高角度の割れ目が多い。 ●146.29~146.32m ・破砕部である。 ・棕色のシルト混じり砂状を呈する。 ・シルト混じり砂：累計厚30mm ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。
79. 146.29~146.32m ・破砕部である。 ・棕色のシルト混じり砂状を呈する。 ・シルト混じり砂：累計厚30mm ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上盤境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
76. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
78. 141.88~144.00m ・高角度の割れ目が多い。 ●146.29~146.32m (f-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・棕色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。
79. 146.29~146.32m (f-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・棕色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上盤境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
76. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
78. 141.88~144.00m ・高角度の割れ目が多い。 ●146.29~146.32m (f-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・棕色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。
79. 146.29~146.32m (f-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・棕色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。

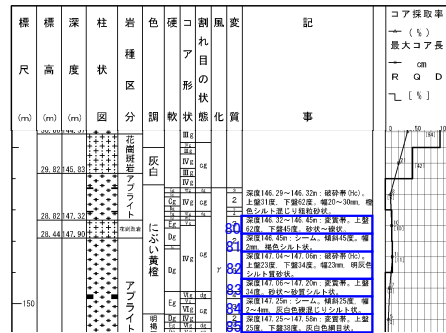
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
74. 136.55~141.70m ・花崗斑岩である。 ・上盤境界の傾斜は20°である。
75. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
76. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
77. 141.70~169.30m ・アフライトが主体である。 ・所々に厚さ60~130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上盤境界は漸移的である。
78. 141.88~144.00m ・高角度の割れ目が多い。 ●146.29~146.32m (f-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・棕色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。
79. 146.29~146.32m (f-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・棕色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°、下盤境界の傾斜は62°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
74,75	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
76,77	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・表現の見直し(m→cm)。	変更なし	(誤記)幅の単位について、cmと記載すべきところを誤ってmmと記載。	変更なし	変更なし
78	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
79	・表現の見直し(シルト混じり粗粒砂状→シルト混じり砂状)。 ・シルト混じり砂の累計幅としては、最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	記事
80	146.32~146.45m ・変質部である。 ・砂状～礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は45°である。
82	●147.04~147.06m ・破砕部である。 ・明灰色のシルト質砂状を呈する。 ・明灰色シルト質砂：累計幅2.3m ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。
83	147.06~147.20m ・変質している。 ・砂状～砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は34°である。
84	147.25~147.58m ・変質している。
85	・灰白色粘土が網目状に分布する。上端境界に幅7~4mmの灰白色礫混じりシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は38°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
80	146.32~146.45m ・変質部である。 ・砂状～礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は62°、下端境界の傾斜は45°である。
82	●147.04~147.06m ・破砕部である。 ・明灰色のシルト質砂状を呈する。 ・明灰色シルト質砂：累計幅2.3m ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。
83	147.06~147.20m ・変質している。 ・砂状～砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は34°である。
84	147.25~147.58m ・変質している。
85	・灰白色粘土が網目状に分布する。上端境界に幅7~4mmの灰白色礫混じりシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は25°、下端境界の傾斜は38°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
80	146.32~146.45m ・変質している。 ・砂状～礫状を呈する。
82	●147.04~147.48m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
85	・明灰色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
80	146.32~146.45m ・変質している。 ・砂状～礫状を呈する。
82	●147.04~147.48m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
85	・明灰色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。

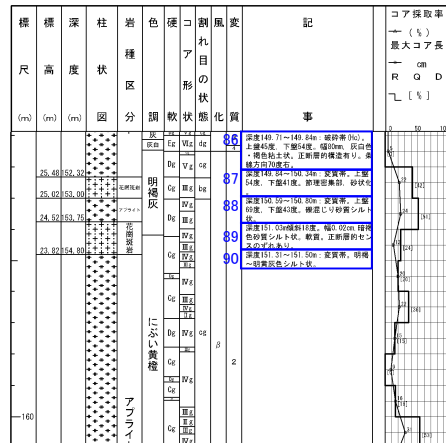
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
80	146.32~146.45m ・変質している。 ・砂状～礫状を呈する。
82	●147.04~147.48m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主にふい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。
85	・明灰色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN31° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は23°、下端境界の傾斜は34°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
80	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
81	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-10頁)。	—	—	—	—
82	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った。断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により下端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では、破砕部と同系統の低角な割れ目やシームが分布する147.25~147.48m、及び原岩組織が不明瞭な147.06~147.25mを含め、一連の破砕部と判断した。)(誤記)下端境界の見かけの傾斜として、38°と記載すべきところを誤って34°と記載。	変更なし	変更なし
83	変更なし	変更なし	・報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果から、上位の破砕帯に含めることとし、記事No.82で一括記載。	変更なし	変更なし
84,85	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-11頁)。 ・記事No.85の下端深度について、147.48mと記載すべきところを誤って147.58mと記載。	変更なし	・誤記修正(147.58m⇒147.48m)。 ・報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果から、上位の破砕帯に含めることとし、記事No.82で一括記載。	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	内容
86	●149.71~149.84m (D-I破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色~褐色粘土状を呈する。 ・灰白色~褐色粘土：累計厚80mm ・走向・傾斜はN2° W72° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は54°である。
87	149.84~150.34m ・変質している。 ・割れ目が密集する。砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は41°である。
88	150.59~150.80m ・変質している。 ・凝滞じり砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は69°、下端境界の傾斜は43°である。
90	151.31~151.50m ・変質している。 ・明褐~明黄灰色のシルト状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
86	●149.71~149.84m (D-I破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色~褐色粘土状を呈する。 ・灰白色~褐色粘土：累計厚80mm ・走向・傾斜はN2° W72° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は54°である。
87	149.84~150.34m ・変質している。 ・割れ目が密集する。砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は41°である。
88	150.59~150.80m ・変質している。 ・凝滞じり砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は69°、下端境界の傾斜は43°である。
90	151.31~151.50m ・変質している。 ・明褐~明黄灰色のシルト状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
86	●149.71~149.84m (D-I破砕帯) ・破砕部である。 ・主に褐色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅5.0cm ・走向・傾斜はN2° W72° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は54°である。
87	149.84~150.34m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は41°である。
88	150.59~150.80m ・変質している。 ・凝滞じり砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は69°、下端境界の傾斜は43°である。
90	151.31~151.50m ・変質している。 ・明褐~明黄灰色のシルト状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
86	●149.71~149.84m (D-I破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅5.0cm ・走向・傾斜はN1° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は54°である。
87	149.84~150.34m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は41°である。
88	150.59~150.80m ・変質している。 ・凝滞じり砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は69°、下端境界の傾斜は43°である。
90	151.31~151.50m ・変質している。 ・明褐~明黄灰色のシルト状を呈する。

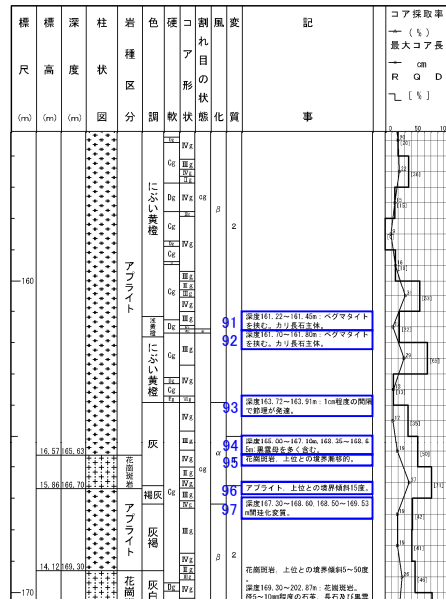
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
86	●149.71~149.84m (D-I破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅5.0cm ・走向・傾斜はN1° E72° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は54°である。
87	149.84~150.34m ・変質している。 ・割れ目が多く、砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は54°、下端境界の傾斜は41°である。
88	150.59~150.80m ・変質している。 ・凝滞じり砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は69°、下端境界の傾斜は43°である。
90	151.31~151.50m ・変質している。 ・明褐~明黄灰色のシルト状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
86	・破砕帯名を記載。 ・見かけの条線の値を真の条線の値に変換した上で、“正断層的構造有り”との記載に基づき、右ずれ正断層センスであると記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・“右ずれ正断層センスである”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では、薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・記載の適正化(N2° W72° W→N2° W72° W)。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・ポアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
87	変更なし	変更なし	・表現の見直し(割れ目が密集→割れ目が多く)。	変更なし	変更なし
88	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
89	・シルト状を呈するが、周囲の岩盤に割れ目に沿った系統的な劣化が認められないことから削除。 ・“正断層的センスのずれあり”との記載については、変位基準が不明確であるため削除。	—	—	—	—
90	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事
91. 161.22~161.45m
92. 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
93. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96. 166.70~169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
91. 161.22~161.45m
92. 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
93. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96. 166.70~169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
91. 161.22~161.45m, 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
92. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96. 166.70~169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

審査資料 (平成30年11月30日)

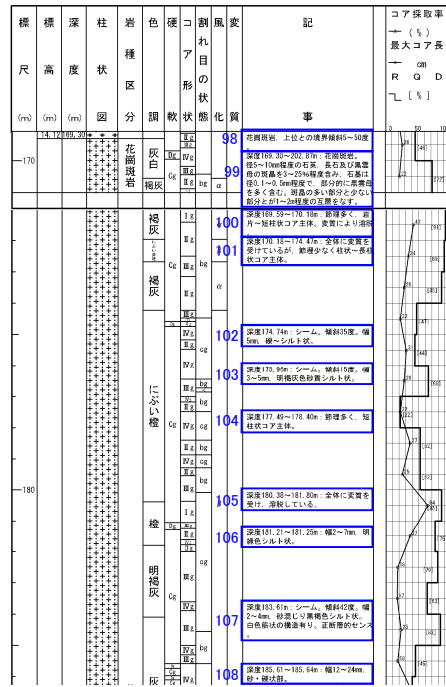
記事
91. 161.22~161.45m, 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
92. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96. 166.70~169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
91. 161.22~161.45m, 161.70~161.80m ・ペグマタイトを挟む。
92. 163.72~163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95. 165.63~166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96. 166.70~169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97. 167.30~169.53m ・珪化変質している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
91.92	・ペグマタイトについて一括記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
93	・表現の見直し(mm⇒cm)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
94	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
95	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
96	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
97	・珪化変質している深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

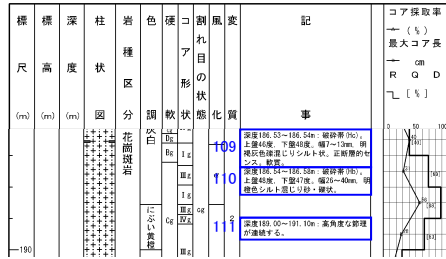
記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
98	169.30~202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°~55°である。
99	169.59~170.18m ・割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。
100	170.18~174.47m ・変質を受けているが、割れ目は少なく、柱状~長柱状を呈する。
101	177.49~178.40m ・割れ目が多く、短柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
98,99	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 (誤記)5°~50°と記載すべきところを誤って5°~55°と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
100	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
101	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
102	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-12頁)。	—	—	—	—
103	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-13頁)。	—	—	—	—
104	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
105	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
106	・シルト状を呈するが、連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
107	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-14頁)。	—	—	—	—
108	・砂・礫状を呈するが、区間の連続性に乏しく、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
109
110
111

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
109
110
111

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
109
110
111

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
109
110
111

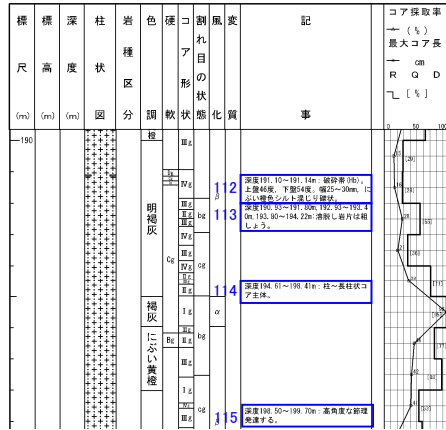
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
109
110
111

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
109,110	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の見直し(シルト混じり砂・礫状→シルト混じり礫状)。 ・礫混じりシルトの累計幅としては最大値を記載。 ・礫状を呈する区間の幅を記載しないこととしているため、シルト混じり砂・礫状の区間の幅については削除。 ・破碎部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・“軟質”との記載については、破碎部の硬軟を記載しないこととしているため削除。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎帯名を記載。 ・“正断層センスを示す”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では、薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・ポアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。 (※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) 	変更なし
111	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
●191.10～191.14m ・破砕部である。 ・にぶい橙色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
194.61～198.41m ・割れ目が少なく、柱～長柱状を呈する。
198.50～199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
●191.10～191.14m ・破砕部である。 ・にぶい橙色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
194.61～198.41m ・割れ目が少なく、柱～長柱状を呈する。
198.50～199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●191.10～191.14m(f-2-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
194.61～198.41m ・割れ目が少なく、柱～長柱状を呈する。
198.50～199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

審査資料 (平成30年11月30日)

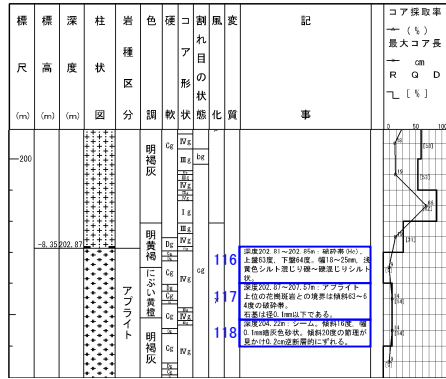
記事
●191.10～191.14m(f-2-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・幅30mmの粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
194.61～198.41m ・割れ目が少なく、柱～長柱状を呈する。
198.50～199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●191.10～191.14m(f-2-7破砕帯) ・破砕部である。 ・走向・傾斜はN2° E66° Wである。 ・幅30mmの粘土を挟在する。 ・上盤境界の傾斜は46°、下盤境界の傾斜は54°である。
194.61～198.41m ・割れ目が少なく、柱～長柱状を呈する。
198.50～199.70m ・高角度の割れ目が分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
112	・礫状を呈する区間の幅を記載しないこととしているため、シルト混じり礫状の区間の幅については削除。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅30mmの粘土を追記。	・誤記修正(“にぶい橙色の固結礫状部からなる”の削除、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
113	・溶脱については、風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
114	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
115	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
●202.81~202.85m ・破砕部である。 ・浅黄色の礫混じりシルト状~シルト混じり礫状を呈する。 ・浅黄色礫混じりシルト：累計厚25mm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アプライトである。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
●202.81~202.85m ・破砕部である。 ・浅黄色の礫混じりシルト状~シルト混じり礫状を呈する。 ・浅黄色礫混じりシルト：累計厚25mm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アプライトである。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
●202.81~202.85m(f-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の未固結礫状部及び未固結粘土状部からなる。 ・浅黄色の未固結礫状部：累計幅1.8cm ・浅黄色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アプライトである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
●202.81~202.85m(f-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・浅黄色の未固結礫状部及び未固結粘土状部からなる。 ・浅黄色の未固結礫状部：累計幅1.8cm ・浅黄色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アプライトである。

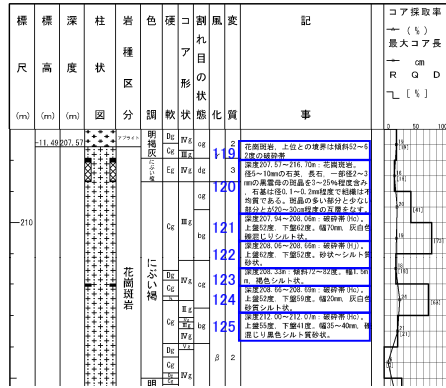
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
●202.81~202.85m(f-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・浅黄色の未固結礫状部及び未固結粘土状部からなる。 ・浅黄色の未固結礫状部：累計幅1.1cm ・浅黄色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°、下盤境界の傾斜は64°である。
●202.87~207.57m ・アプライトである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
116	<ul style="list-style-type: none"> ・礫混じりシルトの累計幅としては最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所を累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。(※ただし、断層岩区分は薄片観察結果に基づく) 	<ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(累計幅1.8cm⇒累計1.1cm、累計幅2.2cm⇒累計1.4cm、審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
117	<ul style="list-style-type: none"> ・岩種境界の破砕帯については、記事No.116で説明しているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
118	<ul style="list-style-type: none"> ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-15頁)。 	—	—	—	—

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃珣である。 ●207.94~208.69m ・破砕部である。 ・灰白色の礫混じりシルト状~にぶい橙色の砂状を呈する。
121 5 ・灰白色礫混じりシルト：累計厚90mm ・走向・傾斜はNS66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は59°である。
124 5 ●212.00~212.07m ・破砕部である。 ・黒色の礫混じりシルト質砂状を呈する。 ・黒色のシルト質砂：累計厚40mm ・走向・傾斜はN6° W63° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は41°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃珣である。 ●207.94~208.69m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はNS66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は59°である。
121 5 ・灰白色礫混じりシルト：累計厚90mm ・走向・傾斜はNS66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は59°である。
125 5 ●212.00~212.07m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の礫混じりシルト質砂状を呈する。 ・黒色の未固結粘土状部：累計幅3.8cm ・走向・傾斜はN6° W63° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は41°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃珣である。 ●207.94~208.69m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はNS66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は59°である。
121 5 ・灰白色礫混じりシルト：累計厚90mm ・走向・傾斜はNS66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は59°である。
125 5 ●212.00~212.07m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の礫混じりシルト質砂状を呈する。 ・黒色の未固結粘土状部：累計幅3.8cm ・走向・傾斜はN6° W63° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は41°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃珣である。 ●207.94~208.69m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はNS66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は59°である。
121 5 ・灰白色礫混じりシルト：累計厚90mm ・走向・傾斜はNS66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は59°である。
125 5 ●212.00~212.07m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の礫混じりシルト質砂状を呈する。 ・黒色の未固結粘土状部：累計幅3.8cm ・走向・傾斜はN6° W63° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は41°である。

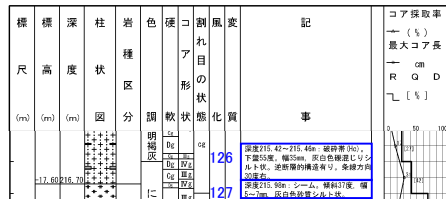
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
120 207.57~216.70m ・花崗閃珣である。 ●207.94~208.69m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はNS66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は59°である。
121 5 ・灰白色礫混じりシルト：累計厚90mm ・走向・傾斜はNS66° Wである。 ・上盤境界の傾斜は52°、下盤境界の傾斜は59°である。
125 5 ●212.00~212.07m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の礫混じりシルト質砂状を呈する。 ・黒色の未固結粘土状部：累計幅3.8cm ・走向・傾斜はN6° W63° Wである。 ・上盤境界の傾斜は55°、下盤境界の傾斜は41°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
119,120	<ul style="list-style-type: none"> ・岩種境界の破砕帯については、記事No.121で説明しているため削除。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
121~124	<ul style="list-style-type: none"> ・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、シルト状~砂状と記載。 ・"色調"の欄に基づき、にぶい橙色と記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため、端部で取得したものを除き削除。 ・礫混じりシルトの累計幅としては、破砕区分Hcの区間の幅の合計値を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・誤記修正(固結礫状部及び固結砂状部からなる一固結礫状部からなる。審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
125	<ul style="list-style-type: none"> ・シルト質砂の累計幅としては最大値を記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
<p>●215.42～215.46m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・灰白色の凝滞しりシルト状を呈する。 ・灰白色凝滞しりシルト：累計厚35mm ・走向・傾斜はN9° W69° Wである。 ・下盤境界の傾斜は55° である。 ・逆断層的構造が見られる。条線方向は30度右である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
<p>●215.42～215.46m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・灰白色の凝滞しりシルト状を呈する。 ・灰白色凝滞しりシルト：累計厚35mm ・走向・傾斜はN9° W69° Wである。 ・下盤境界の傾斜は55° である。 ・逆断層的構造が見られる。条線方向は30度右である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
<p>●215.42～215.46m (F-2-11破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN9° W64° Wである。 ・下盤境界の傾斜は55° である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
<p>●215.42～215.46m (F-2-11破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN9° W64° Wである。 ・下盤境界の傾斜は55° である。

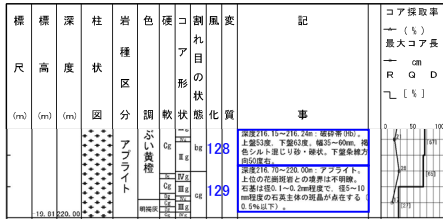
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
<p>●215.42～215.46m (F-2-11破砕帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN9° W64° Wである。 ・下盤境界の傾斜は55° である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書 (H27.11)	申請書⇒審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒審査資料 (R2.2.7)
126	<p>・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。</p>	変更なし	<p>・破砕帯名を記載。</p> <p>・性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。</p> <p>・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。</p> <p>・誤記修正 (N9° W69° W→N9° W64° W)。</p> <p>・“逆断層的構造が見られる”との記載については、肉眼観察に基づくものであり、審査資料では、薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。</p> <p>・“条線方向は30度右である”との記載については、上記再観察で見直した条線方向を性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。</p>	変更なし	変更なし
127	<p>・シームについては削除。</p> <p>・シームの削除の詳細については別途説明 (補足説明資料3 補足3-16頁)。</p>	—	—	—	—

H19-No.2

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	
128	<ul style="list-style-type: none"> ●216.15~216.24m ・破砕部である。 ・褐色のシルト混じり砂～礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN26° W61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は63度である。 ・下盤での条線方向は50度右である。
129	<ul style="list-style-type: none"> 216.70~220.00m ・アプライトである。 ・上盤境界は不明瞭である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
128	<ul style="list-style-type: none"> ●216.15~216.24m ・破砕部である。 ・褐色のシルト混じり砂～礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN26° W61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は63度である。 ・下盤での条線方向は50度右である。
129	<ul style="list-style-type: none"> 216.70~220.00m ・アプライトである。 ・上盤境界は不明瞭である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
128	<ul style="list-style-type: none"> ●216.15~216.24m(1-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° E61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は63°である。
129	<ul style="list-style-type: none"> 216.70~220.00m ・アプライトである。 ・上盤境界は不明瞭である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
128	<ul style="list-style-type: none"> ●216.15~216.24m(1-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° E61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は63°である。
129	<ul style="list-style-type: none"> 216.70~220.00m ・アプライトである。 ・上盤境界は不明瞭である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
128	<ul style="list-style-type: none"> ●216.15~216.24m(1-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° E61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°、下盤境界の傾斜は63°である。
129	<ul style="list-style-type: none"> 216.70~220.00m ・アプライトである。 ・上盤境界は不明瞭である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
128	<ul style="list-style-type: none"> ・礫状を呈する区間の幅を記載しないこととしているため、シルト混じり砂・礫状の区間の幅については削除。 ・“シルト混じり砂・礫状”と記載すべきところを誤って“シルト混じり砂～礫状”と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断、断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(N26° W61° W→N26° E61° W)。 ・“条線方向は50度右である”との記載については、上記再観察で見直した条線方向を性状一覧表に示しており、柱状図には記載しないこととしているため削除。 	変更なし	変更なし
129	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

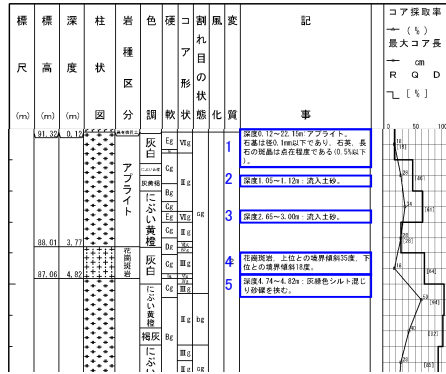
余白

H19-No.14

余白

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
A
1
4
B

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
A
1
4
B

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
A
1
4
B

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
A
1
4
B

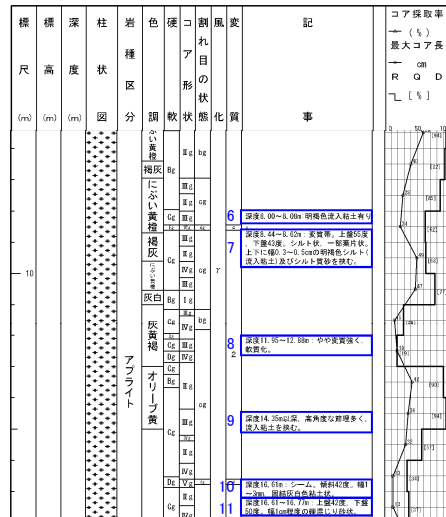
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
A
1
4
B

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
A	・柱状図に合わせて高有機質土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
1	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2,3	・流入土砂については、細粒分が割れ目を充填したものであり、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
4	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	・シルト混じり砂礫状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—	—
B	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
6 0.00~0.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7 0.44~0.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は45°である。
8 11.95~12.88m ・軟質～中硬質である。
9 14.35~16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
6 0.00~0.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7 0.44~0.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は55°、下端境界の傾斜は45°である。
8 11.95~12.88m ・軟質～中硬質である。
9 14.35~16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
6 0.00~0.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7 0.44~0.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。
8 11.95~12.88m ・軟質～中硬質である。
9 14.35~16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
6 0.00~0.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7 0.44~0.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。
8 11.95~12.88m ・軟質～中硬質である。
9 14.35~16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

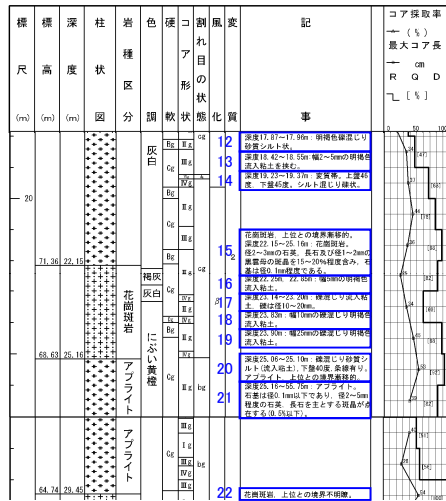
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
6 0.00~0.08m ・明褐色流入粘土が見られる。
7 0.44~0.62m ・変質している。 ・シルト状～一部葉片状を呈する。
8 11.95~12.88m ・軟質～中硬質である。
9 14.35~16.90m ・高角度の割れ目が多く、流入粘土を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
6	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	・シルト質砂については、シルト状～一部葉片状に含めて示しているため削除。 ・シルトの幅については、ばらつきがあるため削除。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・“硬軟”欄に基づき軟質～中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
9	・RQDと最大コア長が低下傾向を示すことから、“コア形状”欄に基づき、14.35～16.90mと記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-88頁)。	—	—	—	—
11	・礫混じり砂状を呈するが、礫に定向配列が認められず、周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	記事
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は45°である。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
16	22.25m 22.85m 23.14~23.20m 23.83m 23.90m
20	25.06~25.10m ・明褐色流入粘土が見られる。
21	25.16~29.45m ・アブライトである。 ・上端境界は漸移的である。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は45°である。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
16	22.25m 22.85m 23.14~23.20m 23.83m 23.90m
20	25.06~25.10m ・明褐色流入粘土が見られる。
21	25.16~29.45m ・アブライトである。 ・上端境界は漸移的である。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。
16	22.25m, 22.85m, 23.14~23.20m, 23.83m, 23.90m, 25.06~25.10m ・明褐色流入粘土が見られる。
20	25.16~29.45m ・アブライトである。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。
16	22.25m, 22.85m, 23.14~23.20m, 23.83m, 23.90m, 25.06~25.10m ・明褐色流入粘土が見られる。
20	25.16~29.45m ・アブライトである。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。

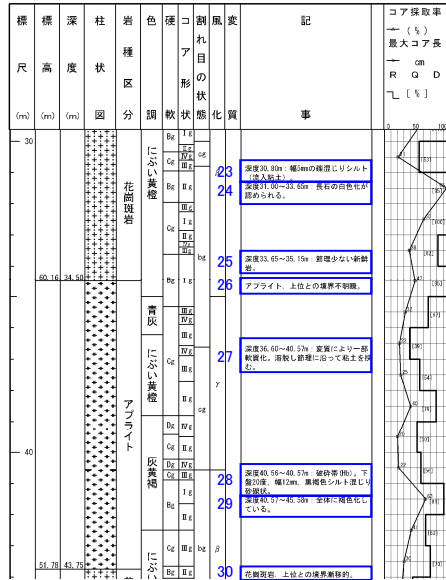
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
13	18.42~18.55m ・幅2~5mmの明褐色流入粘土が見られる。
14	19.23~19.37m ・変質している。 ・シルト混じり礫状を呈する。
15	22.15~25.16m ・花崗斑岩である。
16	22.25m, 22.85m, 23.14~23.20m, 23.83m, 23.90m, 25.06~25.10m ・明褐色流入粘土が見られる。
20	25.16~29.45m ・アブライトである。
22	29.45~34.50m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
12	・礫混じり砂質シルト状を呈するが、掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—	—
13	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16~20	・流入粘土について一括記載。 ・“条線有り”との記載については、割れ目の周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
21	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	記事
23	30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25	33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26	34.50～43.75m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
27	38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28	●40.56～40.57m ・破砕部である。 ・幅12mmの黒褐色の礫質粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。
30	43.75～45.60m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
23	30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25	33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26	34.50～43.75m ・アブライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
27	38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28	●40.56～40.57m ・破砕部である。 ・幅12mmの黒褐色の礫質粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。
30	43.75～45.60m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
23	30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25	33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26	34.50～43.75m ・アブライトである。
27	38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28	●40.56～40.57m(f-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・黒褐色の風結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。
30	43.75～45.60m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
23	30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25	33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26	34.50～43.75m ・アブライトである。
27	38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28	●40.56～40.57m(f-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。 ・幅10mmの粘土を挟在する。
30	43.75～45.60m ・花崗斑岩である。

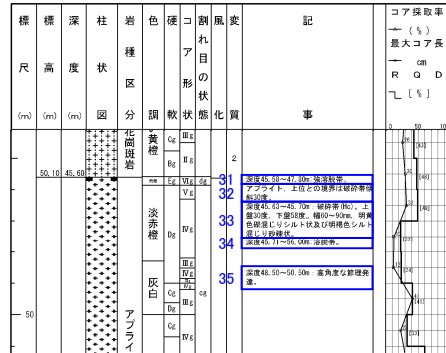
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
23	30.80m ・幅5mmの流入粘土が見られる。
25	33.65～35.15m ・割れ目が少なく、長柱状を呈する。
26	34.50～43.75m ・アブライトである。
27	38.80～40.57m ・軟質～中硬質である。 ・割れ目に沿って流入粘土を挟む。
28	●40.56～40.57m(f-14-1破砕帯) ・破砕部である。 ・走向・傾斜はN11° E77° Wである。 ・幅10mmの粘土を挟在する。
30	43.75～45.60m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
23	・流入粘土の粒度については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・長石の白色化については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	—	—	—	—
25	・割れ目の発達については、“コア形状”欄に基づき長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・一部軟質化している区間のうち、軟質化がより顕著な区間を“硬質”区分に基づき記載。 ・溶脱については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 (誤記)粘土と書くべきところを誤って流入粘土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
28	・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、礫質粘土状と記載。シルト混じり砂礫状については、より細粒な礫質粘土状を表記しているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については、補足的なものであるため削除。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について、カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて、肉眼観察の結果に基づき、保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い、幅10mmの粘土を追記。	変更なし
29	・色調については、補足的なものとして削除。	—	—	—	—
30	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
32
33
34
35

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
32
33
34
35

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
32
33
34
35

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
32
33
34
35

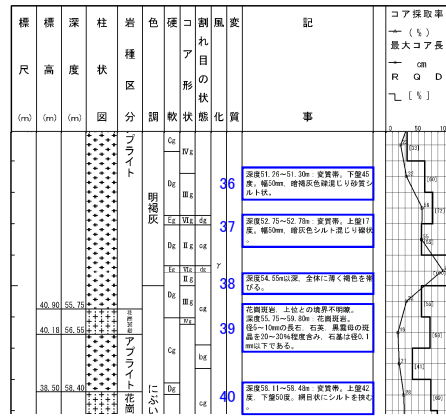
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
32
33
34
35

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
31	・強溶脱帯については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	—	—	—	—
32	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については、記事No.33で説明しているため削除。	変更なし	・岩種境界の破砕部については、記事No.33で説明しているため削除。	変更なし	変更なし
33	・表現の見直し(シルト混じり砂礫状→シルト混じり礫状)。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし
34	・誤記修正(45.71～56.00m→45.70～56.00m)。 ・溶脱帯については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。 ・“硬軟”欄に基づき、軟質であると記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
35	・“コア形状”欄に基づき岩片～柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。 ・下端境界の傾斜は45°である。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は17°である。
39 55.75~59.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は50°である。

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。 ・下端境界の傾斜は45°である。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は17°である。
39 55.75~59.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は42°、下端境界の傾斜は50°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。
39 55.75~59.80m ・花崗斑岩である。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。
39 55.75~59.80m ・花崗斑岩である。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。

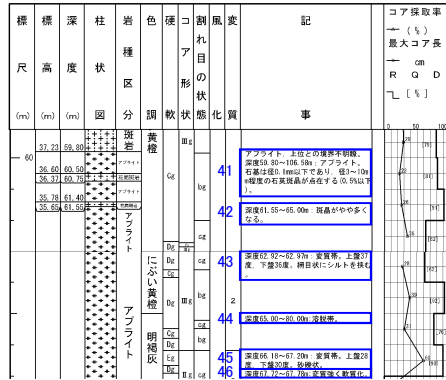
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
36 51.26~51.30m ・変質している。 ・暗褐色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
37 52.25~52.78m ・変質している。 ・暗灰色のシルト混じり礫状を呈する。
39 55.75~59.80m ・花崗斑岩である。 ・アプライトを挟む。
40 58.11~58.44m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
36	・変質している区間の幅については、補足的なものであるため削除。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・変質している区間の幅については、補足的なものであるため削除。 (誤記)52.75~52.78mと書くべきところを誤って52.25~52.78mと記載。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	・色調の記載は、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
39	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。 ・柱状図に合わせてアプライトの挟在について記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	(誤記)58.11~58.48mと書くべきところを誤って58.11~58.44mと記載。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案 (平成27年11月)

記事	記事
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・上端境界は不明瞭。 ・花崗斑岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
43	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は37°、下端傾斜の境界は36°である。
44	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は30°である。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は30°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	記事
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・上端境界は不明瞭。 ・花崗斑岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
43	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は37°、下端傾斜の境界は36°である。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。 ・上端境界の傾斜は28°、下端境界の傾斜は30°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	記事
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・花崗斑岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
43	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	記事
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・花崗斑岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
43	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。

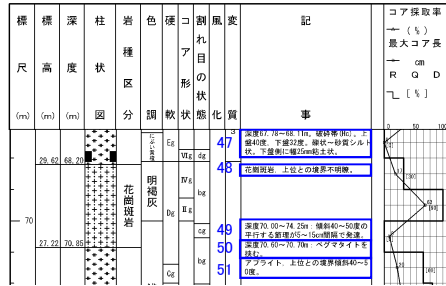
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	記事
41	59.80~68.20m ・アフライトである。 ・花崗斑岩を挟む。
42	61.55~65.00m ・斑晶がやや多い。 62.70~66.18m ・軟質である。
43	62.92~62.97m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。
45	66.18~67.20m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
41	・柱状図に合わせて花崗斑岩を挟むアフライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
C	・上位に比べて軟質なC _L 級岩盤が連続して分布することから、“硬軟”欄に基づき軟質であると記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・溶脱帯については、風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	—	—	—	—
45	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・硬軟の程度については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	内容
47	●67.78~68.11m ・破砕部である。 ・粘土状~礫状を呈する。 ・粘土・累計厚25mm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上端境界は傾斜40°、下端境界は傾斜32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は40°~50°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
47	●67.78~68.11m ・破砕部である。 ・粘土状~礫状を呈する。 ・粘土・累計厚25mm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上端境界は傾斜40°、下端境界は傾斜32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は40°~50°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
47	●66.90~68.11m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	内容
47	●66.90~68.11m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。

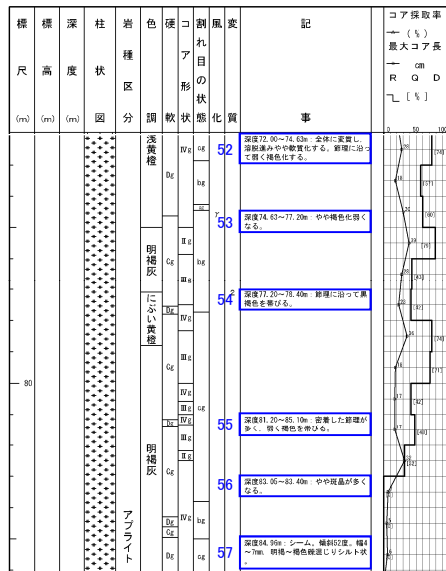
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
47	●66.90~68.11m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・にぶい黄褐色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm ・走向・傾斜はN11° W78° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°、下端境界の傾斜は32°である。
48	68.20~70.85m ・花崗斑岩である。
D	68.20~74.47m ・軟質である。
50	70.60~70.70m ・ベグマタイトを挟む。
51	70.85~106.58m ・アブライトである。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
47	・性状について、報告書では破砕区分の記号で示していたが、観察による粒度を示すこととし、粘土状~礫状と記載。砂質シルト状については、より細粒な粘土状を表示しているため削除。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 ・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により上端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では、破砕部と同系統の中~高角な割れ目が分布し、原岩組織が不明瞭となっている区間を含め、一連の破砕部と判断した。) (誤記)上端境界の見かけ傾斜として、"上端境界の傾斜は不明"と書くべきところを誤って"上端境界の傾斜は40°"と記載。	変更なし	変更なし
48	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の発達程度については、RQD、最大コア長、岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
D	・軟質なC _L 級岩盤が連続することから、"硬軟"欄に基づき軟質であると記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
50	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
51	・柱状図に合わせてアブライトとその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	
52	72.43～72.70m ・割れ目が多い。 74.77～80.00m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
F	82.50～86.12m ・割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
G	84.30～86.12m ・軟質である。
56	83.05～83.40m ・斑晶がやや多い。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	
52	72.43～72.70m ・割れ目が多い。 74.77～80.00m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
F	82.50～86.12m ・割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
G	84.30～86.12m ・軟質である。
56	83.05～83.40m ・斑晶がやや多い。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	
52	●72.43～72.70m(F-4-5-3破砕帯) ・破砕部である。 ・迷黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN32° W77° Wである。 74.77～80.00m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
F	82.50～86.12m ・割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
G	84.30～86.12m ・軟質である。
56	83.05～83.40m ・斑晶がやや多い。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事	
52	●72.43～72.70m(F-4-5-3破砕帯) ・破砕部である。 ・迷黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN32° W77° Wである。 74.77～80.00m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
F	82.50～86.12m ・割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
G	84.30～86.12m ・軟質である。
56	83.05～83.40m ・斑晶がやや多い。

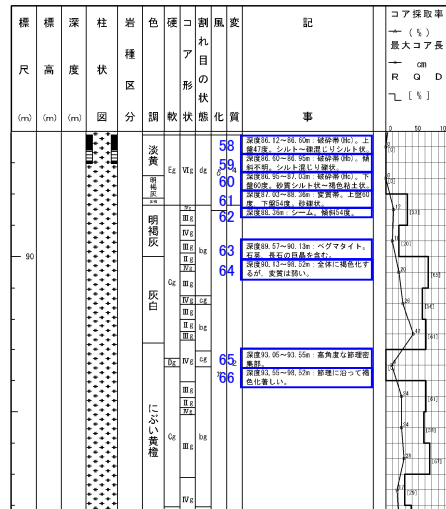
審査資料 (令和2年2月7日)

記事	
52	●72.43～72.70m(F-4-5-3破砕帯) ・破砕部である。 ・迷黄褐色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・走向・傾斜はN32° W77° Wである。 74.77～80.00m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
F	82.50～86.12m ・割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。
G	84.30～86.12m ・軟質である。
56	83.05～83.40m ・斑晶がやや多い。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)	
52	・溶脱については、風化・変質に関する補足的な記載であるため削除。 ・硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・全体に変質している区間のうち、系統的な割れ目の発達が見られる区間をコア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-20頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
E	・RQDと最大コア長が比較的大きいC _M '級岩盤が連続することから、“コア形状”欄に基づき柱状～長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
53, 54	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—	
55	・割れ目の密着状態や色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—	
F	・RQDと最大コア長の低下が顕著なC _L '級岩盤が連続することから、“コア形状”欄に基づき岩片～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
G	・C _L '級区間のうち、軟質な区間を“硬軟”欄に基づき記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
56	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	
57	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-89頁)。	—	—	—	—	

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事	内容
H	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。
58	・86.12~86.60m: シルト状~硬直シリルト状を呈する。
59	・86.60~86.95m: シルト混じり塊状を呈する。
60	・86.95~87.03m: 砂質シルト状~褐色粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は60°である。
I	87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
61	・88.36~89.55m: ペグマタイトを挟む。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は54°である。
63	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。
65	93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事	内容
H	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。
58	・86.12~86.60m: シルト状~硬直シリルト状を呈する。
59	・86.60~86.95m: シルト混じり塊状を呈する。
60	・86.95~87.03m: 砂質シルト状~褐色粘土状を呈する。 ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は60°である。
I	87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
61	・88.36~89.55m: ペグマタイトを挟む。 ・上端境界の傾斜は60°、下端境界の傾斜は54°である。
63	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。
65	93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事	内容
H,I	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部: 累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は60°である。
61	87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
63	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。
65	93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

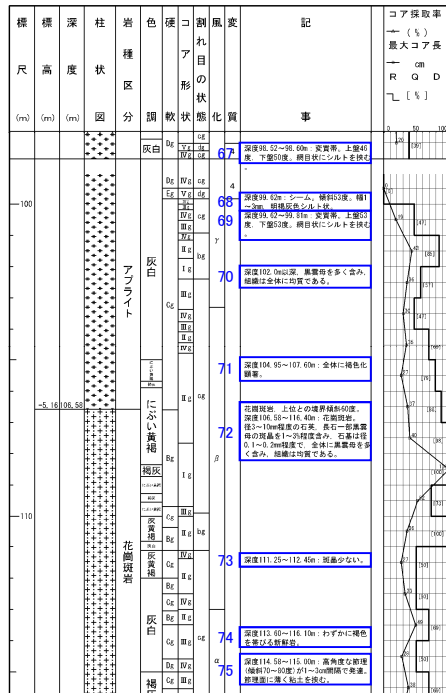
記事	内容
H,I	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部: 累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は60°である。
61	87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
63	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。
65	93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事	内容
H,I	●86.12~87.03m (D-1破砕帯) ・破砕帯である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部: 累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN20° E81° Wである。 ・上端境界の傾斜は47°、下端境界の傾斜は60°である。
61	87.03~88.36m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
63	89.57~90.13m ・ペグマタイトを挟む。
65	93.05~93.55m ・高角度の割れ目が多く、岩片~短柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書 (H27.11)	申請書 (H27.11) ⇒ 審査資料 (H29.12.22)	審査資料 (H29.12.22) ⇒ 審査資料 (H30.11.30)	審査資料 (H30.11.30) ⇒ 審査資料 (R2.2.7)
H,I	<ul style="list-style-type: none"> 記事58~記事60をまとめ書きし、区間深度及び境界の見かけ傾斜を記載。 破砕帯名を記載。 薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ポアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 	変更なし	<ul style="list-style-type: none"> 性状及び色調については、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩 (断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト) を判断。その後、申請書提出から審査会合 (H29.12.22) までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが、肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状と記載。 上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。 	変更なし	変更なし
58	・破砕帯の記載及び境界の見かけ傾斜については、記事Hにまとめ書きしたため削除。	変更なし	・記事Hに一括記載するため削除。	—	—
59	・破砕帯の記載については、記事Hにまとめ書きしたため削除。 ・境界の傾斜の不明瞭さについては、補足的であるため削除。	変更なし	・記事Hに一括記載するため削除。	—	—
60	・破砕帯の記載及び境界の見かけ傾斜については、記事Hにまとめ書きしたため削除。	変更なし	・記事Hに一括記載するため削除。	—	—
61	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
62	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-90頁)。	—	—	—	—
63	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており、鉱物組成、粒径については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
64	・色調については、補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
65	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片~短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
66	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

委託報告書
(平成19年)



設置許可申請書案

記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。 ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は60°である。
72	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

設置許可申請書
(平成27年11月)

記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。 ・花崗閃岩である。 ・上端境界の傾斜は60°である。
72	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

審査資料
(平成29年12月22日)

記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
72	106.58~116.40m ・花崗閃岩である。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

審査資料
(平成30年11月30日)

記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
72	106.58~116.40m ・花崗閃岩である。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

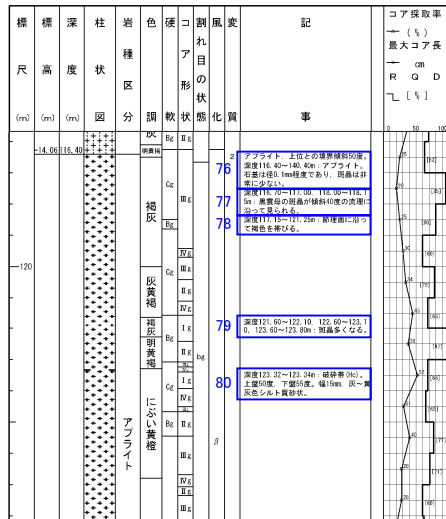
審査資料
(令和2年2月7日)

記事	記事
67	98.52~98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°、下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52~99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62~99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°、下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48~109.97m ・割れ目が少なく、柱状～長柱状を呈する。
72	106.58~116.40m ・花崗閃岩である。
73	111.25~112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58~115.00m ・高角度の割れ目が多く、岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
67	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
68	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-91頁)。	—	—	—	—
J	・RQD及び最大コア長の低下が顕著であることから、“硬軟”欄及び“コア形状”欄に基づき、岩盤の劣化を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
69	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
70	・斑晶については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
K	・RQDの増大傾向が顕著であることから、“コア形状”欄に基づき割れ目の少ない区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
71	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
72	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし
73	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
74	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
75	・割れ目の発達程度については、“コア形状”欄に基づき岩片～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
76 116.40~140.40m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は50°である。
79 121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m ・破砕部である。 ・幅15mmの灰~黄灰色シルト質砂状を呈する
80 走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
76 116.40~140.40m ・アブライトである。 ・上端境界の傾斜は50°である。
79 121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m ・破砕部である。 ・幅15mmの灰~黄灰色シルト質砂状を呈する
80 走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
76 116.40~140.40m ・アブライトである。
79 121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m (f-14-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
80 走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
76 116.40~140.40m ・アブライトである。
79 121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m (f-14-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
80 走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

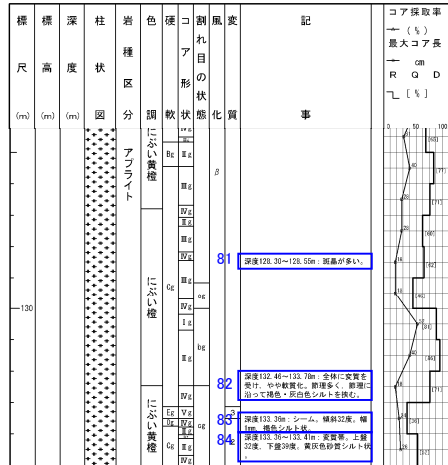
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
76 116.40~140.40m ・アブライトである。
79 121.60~122.10m 122.60~123.10m 123.60~123.80m ・斑晶が多い。 ●123.32~123.34m (f-14-5破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
80 走向・傾斜はN32° E79° Wである。 ・上盤境界の傾斜は50°、下盤境界の傾斜は55°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
76	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
77	・斑晶、流理については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
78	・割れ目治いの色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
79	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
80	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については、申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った、断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度、連続性、硬軟に基づき、断層岩(断層ガウジ、断層角礫、カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部、断層角礫を未固結礫状部、カタクレーサイトを性状に応じて、固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所を累計幅を記載。	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
81 128.30~128.55m ・斑晶が多い。
82 132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84 133.36~133.41m ・変質している。 ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は39°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
81 128.30~128.55m ・斑晶が多い。
82 132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84 133.36~133.41m ・変質している。 ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。 ・上端境界の傾斜は32°、下端境界の傾斜は39°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
81 128.30~128.55m ・斑晶が多い。
82 132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84 133.36~133.41m ・変質している。 ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
81 128.30~128.55m ・斑晶が多い。
82 132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84 133.36~133.41m ・変質している。 ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。

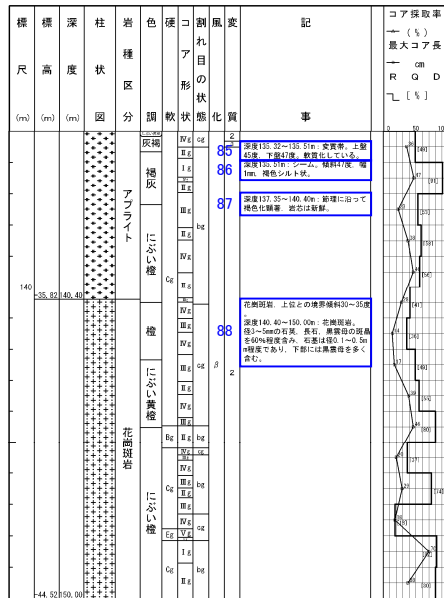
審査資料 (令和2年2月7日)

記事
81 128.30~128.55m ・斑晶が多い。
82 132.46~133.78m ・割れ目が多く、岩片状~短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って褐~灰白色シルトを挟む。
84 133.36~133.41m ・変質している。 ・黄灰色の砂質シルト状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
81	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
82	・変質を伴う硬軟については、岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDの低下が見られることから、割れ目の発達程度について、“コア形状”欄に基づき岩片状~短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
83	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-92頁)。	—	—	—	—
84	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書 (平成19年)



設置許可申請書案

記事
85 135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は47°である。
86 140.40~150.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は30°~35°である。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
85 135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は45°、下端境界の傾斜は47°である。
88 140.40~150.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は30°~35°である。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
85 135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。
88 140.40~150.00m ・花崗斑岩である。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
85 135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。
88 140.40~150.00m ・花崗斑岩である。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
85 135.32~135.51m ・変質している。 ・軟質化している。
88 140.40~150.00m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
85	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
86	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-93頁)。	—	—	—	—
87	・割れ目沿いの変色については、補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については、当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—	—	—
88	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-②-1

余白

委託報告書
(平成20年)

標尺	標高	深	柱	岩	色	硬	割	風	記	コア採取率
尺	高度	度	状	種	調	軟	れ	化	事	(%)
(m)	(m)	(m)	因	分	調	状	目	質		最大コア長
							形			cm
							状			R
							化			Q
							質			D
										L (%)
68.94	0.07		ア プ ラ イ ト	淡 橙	Es	Wt	dg	1	0.00~0.07m ・腐植土である。	2
66.71	2.30		ア プ ラ イ ト	淡 橙	Es	Wt	dg	2	0.07~0.05m ・アプライトが主体である。	3
66.30	2.65m		ア プ ラ イ ト	淡 橙	Es	Wt	dg	3	2.30~2.65m 2.90~3.20m 3.95~4.34m ・花崗斑岩である。	4
66.11	3.30		ア プ ラ イ ト	淡 橙	Es	Wt	dg	4	0.07~2.01m ・アプライトとの境界は漸移的である。	5
65.06	3.95		ア プ ラ イ ト	淡 橙	Es	Wt	dg	5	0.07~2.01m ・極めて軟質である。	6
64.67	4.34		ア プ ラ イ ト	淡 橙	Es	Wt	dg	6	2.01~10.94m コアはやや軟質で、ハ ンマーで観察することが多い。	7
			ア プ ラ イ ト	淡 橙	Es	Wt	dg	7	2.30~2.65m 2.90~3.20m 3.95~ 4.34m間は斑晶の含有量がやや多い 花崗斑岩を採る。アプライトとの境 界は漸移的である。	8
61.84	7.17		花 崗 斑 岩	淡 橙	Es	Wt	dg	9	7.17~7.65m ・変質している。	9
61.37	7.69		花 崗 斑 岩	淡 橙	Es	Wt	dg	10	7.71~8.81m ・傾斜40°~75°程度、幅1mm以下の石英脈 を多数採む。	10
60.98	8.05		花 崗 斑 岩	淡 橙	Es	Wt	dg	10	8.05~10.94m ・花崗斑岩である。	10
59.34	9.67		花 崗 斑 岩	淡 橙	Es	Wt	dg			
10.83.92	10.06		花 崗 斑 岩	淡 橙	Es	Wt	dg			

設置許可申請書案

記	事
1	0.00~0.07m ・腐植土である。
2	0.07~0.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30~2.65m 2.90~3.20m 3.95~4.34m ・花崗斑岩である。
3	0.07~2.01m ・アプライトとの境界は漸移的である。
3	0.07~2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07~14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる
4	2.01~10.94m ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白 色粘土を伴うことが多い。
5	2.01~10.94m ・軟質である。
7	7.17~7.65m ・変質している。
7	7.71~8.81m ・灰白色粘土が縞目状に分布する。
9	7.71~8.81m ・傾斜40°~75°程度、幅1mm以下の石英脈 を多数採む。
10	8.05~10.94m ・花崗斑岩である。
10	アプライトとの境界は漸移的である。

設置許可申請書
(平成27年11月)

記	事
1	0.00~0.07m ・腐植土である。
2	0.07~0.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30~2.65m 2.90~3.20m 3.95~4.34m ・花崗斑岩である。
3	0.07~2.01m ・アプライトとの境界は漸移的である。
3	0.07~2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07~14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる
4	2.01~10.94m ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白 色粘土を伴うことが多い。
5	2.01~10.94m ・軟質である。
7	7.17~7.65m ・変質している。
7	7.71~8.81m ・灰白色粘土が縞目状に分布する。
9	7.71~8.81m ・傾斜40°~75°程度、幅1mm以下の石英脈 を多数採む。
10	8.05~10.94m ・花崗斑岩である。
10	アプライトとの境界は漸移的である。

審査資料
(平成29年12月22日)

記	事
1	0.00~0.07m ・腐植土である。
2	0.07~0.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30~2.65m 2.90~3.20m 3.95~4.34m ・花崗斑岩である。
3	0.07~2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07~14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる
5	2.01~10.94m ・軟質である。
7	7.17~7.65m ・変質している。
9	7.71~8.81m ・傾斜40°~75°程度、幅1mm以下の石英脈 を多数採む。
10	8.05~10.94m ・花崗斑岩である。

審査資料
(平成30年11月30日)

記	事
1	0.00~0.07m ・腐植土である。
2	0.07~0.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30~2.65m 2.90~3.20m 3.95~4.34m ・花崗斑岩である。
3	0.07~2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07~14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる
5	2.01~10.94m ・軟質である。
7	7.17~7.65m ・変質している。
9	7.71~8.81m ・傾斜40°~75°程度、幅1mm以下の石英脈 を多数採む。
10	8.05~10.94m ・花崗斑岩である。

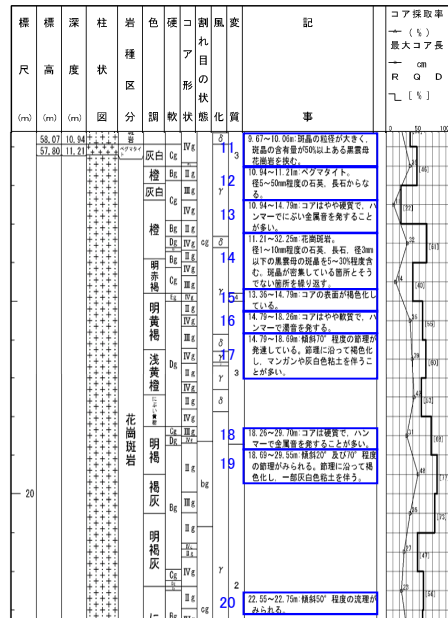
審査資料
(令和2年2月7日)

記	事
1	0.00~0.07m ・腐植土である。
2	0.07~0.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30~2.65m 2.90~3.20m 3.95~4.34m ・花崗斑岩である。
3	0.07~2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07~14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる
5	2.01~10.94m ・軟質である。
7	7.17~7.65m ・変質している。
9	7.71~8.81m ・傾斜40°~75°程度、幅1mm以下の石英脈 を多数採む。
10	8.05~10.94m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	・“硬軟”欄に基づき極めて軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	・幅については、区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・ペグマタイトの斑晶の鉱物組成については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
9	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては、補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-②-1

委託報告書 (平成20年)



設置許可申請書案

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
12 10.94~14.79m ・中硬質である。 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
13 14.79~18.26m ・軟質である。
14 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
16 18.26~29.70m ・硬質である。
17 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
18 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
20 22.55~22.75m 傾斜50°程度の流理が見られる。

設置許可申請書 (平成27年11月)

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
12 10.94~14.79m ・中硬質である。 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
13 14.79~18.26m ・軟質である。
14 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
16 18.26~29.70m ・硬質である。
17 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
18 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

審査資料 (平成29年12月22日)

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
12 10.94~14.79m ・中硬質である。 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
13 14.79~18.26m ・軟質である。
14 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
16 18.26~29.70m ・硬質である。
17 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
18 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

審査資料 (平成30年11月30日)

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
12 10.94~14.79m ・中硬質である。 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
13 14.79~18.26m ・軟質である。
14 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
16 18.26~29.70m ・硬質である。
17 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
18 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

審査資料 (令和2年2月7日)

記事
11 9.67~10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。 10.94~11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5~50mm程度の石英、長石からなる。
12 10.94~14.79m ・中硬質である。 11.21~32.25m ・花崗閃岩である。
13 14.79~18.26m ・軟質である。
14 14.79~18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
16 18.26~29.70m ・硬質である。
17 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
18 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。
19 18.69~29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
13	・“硬軟”欄に基づき中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり、石基及び斑晶の種類、粒径等については、特に目立つ区間のみ記載することとしており、特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・色調については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
16	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18	・“硬軟”欄に基づき硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	・誤記修正(割れ目節理⇒割れ目)。	変更なし	変更なし
20	・流理については、補足的なものであるため削除。	—	—	—	—